

別紙

中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る
査定方針

平成26年4月
経済産業省

目 次

はじめに	P 2
基本的な考え方	P 4
1. 人件費	P 8
2. 燃料費	P 21
3. 購入・販売電力料	P 28
4. 設備投資関連費用	P 38
5. 事業報酬率	P 45
6. 修繕費	P 50
7. 公租公課	P 53
8. 原子力バックエンド費用	P 55
9. その他経費・控除収益	P 59
10. スマートメーター関連費用	P 74
11. ヤードスティック査定	P 79
12. 費用の配賦・レートメーク	P 81
13. 情報提供等	P 89

(参考)

(1) 電気料金審査専門小委員会委員等名簿	P 90
(2) 公聴会(名古屋会場)の概要	P 92
(3) 中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント(消費者庁)	P 107
(4) 中部電力に係る消費者庁からの意見への対応について	P 114

～はじめに～

-審査の経緯-

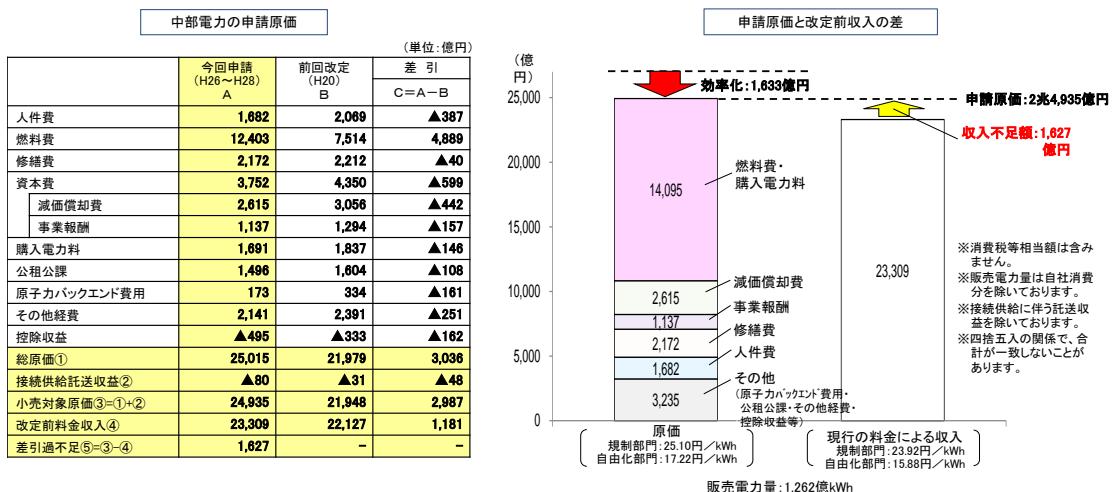
(1)平成 25 年 10 月 29 日付けで中部電力株式会社(以下、「中部電力」という。)から電気事業法第 19 条第 1 項の規定に基づき、供給約款変更認可申請(以下、「料金認可申請」という。)が提出された。

(2)経済産業省においては、電気料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ中立的・客観的な観点から料金査定方針等の検討を行うために、「総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会」を東京電力の料金認可申請時に設置した(委員長:安念潤司 中央大学法科大学院教授、委員長代理:山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授)。電気料金審査専門委員会は平成 24 年 5 月 15 日の第 1 回以降、平成 25 年 6 月 14 日の第 31 回まで開催され、その後、平成 25 年 7 月 1 日の審議会の見直しに伴い、委員会名が「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会」に変更された。(委員長、委員の構成に変更はなく、引き続き東北電力、四国電力及び北海道電力の料金審査が行われた。)「電気料金審査専門小委員会」は、平成 25 年 7 月 5 日に第 1 回が開催され、平成 26 年 3 月 14 日までに 14 回開催されている。

※以下、「電気料金審査専門委員会」「電気料金審査専門小委員会」をあわせて「委員会」という。ただし、委員会の具体的な回を特定する必要がある場合には、前者を「第〇回委員会」、後者を「第〇回小委員会」と略称する。

(3)委員会は、平成 25 年 11 月 7 日の第 6 回小委員会以降、中部電力から経済産業省に提出された料金認可申請について審議し、平成 26 年 3 月 14 日まで 9 回開催した。これまでと同様に、審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催するとともに、会議のインターネット中継を行った。加えて、全 9 回について、オブザーバー(消費者団体、中小企業団体、消費者庁)の参加を得て、活発にご議論をいただいた。

【中部電力株式会社の供給約款変更認可申請の概要】



(4) また、広く一般の意見を聴取するため、第 6 回小委員会においては、消費者団体、中小企業団体関係者を招き、意見を聴取(自治体関係者はビデオにて意見陳述)。平成 25 年 12 月 26 日には中部電力の値上げに係る公聴会が名古屋にて開催され、委員 5 名が参加するとともに、第 11 回小委員会においては公聴会に寄せられた意見が事務局から報告された。また、第 11 回小委員会においては、「国民の声」に寄せられた生の意見を公表するなど、随時の議論に反映してきた。更に、1 月 24 日の第 11 回小委員会には中部電力に関して、消費者庁からチェックポイントが提出され、それも踏まえながら、以降の審議が行われた。加えて、1 月 24 日の第 11 回小委員会では中部電力について、「国民の声」に寄せられた生の意見を公表するなど、随時議論に反映してきた。

(5) 経済産業省は申請後より継続的に中部電力に対しヒアリングを実施するとともに、平成 25 年 11 月 11 日(月)から 11 月 15 日(金)まで中部電力に対し、電気事業法第 107 条の規定に基づく立入検査である「特別監査」を実施し、帳簿等を直接確認した。

(6) 平成 25 年 12 月 10 日の第 9 回小委員会以降、委員が 2~3 人 1 組となって、担当分野につき査定方針案の検討を行った。委員は、経済産業省が中部電力から提出を受けた契約書のコピーを含む資料を確認し、必要に応じて電力会社に対し資料の追加提出を要請し、提出のあった資料を確認した。さらに、委員は経済産業省へのヒアリング時に上記「特別監査」の実施状況も確認した。委員から経済産業省に対するヒアリング時間は、延べ 101 回、約 126 時間に及んだ。

(7) こうした確認作業に基づき、委員は経済産業省に対し、担当分野の査定方針に係る資

料の作成を指示し、経済産業省はヒアリング時の委員の指摘や追加コメントを踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。その結果、第 14 回(3 月 14 日)小委員会で委員会としての査定方針案が取りまとめられ、同日、経済産業大臣に提出された。

(8)なお、委員会が査定方針案をとりまとめにあたっては、東京電力、関西電力、九州電力、東北電力、四国電力、北海道電力からの料金値上げ審査時と同様に、電気事業法及び同法に基づく規則、一般電気事業供給約款審査要領(以下「審査要領」という。)、「電気料金制度・運用に係る有識者会議報告書」等予め定められたルールに則って、査定方針案を中立的・客観的かつ専門的な見地から検討した。

(9)経済産業省は委員会で取りまとめられた査定方針案をもって消費者庁と協議を行った。4 月 10 日に経済産業大臣と消費者担当大臣との間で協議が整ったことを受け、以下のとおり、経済産業省としての査定方針を策定した。

物価問題に関する関係閣僚会議

長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とする。会議は内閣官房長官が主宰し、会議の庶務は消費者庁において処理する。

【構成員】 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)及び内閣官房長官とする。

※「閣僚会議の開催について」:平成 5 年 8 月 24 日(平成 24 年 12 月 7 日最終改正)閣議口頭了解

～基本的な考え方～

電気事業法第 19 条第 1 項に基づく電気料金の値上げ申請について、一般電気事業供給約款料金算定規則等の電気事業法関連規定、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成 24 年 3 月)、及び平成 24 年 5 月 11 日の東京電力株式会社の値上げ認可申請審査以降、6 社の申請を審査した結果を踏まえた、審査要領(平成 25 年 12 月 5 日改定(※))に照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかを審査する。

※審査要領は、先行 6 社における査定方針を踏まえ、内容の明確化を図る形で平成 25 年 12 月 5 日に改定された。中部電力の申請は、審査要領の改定前に提出されたが、新審査要領は旧審査要領と反するものではなく、内容が明確化されたものであり、新審査要領は 10 月 15 日の第 5 回小委員会の議論を踏ま

え、10月22日には意見募集のため公表されていたところであることから、本件申請に当たっては、新審査要領に基づき審査を行う事とした。

その結果、以下の基本的な考え方に基づき、全費用項目を査定すべきである。

- (1)電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費(公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。)、寄付金及び団体費は原価算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの(交際費、政治献金、書画骨董等)については、原価算入を認めない。これらは、申請された原価に含まれる費用のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(電気事業法第22条第1項の規定に基づき一般電気事業者等が届け出た料金その他の供給条件に係る購入電力料等)についても適用する。
- (2)契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
- (3)資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。

これまでの関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力(以下、「関西電力等」という。)の査定においては、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け 10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※1)を除き、コスト削減額が原則 10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際各電力が震災後に行った取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

今回の中部電力の申請についても、この方針に沿って査定を行うことが適当である。中部電力は申請原価上、設備投資及び修繕費等(※2)の資機材・役務調達のうち、今後契約を締結するものについて、①東日本大震災前の価格水準から 10%の調達価格を削減す

ることと、②子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分についても、出資比率に応じ 10%の調達価格を削減することを基本方針とし、これらを合わせた平均 10.31%(うち子会社・関係会社取引分 0.31%)を設備投資及び修繕費等への効率化として織り込んでいる(コスト削減を求めることが困難な費用を除く)。この効率化の水準は東京電力及び関西電力等の査定水準と同等である。

また、価格水準について、中部電力と東京電力のそれぞれの委託人件費単価を比較したところ、中部電力の方が低い水準であった。更に、公共工事設計労務単価(※3)と比較することが可能な 37 職種(電工、機械運転工、塗装工等)について、中部電力、中部 5 県平均及び全国平均の単価を見比べたところ、中部電力が今回の原価算定に適用した平成 25 年度単価は中部 5 県平均及び全国平均より低い水準であるとともに、震災前の平成 23 年度単価と同じ水準であった。

以上を勘案すると、中部電力の設備投資及び修繕費等の効率化の織り込みについては適当であると考えられる。

- ※1 コスト削減が困難な費用の例… 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等
- ※2 設備投資、修繕費、固定資産除却費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、研究費、養成費等
- ※3 農林水産省及び国土交通省が公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務の単価を決定したもの

- (4)申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
- (5)従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの(相談役及び顧問等)に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設(社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。)に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価算入を認めない。
- (6)人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これを踏まえ査定を行う。
- (7)「その他経費」については、審査要領に従い、比較査定(ヤードスティック査定)を行う。

＜基本的な考え方(3)及び(4)についての査定結果＞

申請原価では調達等の効率化の対象外となっているが、今後、競争入札を導入すること等により効率化が期待できるものについては、本査定方針における基本的な考え方(3)並びに(4)に示す査定方針を適用し、当該効率化努力分を料金原価から減額する。

…1. 71億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)を適用」)

…4. 93億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)を適用」)

計 6. 64億円料金原価から減額する

1. 人件費

＜申請額：1,682 億円(H26～28 平均)＞

【人件費の概要】

人件費は、電気事業を運営する従業員、検針員等の人員を雇用等するための費用であり、役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給の8営業費項目で構成されている。

1. 役員給与：役員に対して支給される給与。ただし、従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を除く。
2. 給料手当：従業員に対する給与。
3. 給料手当(控除口(貸方))：組合活動、欠勤、懲戒休業等による給料の不払分。
4. 給料手当振替額(貸方)：「給料手当」に計上する金額のうち、建設工事等に従事した者の給料手当を各該当科目へ振り替えた金額。
5. 退職給与金：従業員に対する退職に係る支払額。
6. 厚生費(法定厚生費)：健康保険料、労災保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災補償費、健康診断費等の額。
7. 厚生費(一般厚生費)：保健費、厚生施設費、文化体育費、慶弔費、団体生命保険料等の額。
8. 委託検針費：従業員以外の者に検針を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるもの。
9. 委託集金費：従業員以外の者に集金を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるもの。
10. 雜給：従業員以外の者(役員を除く)に対する給与・厚生費及び退職金。

【申請概要】

				(億円、人)
	①今回 H26～H28	②前回 H20	③差引 ①-②	主な増減要因
役員給与	3	8	▲ 6	・役員給与をメルクマール水準(1,800万円/人)まで引き下げ
給料手当	1,203	1,445	▲ 242	
基準賃金	916	874	43	
基準外賃金	166	203	▲ 37	・社員年収をメルクマール水準(624万円/人)まで引き下げ
諸給与金	200	420	▲ 220	
控除口	▲ 79	▲ 52	▲ 27	・出向にかかる会社負担分を一部原価不算入
給料手当振替額	▲ 20	▲ 20	▲ 0	
退職給与金	148	246	▲ 97	・数理計算上の差異償却費用の減 ・退職給与金はメルクマール水準(2,491万円/人)
厚生費	230	242	▲ 11	
法定厚生費	181	189	▲ 8	・健康保険料の会社負担率をH28に53.49%まで引き下げ
一般厚生費	49	53	▲ 4	・保養所の全廃等を反映
委託検針集金費	61	68	▲ 7	
雑給	57	81	▲ 24	・嘱託員数の削減、顧問等の給与を全額不算入
人件費計	1,682	2,069	▲ 387	
経費対象人員	17,975	16,057	1,918	・定期採用の抑制 (H25実：505名、H26予：450名、H27予：400名、H28予：400名)

注：控除口は出向者の給与の戻入分等

注：給料手当振替額は建設工事等への従事者分の振替額

(1) 人員計画

① 業務運営の効率化の取り組み

これまで組織の統廃合(営業所、電力センター及び支店給電制御所の統廃合)や業務の集中化(給与・厚生サービスセンターの設置、営業所の電話受付業務及び料金業務の集中処理化)等を実施。

② 在籍人員(各年度末時点)

平成 24 年度(実績)17,378 人、25 年度 17,731 人、26 年度 18,049 人、27 年度 18,296 人、28 年度 18,304 人

③ 経費対象人員(各年度末時点、上記②の内数で建設従事者、附帯事業従事者、無給者を除く)

平成 24 年度(実績)16,968 人、25 年度 17,328 人、26 年度 17,686 人、27 年度 17,915 人、28 年度 17,932 人

・原価算定期間(26-28 年度)の 3 力年平均の経費対象人員は 17,975 人 (20 年度改定 16,057 人 +1,918 人)

・平成 25 年 4 月より「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が施行されたことに伴い、満 65 才までの再雇用者(シニア・スタッフ)を経費対象人員に含めて整理。

④ 新規採用者数

平成 24 年度(実績)546 人、26 年度 450 人、27 年度 400 人、28 年度 400 人

⑤ 退職者数(括弧書きは定年者数で内数)

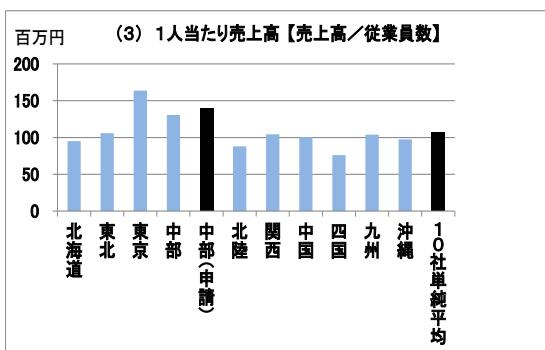
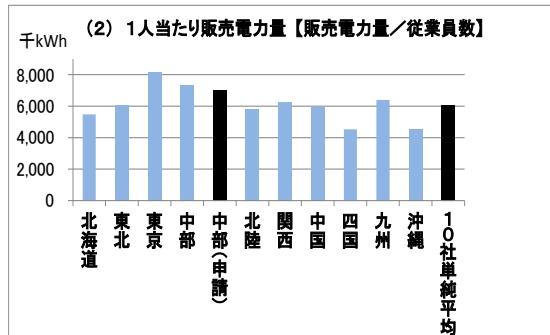
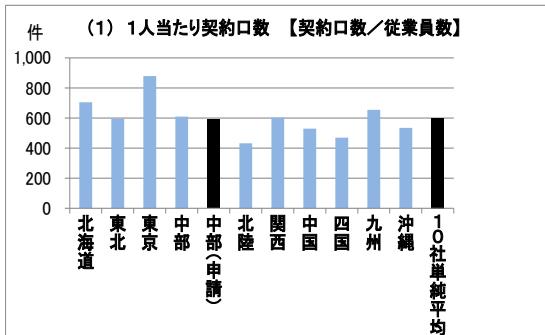
平成 24 年度(実績)413 人(33 人)、25 年度 246 人(33 人)、26 年度 171 人(43 人)、27 年度 232 人(99 人)、28 年度 599 人(458 人)

⑥ 他の一般電気事業者との生産性の比較

1 人当たり契約口数は電力 10 社平均(24 年度実績、特殊事情除く※)より低い水準であるが、1 人当たり販売電力量及び1 人当たり売上高は電力 10 社平均より高い水準である。

※電力 10 社平均の算定にあたっては、東京電力の損害賠償及び福島原発事故対応要員と、四国電力の火力・原子力関連企業への出向者を除いている。

■ 他の一般電気事業者との生産性の比較(平成 24 年度)



※東京電力、四国電力及び電力 10 社平均値
は、東京電力の損害賠償及び福島原発事故対
応要員と、四国電力の火力・原子力関連企業へ
の出向者を除いて算定。

出典:有価証券報告書(平成 24 年度)等

(2) 役員数

申請原価上、平成 20 年の料金改定より社内取締役(常勤)を 2 名及び社内監査役(常勤)を 1 名減員している。

(3) 役員報酬の水準

申請原価上、審査要領に定める国家公務員指定職の給与水準の平均(事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均)と同等の水準となっている。

■ 中部電力、関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の役員数、役員報酬

(単位:人)

	中部電力					
	25年度申請			20年改定		
	社内	社外	計	社内	社外	計
取締役(常勤)	10	-	10	12	-	12
取締役(非常勤)	-	2	2	-	2	2
監査役(常勤)	2	-	2	3	-	3
監査役(非常勤)	-	4	4	-	4	4
合 計	12	6	18	15	6	21
申請原価(百万円)	263			836		
1人あたり平均(百万円)	18	8	-	52	8	-

(単位:人)

	関西電力			九州電力			東北電力			四国電力			北海道電力		
	査定			査定			査定			査定			査定		
	社内	社外	計	社内	社外	計									
取締役(常勤)	14	-	14	13	-	13	16	-	16	12	-	12	11	-	11
取締役(非常勤)	-	3	3	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	1
監査役(常勤)	3	-	3	3	-	3	2	-	2	2	-	2	2	-	2
監査役(非常勤)	-	4	4	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3
合 計	17	7	24	16	4	20	18	3	21	14	4	18	13	4	17
1人あたり平均(百万円)	18	8	-	18	8	-	18	8	-	18	8	-	18	8	-

社内取締役3名減 平成27年度2名減

■ 国家公務員指定職の年収概算

	給与改定特例法による減額前	給与改定特例法による減額後※2
指定職俸給表8号俸(事務次官等)※1	2,265万円	2,044万円
指定職俸給表6号俸(外局の長官等)※1	1,995万円	1,800万円
指定職俸給表4号俸(内部部局の長等)※1	1,724万円	1,556万円
単純平均	1,994万円	(先行他社の基準)1,800万円

※1 人事院規則9-42 別表に定めるところによる

※2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間適用

※3 上記の概算は経済産業省によるもの

(4)従業員1人当たりの年間給与水準(基準賃金、基準外賃金(超過労働給与を除く)及び諸給与金)

申請は審査要領に定められた方法に沿って算定が行われているが、一般的な企業の平均及び類似の公益企業との比較は、平成26年2月に公表された平成25年賃金構造基本統計調査を基本とする。

■ 従業員1人当たりの年間給与水準の査定の考え方

①給与水準の査定の基本的な考え方

一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。

他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。

なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。

また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

②一般的な企業の平均値

様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者(正社員)の賃金の平均値(平成25年調査:589万円)に、中部電力の場合には短時間勤務者(シニア・スタッフ)の労働時間を反映することが適当である。

③類似の公益企業との比較

公益企業の対象業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正する。

その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均(※)に、中部電力の場合には短時間勤務者(シニア・スタッフ)の労働時間を反映することが適当であり、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが適当である。

※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、鉄道のウェイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

④地域補正

審査地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。

中部電力における地域補正の比較対照とする消費者物価地域差指数については、中部電力の従業員が勤務している地域(東海、東北、関東及び北陸)の従業員数で加重平均しているが、審査要領におけるメルクマールと照らして妥当である。

■賃金構造基本統計調査の常用労働者 1,000 人以上企業の統計値

		全産業 (正社員)	電気	ガス	水道	鉄道
年間給与 万円	H24	594	657	672	577	586
	H25	589	643	657	580	590
労働者数 十人	H24	650,086	12,508	1,584	2,997	18,881
	H25	610,598	11,376	1,588	2,700	17,933

■ 地域補正係数の比較(平成 24 年度以降の料金値上げ申請事業者)

H24以降の値上げ申請事業者	中部(申請) ※1	北海道	東北	関西	四国	九州
地域補正係数(査定)	100.5209	99.0	96.0	100.1089	96.3	96.3

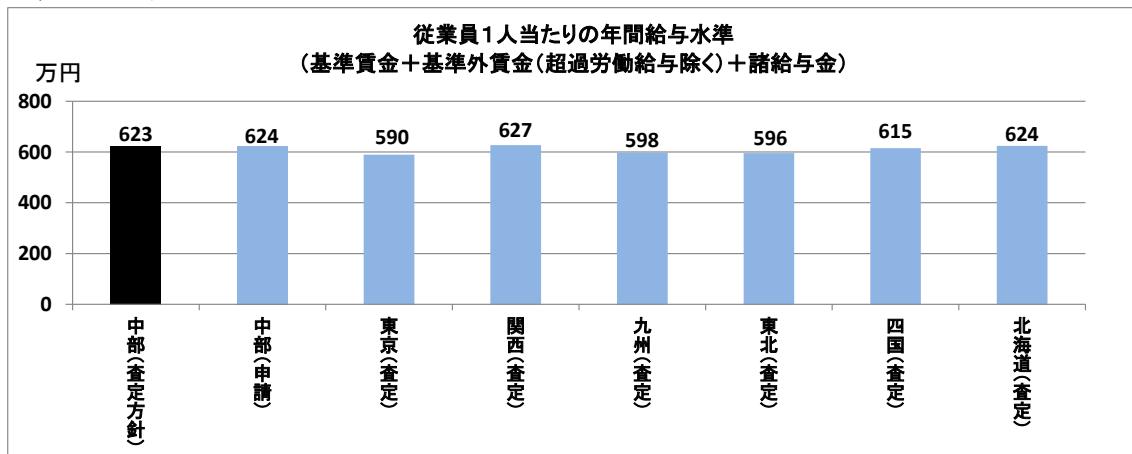
地 域	東海	中部(申請 比較)※2	北海道	東北	関東	近畿	四国	九州
消費者物価指数地域差指数 (平成24年) ※3	100.4	100.6577	102.5	99.0	102.6	101.8	97.2	97.0

※1 中部(申請)は、中部電力の従業員が勤務している都道府県別の、それぞれの平成 24 年賃金構造基本統計調査の単価を、各勤務地の従業員数で加重平均。

※2 中部(申請比較)は、中部電力の従業員が勤務している地域(東海、関東、北陸及び東北)の、それぞれの消費者物価指数地域差指数を各地域の従業員数で加重平均。

※3 消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は、平成 22 年以降の集約が行われていないため、平成 21 年の指数(総務省調査)をベースに、公表されている消費者物価指数の伸び率を反映し、平成 24 年の地域差指数を算定。

■ 従業員1人当たりの年間給与水準の比較(平成24年度以降の料金値上げ申請に係る査定ベース)

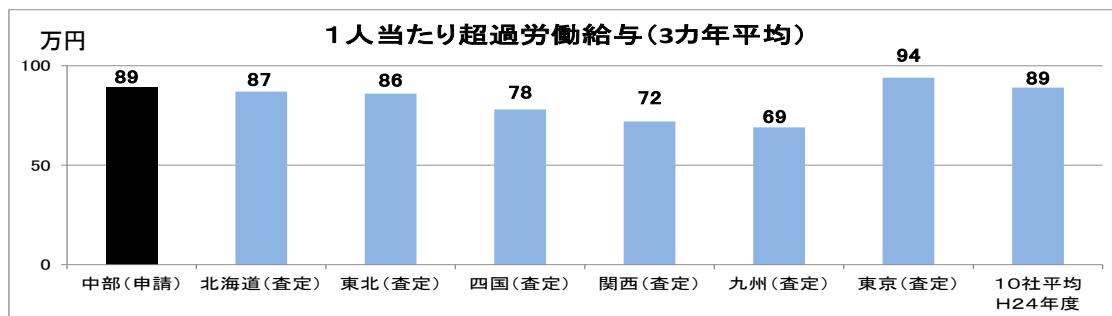


(5)その他

中部電力の相談役、顧問及びこれらに関連する人件費は原価に算入されていないことを確認した。また、地方議員兼務者的人件費も原価に算入されていないことを確認した。

(6)基準外賃金(超過労働給与)

超過労働給与については、事業の性質や景気によって左右され、全産業との比較は適当ではないため、一般電気事業者との比較を行った。この結果、1人当たりの水準が一般電気事業者の平均値と同等の水準になっていることを確認した。



※東京はH22年度、関西及び九州はH23年度、それ以外はH24年度の10社平均と比較

(7)給料手当振替額

地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除く。

(8)出向者給与等(控除口)

中部電力が給与等を負担している出向者については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。

ただし、名古屋大学への出向者2名及び浜松医科大学への出向者1名については、いずれも中部電力が出資する寄付講座への出向であり、この費用は申請原価に算入されていない。また、審査要領において、寄付金は電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、合理的な理由がある場合を除き、原価への算入を認めないこととなっている。これらを踏まえ、両大学への出向者給与を原価に算入することは認めない。

■ 原価算入を認める出向先及び出向者数:44社・団体 710人

①エネルギー団体等:24団体 155人

エネルギー団体等出向先名称	人数(人)	エネルギー団体等出向先名称	人数(人)
電力中央研究所	2	火力原子力発電技術協会	1
日本原子力発電	10	ダム水源地環境整備センター	1
エネルギー総合工学研究所	1	日本原燃	40
省エネルギーセンター	2	電気安全環境研究所	1
海外電力調査会	1	原子力発電環境整備機構	6
日本電気協会	6	電力研究国際協力機構	1
石炭資源開発	3	中部電力健康保険組合	4
BWR運転訓練センター	1	電力系統利用協議会	4
原子力環境整備促進・資金管理センター	1	新エネルギー導入促進協議会	1
新エネルギー財団	1	テブコシステムズ	2
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2	世界原子力発電事業者協会	1
原燃輸送	3	中部電気保安協会	60

②グループ会社:20社 555人

グループ会社出向先名称	人数 (人)	グループ会社出向先名称	人数 (人)
中電配電サポート	71	知多桟橋管理	5
愛知電機	1	中電防災	7
トーエネック	35	テクノ中部	36
東海コンクリート工業	1	知多エル・エヌ・ジー	55
愛知金属工業	2	霞桟橋管理	3
新日本ヘリコプター	1	中電シーティーアイ	34
中電輸送サービス	9	中電ウイング	8
中部精機	10	中電ビジネスサポート	3
中部プラントサービス	127	チュウブ・エレクトリックパワー・オーストラリア	5
シーテック	141	チュウブ・エレクトリックパワー・コルト・ハ・ガス	1

(9)退職給与金

審査要領を踏まえ、人事院調査のデータ値及び中労委のデータ値における1,000人以上企業等の退職給付水準と比較し、これらのデータ値の平均値に基づく費用を上限として原価算入を認めるが、中部電力の退職給付水準は、この上限の範囲内となっていることを確認した。

■ 退職給付水準

	退職一時金	年金	合計	単位:千円
中部電力 標準者(※1)	10,508	14,399	24,907	
北海道電力 標準者(※2)	7,777	17,166	24,943	
東北電力 標準者(※3)	10,769	16,337	27,106	
四国電力 標準者(※4)	9,095	16,385	25,480	
関西電力 標準者(※5)	23,418	5,544	28,962	
九州電力 標準者(※6)	11,630	14,280	25,910	
東京電力 標準者(※7)	15,500	9,900	25,400	
人事院調査(※8)	9,344	17,182	26,526	
中央労働委員会調査(※9)	10,792	12,641	23,433	

申請

先行他社の基準
平均24,980

※1 中部電力の標準者は高卒、定年、主任クラス、勤続41.5年。年金は確定給付企業年金における一時金受領額及び確定拠出年金における会社掛金累計の合計額。

※2 北海道の標準者は高卒、再雇用年齢(満57才)、副長クラス、勤続39年。年金は確定給付年金一時換算額と確定拠出年金の拠出額の合計。

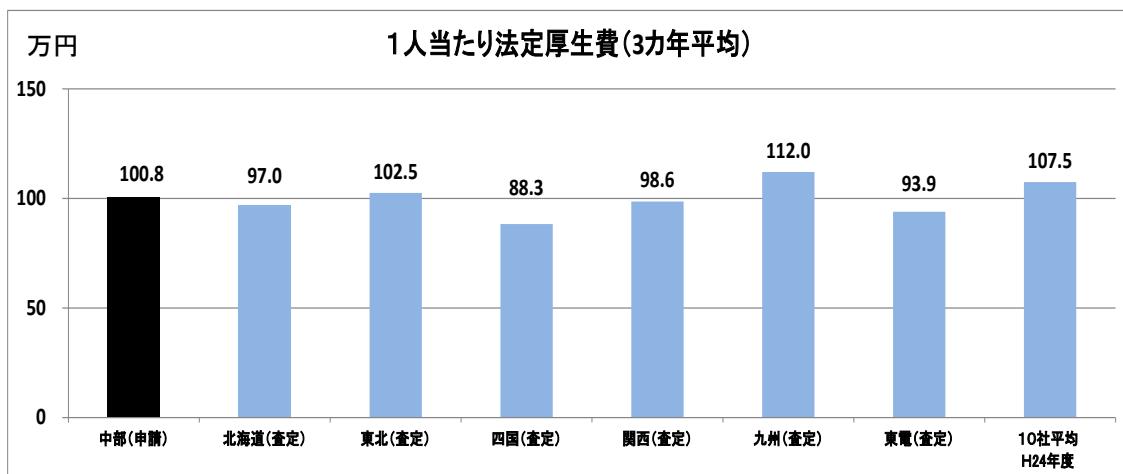
- ※3 東北の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金と確定拠出年金の拠出額の合計。
- ※4 四国の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。退職一時金には確定拠出年金を含む。年金は確定給付年金。
- ※5 関西の標準者は高卒、定年、主任クラス、勤続41年。年金は確定拠出年金(実受給額はこれを下回る可能性有)
- ※6 九州の標準者は高卒、定年、係長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金一時金換算額、確定拠出年金の拠出合計額。
- ※7 東京の標準者は高卒、57歳退職、勤続39年。
- ※8 人事院調査は「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」(H23) 1000人以上の勤続42年を対象。
- ※9 中央労働委員会調査は「賃金事情等総合調査」(H23)
- 資本金5億円以上かつ労働者1,000人以上の企業から中央労働委員会が独自に選定。退職年金制度併用企業の高卒、事務・技術、男子、定年。

(10) 法定厚生費

健康保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び労災保険料は、標準月額報酬・標準賞与額(算定基礎)、社会保険料率により機械的に算定されていることを確認した。

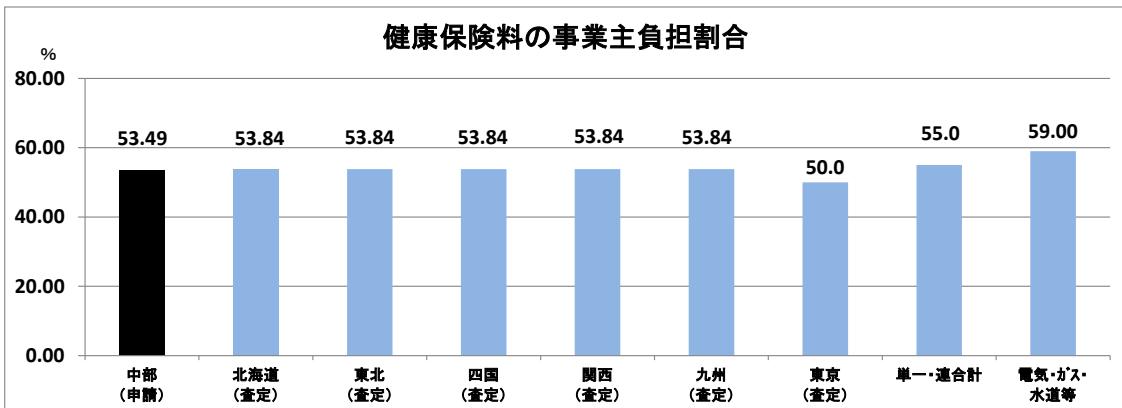
また、健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢(平成25年3月末現在)によれば、単一・連合の計の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間(平成26年度～28年度)内は年々引き下げて、平成28年度末には53.49%の負担割合とした中部電力の申請は妥当である。

■ 1人当たり法定厚生費の比較



※平成24年度有価証券報告書等

■ 健康保険料の事業主負担割合の比較



※「単一・連合の計」及び「電気・ガス・水道等」は健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」平成 25 年 3 月末現在。

※単一・連合とは、一つの会社又はその関連企業を母体として設立している組合。

※中部は平成 28 年度末時点の事業主負担割合、北海道、東北、四国、関西及び九州は平成 27 年度末時点の事業主負担割合。東京は当時の電気料金審査専門委員会では当時比較した単一・連合計の 56%で査定すべきとされた。

年度末	原価算定期間								
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
負担割合	56.30	56.15	56.07	55.24	54.89	54.54	54.19	53.84	53.49

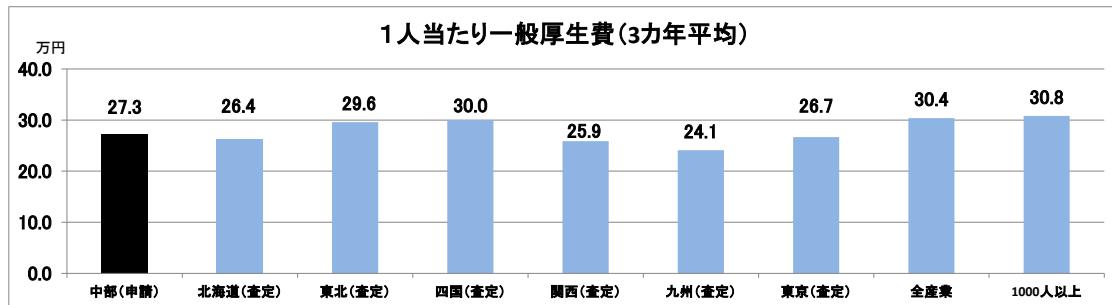
実績値 ▲0.35%/年 毎年度▲0.35%削減

(11)一般厚生費

審査要領を踏まえ、経団連「2012 年度福利厚生費調査結果報告」の 1,000 人以上企業の平均値と比較した。この結果、中部電力の申請は、この平均値以下の水準にあることを確認した。この範囲においては、どのような福利厚生施策に重点を置くかは従業員のモチベーションの維持、向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

宿泊施設、体育施設その他の厚生施設に係る費用については、社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除き、原価に含まれていないことを確認した。なお、社員の社宅及び独身寮に係る清掃、賄い、貯水槽の点検及び防火管理業務等に係る委託費用が料金原価に算入されているが、これらの業務は競争入札導入等による効率化が期待できることから、当該費用についても本査定方針の基本的な考え方(3)及び(4)に示す方針を適用し、効率化努力分(▲10.31%)を原価に反映することが妥当である。

■ 1人当たり一般厚生費の比較



※各社の1人当たり単価は、原価算定期間(平成25~27年度)の一般厚生費の平均原価を、同期間中の平均経費対象人員で除したもの。

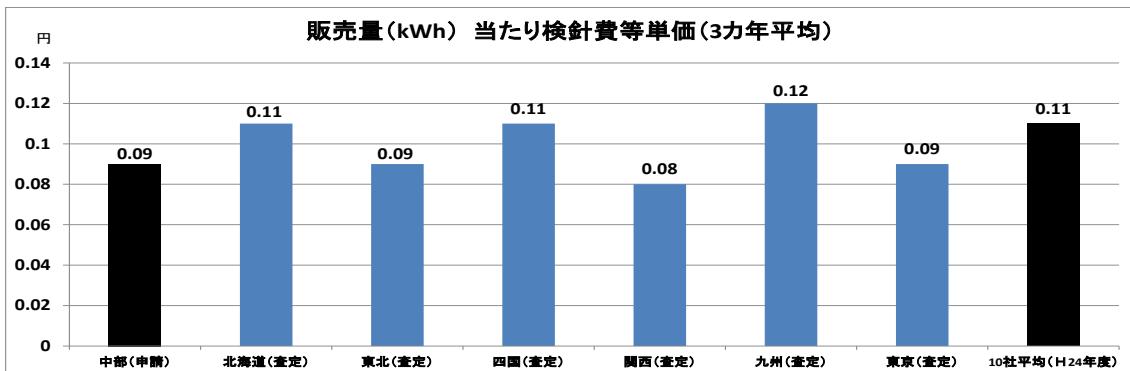
※全産業等の出典は2012年度福利厚生費調査結果報告(日本経済団体連合会)

(12) 委託検針費、委託集金費、雑給

これらの費用は、業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売電力量(kWh)あたりの平均単価と比較した結果、中部電力の申請は、この平均単価以下の水準であることを確認した。

ただし、地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除くこととする。

■ 販売電力量(kWh)当たり検針費等単価の比較



※ 中部(申請)は、集金にかかる費用は委託集金費と雑給に計上。

※ 北海道(査定)は、検針及び集金にかかる費用は全て「委託費」の原価として計上していることから、上記グラフの単価は、原価算定期間(平成25~27年度)における「委託費計上分」の原価と雑給の3カ年平均原価を、同期間中の平均販売電力量で除したもの。

※ 他社の販売量当たり単価は、原価算定期間(平成25~27年度)における委託検針費、委託集金費及び雑給の3カ年平均原価を、同期間中の平均販売電力量で除したもの。

※ 東京はH22年度、関西及び九州はH23年度、それ以外はH24年度の10社平均と比較。

＜査定結果＞

1. 納入手当(従業員1人当たりの年間給与水準)等

一般的な企業の平均値及び類似の公益企業との比較は、平成26年2月に公表された平成25年賃金構造基本統計調査を基本とする。この結果、1人当たりの年間給与水準は申請値の624万円から623万円に下がり、当該差分を料金原価から減額する。

…1. 34億円(3年平均)

2. 納入手当(出向者給与)

名古屋大学及び浜松医科大学への出向者については、いずれも中部電力が出資する寄付講座への出向であり、この費用は申請原価に算入されていない。また、審査要領において、寄付金は電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、合理的な理由がある場合を除き、原価への算入を認めないこととなっている。これらを踏まえ、両大学への出向者給与は料金原価から減額する。

…0. 07億円(3年平均)

3. 納入手当振替額

地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除く。

…0. 09億円(3年平均)

4. 一般厚生費(社宅及び独身寮に係る費用)

社員の社宅及び・独身寮に係る清掃、賄い、貯水槽の点検及び防火管理業務等に係る委託費用が料金原価に算入されているが、これらの業務は競争入札導入等による効率化が期待できることから、当該費用についても基本的な考え方(3)及び(4)に示す効率化努力分(▲10.31%)を料金原価から減額する。

…0. 92億円(3年平均)

5. 雑給

地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除く。

…0. 48百万円(3年平均)

計 2. 42億円料金原価から減額する

(上記4. のうち0. 89億円は「基本的な考え方(3)」、0. 03億円は「基本的な考え方(4)」による減額の内数)

2. 燃料費

＜申請額：12,403 億円(H26～28 平均)＞

【燃料費の概要】

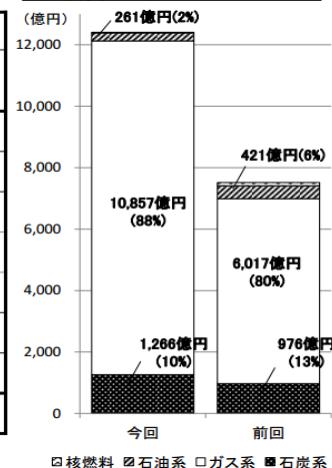
燃料費は、石炭、LNG、原重油等の火力燃料費、核燃料費及び新エネルギー等燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、時価等を基に算定した単価を乗じて算定される。火力燃料費については、火力発電の稼働増等により、26～28 年度の 3 年平均で、4,969 億円の増。核燃料費については、原子力発電の稼働減に伴い、前回改定に比べ、▲80 億円。なお、火力燃料費の算定にあたっては、平成 25 年 6～8 月の通関レート(TT M=99.0 円／ドル)を適用している。

■燃料費の算定内訳(中部電力・申請原価)

	今回申請[H26～H28] A			前回[H20] B			差引 A-B		
	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円/kWh)	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円/kWh)	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円/kWh)
水 力	—	86	—	—	97	—	—	▲11	—
火 力	12,384	1,146	10.81	7,415	969	7.65	4,969	177	3.16
石油系	261	14	19.09	421	25	16.96	▲160	▲11	2.13
ガス系	10,857	845	12.85	6,017	656	9.18	4,840	190	3.67
石炭系	1,266	287	4.41	976	288	3.39	290	▲2	1.03
原 子 力	20	39	0.50	100	255	0.39	▲80	▲216	0.11
新 エ ネ	—	1	—	—	0	—	—	1	—
自 社 計	12,403	1,272	9.75	7,514	1,321	5.69	4,889	▲49	4.06

※四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

■燃料費の内訳(原価総合:3年平均)



【火力燃料費】

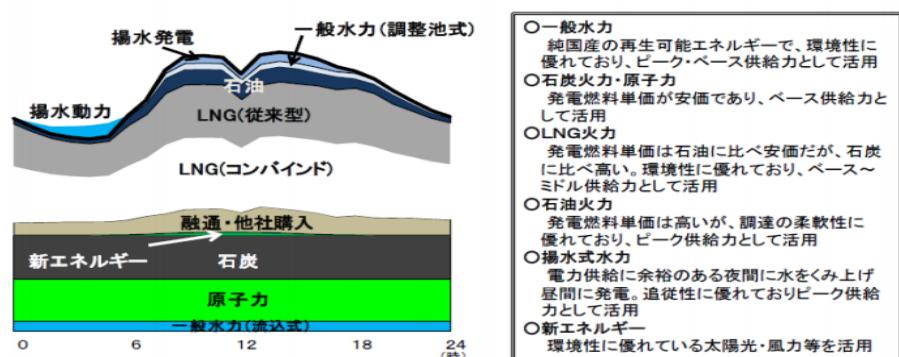
(1) メリットオーダーの確認

(ア) 電源別の供給電力量の配分

中部電力は、申請原価の前提となる電源別の供給電力量を、以下の手順により算定していることを確認した。

1. ベース供給力(自社原子力・一般水力)及び調整裕度の少ない電源(他社火力・IP P・自家発・新エネ・取引所取引)の電力量を算定
2. 揚水発電量及び動力量を算定
3. 自社火力の電力量を算定

■一日の供給力の内訳(イメージ) (第7回電気料金審査専門小委員会資料7-2)

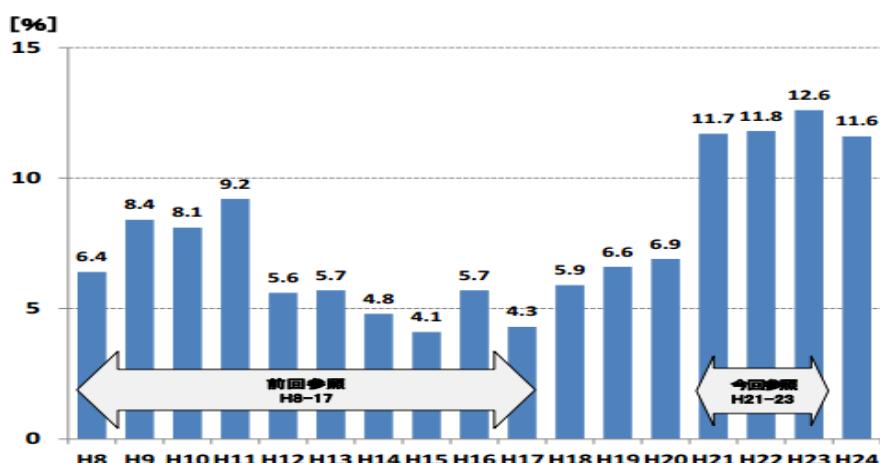


電源別の電源別の供給電力量のうち、一般水力については、可能発電電力量から溢水電力量を控除して算定される。中部電力は、今回の申請においては、平成21年度以降の溢水電力量の増加を理由に、21～23年度の3ヶ年の水力停止率をもとに溢水電力量を想定している。21年度以降の溢水電力量の増加の一因として、中部電力は、①近年、短時間の集中豪雨が発生するケースが増加しており、出水に伴う発電機停止による溢水電力量実績が増加していること、②水車発電機保守の効率化に伴う過去の作業停止量の一時的減少の反動、が考えられるとしている。

しかしながら、①については、異常気象が継続するかどうかは定かではないこと、②については、これまで水車発電機の保守効率化に取り組んできたことは評価できるものの、過去の料金改定や供給計画策定時において、至近10ヶ年の水力停止率をもとに溢水電力量を算定してきたことが確認されたことから、今回、観測期間を変更する特段の事情はないと考えられるため、申請原価においても、至近10ヶ年(15～24年度)の水力停止率の実績をもとに溢水電力量を想定することが適当である。この結果をもとに、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量を再算定すべきである。

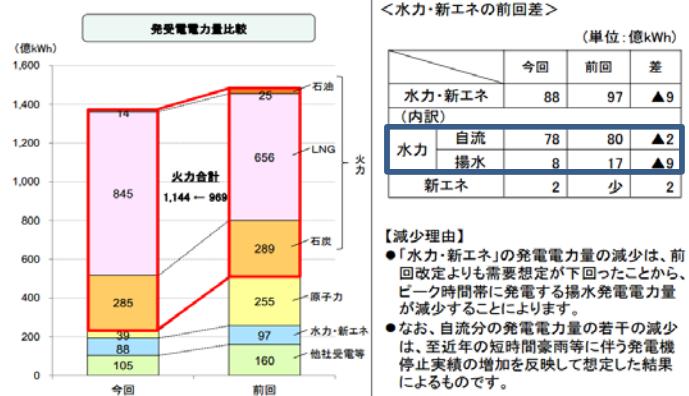
■水力停止率の推移等 (第12回電気料金審査専門小委員会資料6)

【水力停止率※の推移】 (※) 水力停止率 = 溢水電力量／可能発電電力量 × 100 (%)



【水力発電量の内訳(今回申請・前回改定差)】

第6回電気料金審査専門小委員会 資料4
P6原価算定の概要(前提諸元と発受電力量の概要)より抜粋

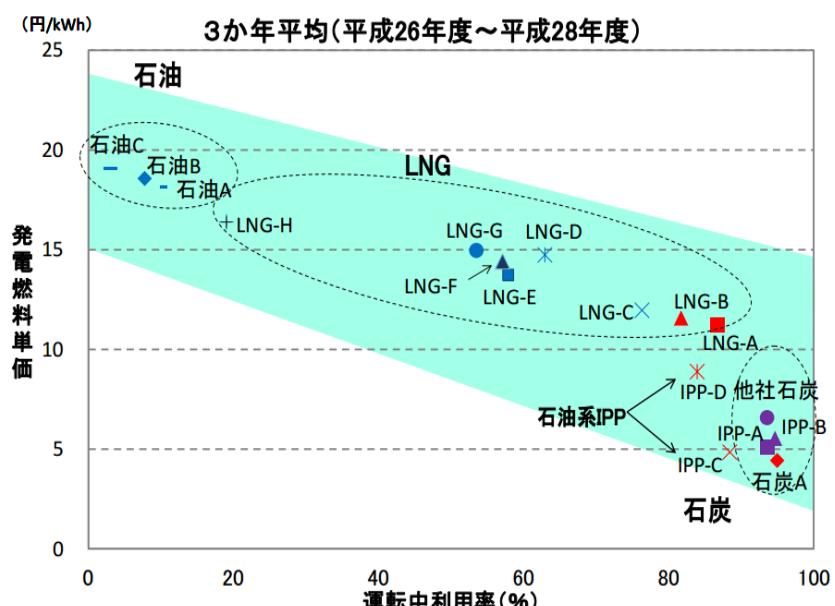


(イ)火力発電における発電所別の発電電力量の配分

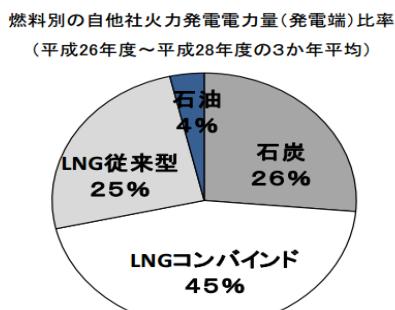
申請における自社火力の発電所別の発電電力量は、発電所の定期検査や補修停止等を考慮したうえで、メリットオーダーに基づき算定されていることを確認した。具体的には、発電燃料単価の安い石炭火力をベース供給力とし、次に熱効率が高いコンバインドサイクル型LNG火力を優先的に配分したうえで、残りを従来型のLNG火力、石油火力の順にて賄うことを基本としていることを確認した。他社火力については、契約に基づき、自社火力と同様に経済性を考慮して計画していることを確認した。

※メリットオーダーの検証例:第7回電気料金審査専門小委員会 資料7-2(中部電力提出)を参考添付

■火力発電所の稼働率と単価の関係



■燃料別の火力発電電力量 (発電端)割合



※1 ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電設備。燃焼器でガスを燃やし、その燃焼ガスでガスタービンを回して発電し、さらにその高温ガスの排熱を回収し、蒸気を発生させ、蒸気タービンを回して発電する方式

※2 ボイラーで発生した蒸気をタービンに導き、蒸気タービンを回して発電する従来型の方式

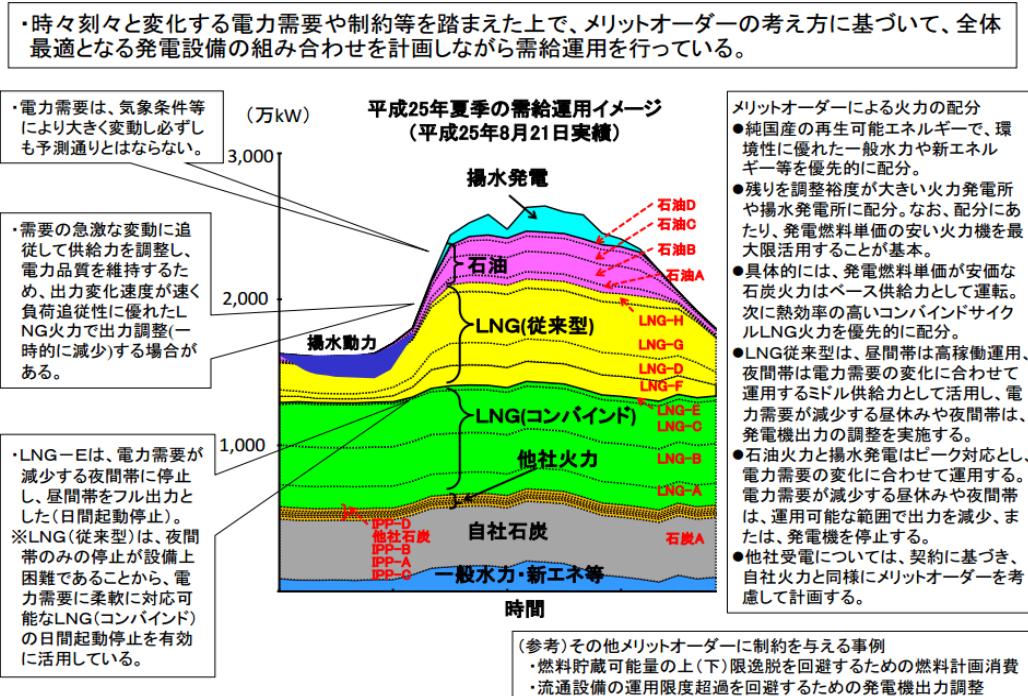
※3 捕修等の計画停止を除いた、設備を自由に使える期間において、発電設備をどの程度利用したか表す指標([参考]原子力・火力の運転中利用率率参照)

■運転中利用率と発電燃料単価

運転中利用率※3と発電燃料単価(3か年平均)

発電所	運転中利用率 (%)	発電燃料単価 (円／kWh)
自社	石炭A	95.0
	LNG-A	86.8
	LNG-B	81.7
	LNG-C	76.3
	LNG-D	62.9
	LNG-E	57.8
	LNG-F	57.1
	LNG-G	53.5
	LNG-H	19.0
	石油A	9.9
他社	石油B	7.8
	石油C	3.0
	IPP-A	93.7
	IPP-B	94.7
社外	IPP-C	88.4
	IPP-D	83.9
	他社石炭	93.6

・LNG火力は、コンバインドサイクル型と従来型に分けて記載
・発電燃料単価は、自社は燃料可変費、他社は契約単価のうち可変費



(2)各燃料の購入実績及び原価織込価格に関する検討

(ア)LNG

①至近の各社調達実績と全日本通関価格との比較

LNG長期契約の調達価格については、契約時期等の現行契約の価格フォーミュラと調達数量を確認したところ、至近の実績では、平均すれば、全日本通関LNG価格(JLC)よりも割高な価格での調達となっている。

②調達コスト削減に向けた取り組みの実施状況

中部電力は、安価で安定、そして柔軟な燃料調達を図るため、エネルギー生産・開発を担う上流開発に参画するとともに、国境を越えて燃料の共同調達に取り組んでいくことを表明しており、具体的な取組として、米国フリーポートプロジェクトへの参画、豪州イクシスプロジェクト等のLNG関連の上流権益の取得、韓国ガス公社(KOGAS)とのLNGの共同調達の実施、インドガス公社(GAIL)とのLNGの共同調達の可能性や在庫調整などについての協議開始などをあげている。

③原価算定期間における価格改定対象数量

中部電力は、原価算定期間中の年間調達予定数量約1,346万tのうち、約1,243万tを長期契約等により確保しており、このうち、約370万t分が、原価算定期間内に価格

改定を迎える。また、未定分約 103 万 t についてはスポット契約にて調達する前提で原価に織り込んでいる。

なお、LNG 長期契約における調達義務に関し、不可抗力による引取不能は免責されるが、不可抗力以外であれば、契約未達数量はテイクオアペイ(引き取らない場合にも支払義務あり)と定められていることを確認した。また、契約中の途中解約については、不可抗力が長期間継続する場合や債務不履行等の特別な場合を除き不可となっていることを確認した。

④LNG 購入価格の算定

LNG の購入価格は、原油価格を指標とした価格フォーミュラにより決定されるが、申請原価は、25 年 6~8 月の購入価格を算定する際に参考する全日本通関原油価格 (JCC) 等を、プロジェクト毎の価格フォーミュラに適用し算定していることを確認した。

原価算定期間内に価格改定を迎える長期契約の改定後価格について、中部電力から提出された基本契約書においては、価格改定協議の指標として、価格改定協議期間中及び価格改定対象期間の日本向け長期 LNG 契約に対して「競争力」を持つことと等を定めていることを確認した。

北米におけるシェールガス産出に伴い国際的な天然ガスの需給構造が変化していく中で、今回の原価算定期間以降に輸入されるものではあるが、関西電力や東京電力など我が国企業が、これまでの通例であった石油価格リンクではなく、天然ガス価格にリンクした LNG 調達契約を結ぶといった新たな動きが見られる。さらに、昨年 5 月以降、複数の米国シェールガスのプロジェクトについて、米国政府から日本向けの輸出許可が得られている。

今回の申請原価において、中部電力は、原価算定期間内に価格改定がある契約のうち、平成 26 年度に改定を迎えるものについては JLC を適用し、平成 27 年度に改定を迎えるものについては JLC から一定の価格低減を見込み原価に織り込んでいるが、上記のような LNG 調達をとりまく環境の変化を踏まえ、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価算定を行うことが適当である。

具体的には、先行他電力の査定と同様、26 年度については、原価算定期間に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものとの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織り込み価格とする。なお、トップランナー価格の選定に当たっては、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、申請会社以外の一般電気事業者のものから行うことが適当である。加えて、27 年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また、米国からシェールガスが非 FTA 締結国に輸出開始が見込まれる時期であることから、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み価格とすることが適当である。また、四国電力と同様、マレーシアから日本向けの平均価格で購入するとしている契約については、マレ

一シアから日本向けの長期プロジェクトが今後順次価格改定を迎える際に調達各社がそれぞれ効率化努力を行うことを踏まえた査定を行うことが適当である。

スポット購入価格については、直近 25 年 6~8 月のJKM(日本・韓国向けLNGスポット価格指標)実績にて織り込んでいるが、先行他電力の査定と同様、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とすることが適当である。

なお、織り込み額の具体的な算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、LNG調達契約について、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行った。

(イ)石炭

石炭の各年度の購入価格は、輸入国別に、直近 25 年 6~8 月の中部電力の購入実績または全日本通関石炭価格のいずれか安い価格を原価織込価格としており、先行他電力の査定基準である「各国別の全日本通関石炭価格を、原価算定期間における自社の国別調達予定数量で加重平均した価格」を下回っていることを確認した。

中部電力は、石炭の調達にあたり、供給の分散化及び経済性の向上を目指し、近距離ソースであるインドネシア炭比率の向上や亜瀬青炭の導入などに取り組んでいること、フランス電力公社(EDF)の燃料調達部門であるEDFトレーディング社との業務提携による調達力の強化等を進めていることを表明している。

(ウ)石油

中部電力は、発電所の環境規制への対応のために主に低硫黄の重原油を使用していることを確認した。

今回の申請原価において、中部電力は、原油等の原価算定にあたり、全日本通関原油価格(JCC)と比べ季節による価格変動が大きい低硫黄原油の価格を平準化し原価に反映するため、ディファレンシャル方式を使用している。具体的には、直近 25 年 6~8 月の JCC に、当該油種価格と JCC の 1 年間の価格差(平均)を反映させ算出している。原油については、過去の料金改定においても、同様の考え方により、JCC との格差を基に算定されていることを確認したため、ディファレンシャル方式による原価算定を認めることが適当である。

(3)その他

火力燃料の調達に係る諸経費のうち、子会社・関係会社取引において、中部電力が今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方を踏まえて算定された額を原価算入価格とする。

各燃料の調達価格や諸経費について、最新の契約実績を踏まえて再算定した結果、申請との差分がある場合には、料金原価から減額すべきである。

【核燃料費】

中部電力から提出された「料金算定の前提となる需給関係資料」(以下「前提計画」という。)においては、安全を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、浜岡原子力発電所3号機が平成29年1月、同4号機が平成28年1月から再稼働されることを仮定している。

前提計画に基づき、原価算定期間中に原子炉に装荷された核燃料の取得原価のうち、当期の燃焼相当分が、核燃料減損額として、法令等に基づき適切に計上されていることを確認した。

＜査定結果＞

1. 水力発電電力量について、至近10カ年(15~24年度)の水力停止率をもとに再算定することに伴い、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…42. 42億円(3年平均)

2. 平成26年3月に全一般電気事業者(LNGの調達がない会社を除く)に対して行った電気事業法第106条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、原価算定期間中に価格改定を迎えるLNGのプロジェクトについて、26年度については、申請会社以外の一般電気事業者において、原価算定期間に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なもの価格を原価織り込み価格とする。27年度以降については、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み価格とする。また、四国電力と同様、マレーシアから日本向けの平均価格で購入するとしている契約については、マレーシアから日本向けの長期プロジェクトが今後順次価格改定を迎える際に調達各社がそれぞれ効率化努力を行うことを踏まえた査定を行う。スポット購入価格については、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とする。こうして算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…100. 70億円(3年平均)

3. 各燃料の調達価格や諸経費について、算定誤りを修正するとともに、最新の契約実績を踏まえて再算定した結果、申請との差分について、料金原価から減額する。

…9. 23億円(3年平均)

計

152. 35億円料金原価から減額する

3. 購入・販売電力料

＜申請額：1,431億円(H26～28平均)＞

【購入・販売電力料の概要】

購入電力料は、他の一般電気事業者から購入する電気に係る費用である地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者(電源開発株式会社や日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。))、公営電気事業者、IPP等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費に分類される。

販売電力料は、他の一般電気事業者に販売する電気に係る収益である地帯間販売電源料・送電料、共同火力、新電力(常時バックアップ)等に販売する電気に係る収益である他社販売電源料・送電料に分類される。

【申請概要】

		今回申請(H26～H28)			前回(H20)			差引			備考
		電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	
購入電力料	水力	3,403	27,344	8.03	4,911	38,254	7.79	▲1,508	▲10,910	0.24	○地帯間購入電力料の主な要因 ・受電電力量の減 ・固定費の減 ▲209億円 ▲70億円
	火力	6,420	65,693	10.23	8,674	80,812	9.32	▲2,254	▲15,119	0.92	
	(再掲)入札案件	3,308	34,650	10.48	4,630	45,349	9.79	▲1,322	▲10,699	0.68	
	原子力	—	36,582	—	5,762	55,236	9.59	▲5,762	▲18,654	—	
	新エネ	3,825	39,509	10.33	720	9,447	13.12	3,105	30,062	▲2.79	
	合計	13,649	169,128	12.39	20,067	183,749	9.16	▲6,418	▲14,621	3.23	
販売電力料	水力	115	1,029	8.95	1,123	10,734	9.56	▲1,008	▲9,705	▲0.61	○他社購入電力料の主な要因 ・割供給(入札案件除く)の固定費の減 ・入札案件の受電電力量の減(契約終了等) ・入札案件の燃料価格上昇等による増 ・固定価格買取制度開始による新エネ購入電力量の増 ▲70億円 ▲129億円 35億円 301億円
	火力	867	13,433	15.50	—	—	—	867	13,433	15.50	
	原子力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	新エネ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	常時バックアップ	871	11,595	13.31	—	—	—	871	11,595	13.31	
	合計	1,853	26,057	14.06	1,123	10,734	9.56	730	15,323	4.50	

(1) メリットオーダー及び価格低減努力の確認

他社から購入する電力量について、メリットオーダーとなるよう配分されているかを確認したところ、以下のとおりである。

他社原子力については料金原価には織り込まれていないが、他社水力については契約相手先からのヒアリングを踏まえ、過去の実績を踏まえた標準的な供給電力量(自社一般水力の可能発電電力量に相当)から、補修作業などによる減少分を控除して織り込まれている。

他社火力(石炭)については、契約等による制約を考慮し、運転単価(可変費)の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。

IPPについては、契約上、年間の基準利用率が決まっており、契約に基づく変動範囲内で、契約相手先と協議の上、可能な限り受電するよう織り込まれている。なお、契約更改

を迎える契約について、受給継続について合意できていないことから、契約満了後は料金原価に織り込まれていない。

スポット取引(購入)については、至近の購入実績を基に、平成 26 年度以降の購入は段階的に増加していくものと想定して織り込まれている(料金原価への織り込みは今回申請が初めて)。

価格低減努力については、今後契約更改するものについて、更なる効率化を求めるべきと考えられる費用(人件費・修繕費・諸経費等)を対象に、3 ケ年平均で▲40 億円が織り込まれている。

(2) 卸電力市場の活性化に向けた自主的取組を反映した料金原価への織込み等の確認

① 卸電力取引所の活用について

申請においては、「電力システム改革専門委員会」(平成 25 年 7 月 1 日から「電力システム改革専門小委員会」に名称変更)で表明した自主的取組の内容を踏まえつつ、原価算定期間における売り約定量、買い約定量については、いずれも至近の取引実績に基づき算定することを基本とし、平成 26 年度以降の取引量は段階的に増加していくものと想定している。しかしながら、電気の安定供給に必要な「原則 8%」の予備力を確保した上で、卸電力取引所の更なる活用が可能と考えられることから、「原価算定期間における各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中^(注)のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格(365 日 × 48 コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額する。また、試算に当たっては、取引量増加に伴う市場の厚みを考慮した上で、需給バランスとマッチングさせる過去実績の約定価格を約定見込み量に応じて補正するとともに、過去実績の約定価格が大きく上昇又は下落(コマ毎の平均から 2σ(シグマ)程度)している場合にも補正を行うこととする。また、利益額を算定する際の限界費用は予備力として確保した最も安いユニットも考慮することが妥当である。なお、今回の試算では、スポット市場のみならず、先渡し市場の更なる活用も考慮し、バランス停止ユニットも試算の対象に含めることとする。

(注)バランス停止ユニットとは、各代表日において必要な供給予備力を確保した上で、緊急時以外の稼働を予定していない発電設備

② 常時バックアップ料金の見直し・量の拡大の確認

常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、前提計画において離脱需要を踏まえ、料金原価に織り込まれていることを確認し

た。ただし、量の拡大に係る算定においては、最新の契約実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

(3) 原子力発電による購入電力の確認

中部電力が北陸電力及び日本原電に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。

今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は料金原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回(平成20年料金改定)に比べて187億円の減となっている。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が料金原価に算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、料金原価に算入することを認めることが適当である。

- ① 発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
- ② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

また、中部電力が契約している発電所は、北陸電力及び日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、安全機能の維持や発電再開に向けた準備を実施中である。なお、日本原電敦賀発電所の敷地内破碎帯については、原子力規制委員会の有識者会合で「耐震設計上考慮する活断層」であると考える旨、評価書にとりまとめられ、平成25年5月の原子力規制委員会で報告・了承されている。当該評価書には、「今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば、これを見直すこともあり得る」旨も記載されており、評価書とりまとめ後の平成25年7月に、新たなデータとして調査報告書を日本原電から原子力規制委員会へ提出している。これらを踏まえ、平成25年12月の原子力規制委員会において、評価書の見直しの要否を議論するため、有識者による評価会合及び現地調査を行うことが了承されたが、現時点では、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない。

他方で、中部電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、中部電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額する。

とりわけ、日本原電については、中部電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、中

部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他的一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、中部電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。

特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人当たり報酬額2,000万円(平成25年度推定実績)を中部電力同様、国家公務員指定職と同水準(1,800万円)とするとともに、中部電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については料金原価への算入を認めない。また、一人当たり従業員給与については、720万円(平成25年度推定実績)であるところ、中部電力の査定後の水準である623万円まで料金原価を減額する。なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに中部電力が北陸電力及び日本原電と交渉した結果、平成26年度の受給契約において、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映する。

また、北陸電力(志賀2号機)の諸費の一部については、料金原価算定期間に発生する見込みのないものについて料金原価から減額する。

(4) その他の検討結果

① 広告宣伝費、寄付金、団体費等

購入電力料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、契約相手先から中部電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、料金原価に織り込まれていないことを確認した。

② 効率化努力

購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。

今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

③ 法人税等

購入電力料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについては、平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、自社の料金原価に算入している一株当たりの配当金額での交渉を行うことを前提に、当該配当金額から算定される法人税等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

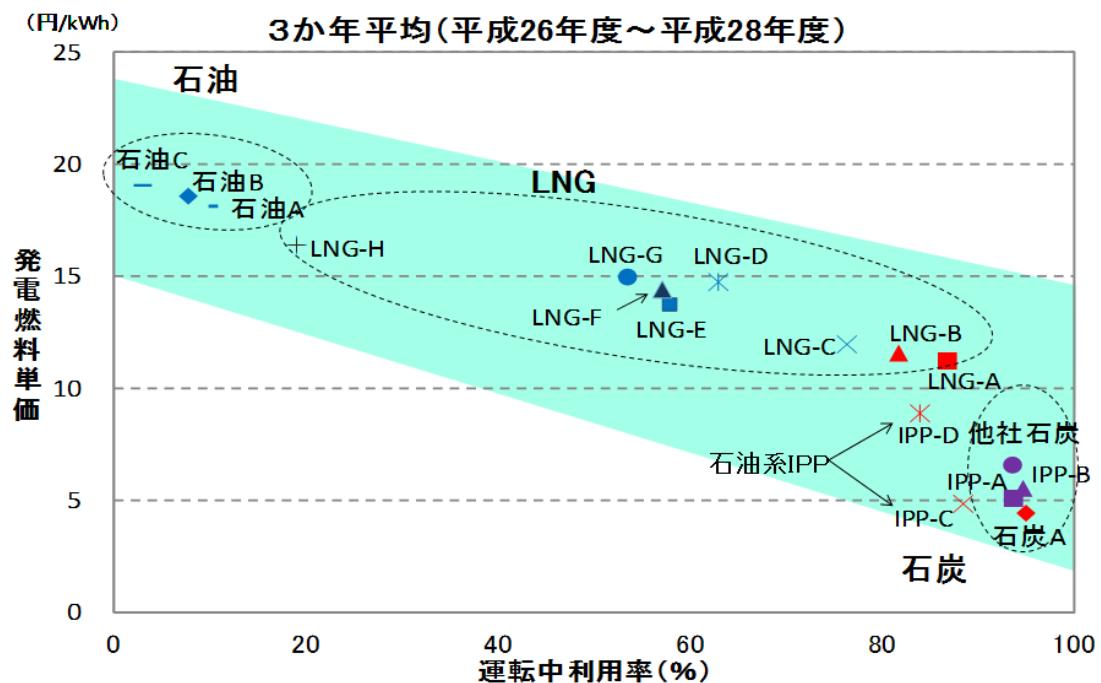
④ その他

溢水補償金に係る算定の一部において、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

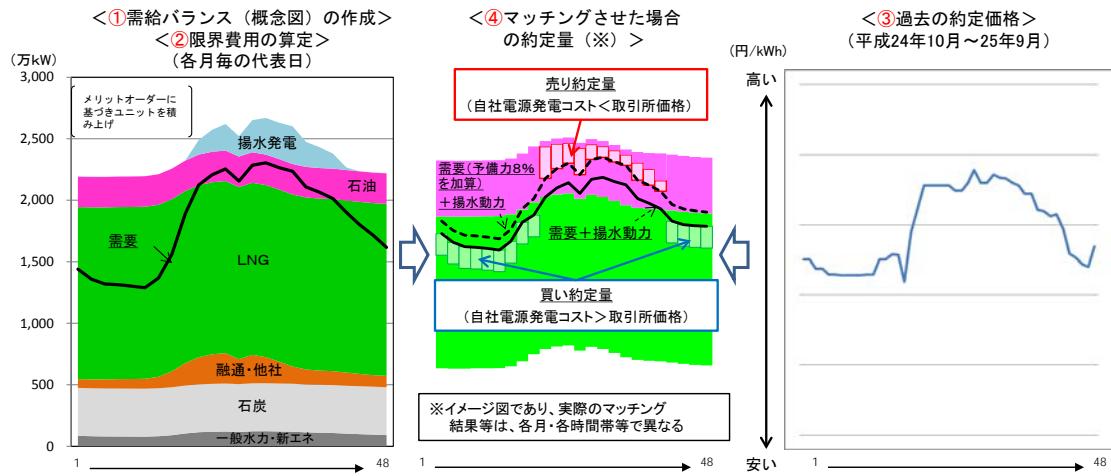
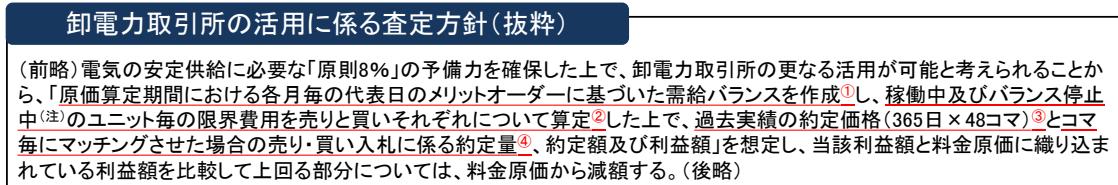
今後契約を締結するものについて、人件費に係る算定の一部に発電所に係る人員の増加を織り込んでいるが、更なる効率化が可能と考えられることから、当該増加分に係る人件費相当分について料金原価から減額する。また、養成費に係る算定において、事業を実施する上で必要な費用と認められないものについては、料金原価から除くこととする。

料金認可申請以降に受給契約を締結したもののうち、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映する。

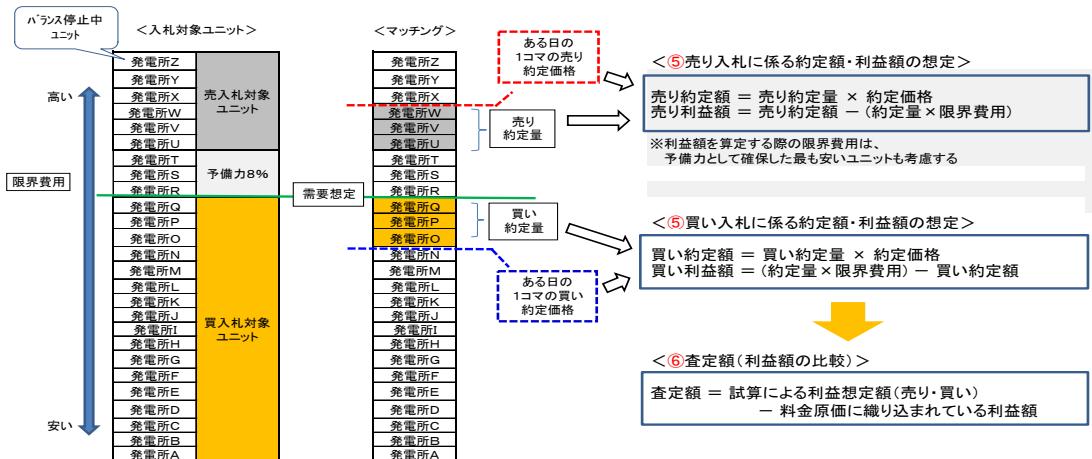
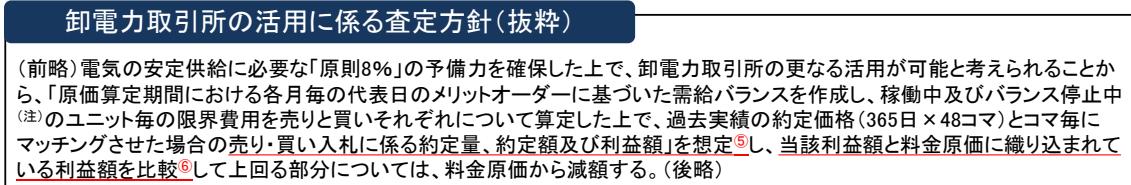
■ 中部電力のメリットオーダー



■ 卸電力取引所の活用に係る査定方法イメージ図①



■ 卸電力取引所の活用に係る査定方法イメージ図②



■ 中部電力と日本原電・北陸電力との基本契約について

1. 日本原電 敦賀発電所1号機

昭和 44 年 11 月 1 日付(昭和 61 年 3 月 14 日付・平成 17 年 2 月 23 日付・平成 21 年 9 月 3 日付一部改定)にて、日本原電、北陸電力、関西電力及び中部電力の間で、以下の内容が締結されたことを確認。

- 原電敦賀の発生電力及び電力量のうち、運転維持に必要な電力及び電力量を除いた全量を受電三社へ供給する。
- 受電三社が受電する割合は、中部 4、北陸 1、関西 5 とする。
- 営業運転開始予定期日は、昭和 45 年 3 月 31 日とする。
- 原電敦賀の長期間停止の場合又はその利用率がはなはだしく低い場合には、基本料金の負担について別途四社で協議する。
- 定めのない事項については、別途四社で協議する。

2. 日本原電 敦賀発電所2号機

昭和 54 年 2 月 9 日付(昭和 57 年 9 月 17 日付一部改定)にて、日本原電、北陸電力、関西電力及び中部電力の間で、以下の内容が締結されたことを確認。

- 原電の敦賀発電所 2 号機の発生電力及び電力量から運転維持に必要な電力及び電力量を除いた全量を中部、北陸及び関西へ供給する。
- 中部、北陸及び関西は、受給電力及び電力量のそれぞれ 33%、34%、33%を受電する。
- 電力受給開始日は営業運転開始の日とし、昭和 61 年 3 月末を目途とする。
- 受給地点、受給電力及び電力量、受給方法、料金等については、別途協議して定める。

3. 北陸電力 志賀原子力発電所2号機

平成 8 年 3 月 15 日付にて、北陸電力、関西電力及び中部電力の間で、以下の内容が締結されたことを確認。

- 北陸が広域運営の本旨に則り、志賀 2 号機の建設及びこれに関連する系統の整備を行いその供給余力を中部及び関西に融通送電することにより、北陸の設備の有効活用を図るとともに、中部及び関西の需給安定に資することを目的とする。
- 中部及び関西は、志賀 2 号機より発生する電力のうち、運転開始以降 10 年間、さらに運転開始後 11 年目以降の 5 年間についても、中部、関西合わせて最大 60 万 kW を受給し、中部 4、関西 5 の比率により配分する。
- 定めのない事項もしくはより難い事項が生じたときは、誠意をもって 3 社協議する。
- 予期せぬ事由により、電力の受給が相当期間中断された場合や受給開始後に原価の大幅な変動が生じた場合の融通料金の取扱いについては、相応の負担を原則としてその都度 3 社協議のうえ決定する。

■ 中部電力の原子力発電の購入電力料原価内訳(対前回改定比較)

費用項目	今回申請 (H26-28)	前回 (H20)	差引	(億 円)
人 件 費	26	33	▲8	人件費単価の減少
修 繕 費	51	110	▲59	停止時定検費用の減少
委 託 費	50	55	▲5	定検関連委託費の減少
普 及 開 発 関 係 費	1	2	▲1	発電所PR関連費の減少
諸 費	27	19	8	安全対策関連費の増加
除 却 費	3	11	▲8	大規模取替工事減少に伴う減少
再 処 理 関 係 費	16	39	▲23	発電計画の差異による再処理等引当金の減少
一 般 負 担 金	26	—	26	原子力損害賠償支援機構法に基づき今回申請より計上
減 償 償 却 費	88	137	▲49	償却進行に伴う減少
事 業 報 酬	31	41	▲10	償却進行に伴う報酬対象資産の減少
核 燃 料 費	—	48	▲48	今回申請では発電停止を前提として算定
送 電 料 金	—	6	▲6	同上
そ の 他	47	51	▲4	バックエンド関連費用の減少
効 率 化 額 (再 掲)	(▲28)	—	—	
合 計	366	552	▲187	

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

＜査定結果＞

1. 卸電力取引所の活用について、電気の安定供給に必要な「原則 8%」の予備力を確保した上で、卸電力取引所の更なる活用が可能と考えられることから、「平成27年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中(注)のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格(365 日 × 48 コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額する。

…32. 16億円(3年平均)

2. 常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、前提計画において離脱需要を踏まえ、料金原価に織り込まれていることを確認した。ただし、量の拡大に係る算定においては、最新の契約実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…1. 96億円(3年平均)

3. 原子力発電による購入電力について、中部電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、中部電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額する。とりわけ、日本原電については、中部電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並

に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、中部電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人当たり報酬額2,000万円(平成25年度推定実績)を中部電力同様、国家公務員指定職と同水準(1,800万円)とするとともに、中部電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については料金原価への算入を認めない。また、一人当たり従業員給与については、720万円(平成25年度推定実績)であるところ、中部電力の査定後の水準である623万円まで料金原価を減額する。なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに中部電力が北陸電力及び日本原電と交渉した結果、平成26年度の受給契約において、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映する。

…4. 23億円(3年平均)

…(うち、日本原電分4. 05億円(3年平均))

(「基本的な考え方(4)」4. 93億円の内数)

4. 今後契約を締結するもの(原子力発電による購入電力を除く)については、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 26百万円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」1. 71億円の内数)

5. 北陸電力(志賀2号機)の諸費の一部については、料金原価算定期間に発生する見込みのないものについて料金原価から減額する。

…1. 01億円(3年平均)

6. 購入電力料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、卸供給料金算定期則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについては、平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、自社の料金原価に算入している一株当たりの配当金額での交渉を行うことを前提に、当該配当金額から算定される法人税等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 45億円(3年平均)

7. 溢水補償金に係る算定の一部において、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 06億円(3年平均)

8. 今後契約を締結するものについて、人件費に係る算定の一部に発電所に係る人員の増加を織り込んでいるが、更なる効率化が可能と考えられることから、当該増加分に係る人件費相当分について料金原価から減額する。また、養成費に係る算定において、事業を実施する上で必要な費用と認められないものについては、料金原価から除く。

…0. 10億円(3年平均)

9. 料金認可申請以降に受給契約を締結したもののうち、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映する。

…0. 21億円(3年平均)

10. 固定価格買取制度における回避可能費用の算定方法等が見直されたことに伴い、再算定して料金原価への変動を反映する。

…▲11. 73億円(3年平均)

11. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…4. 03億円(3年平均)

計 32. 48億円料金原価から減額する

(うち、4. 23億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

4. 設備投資関連費用

＜申請額：減価償却費：2,615 億円、事業報酬：1,137 億円、固定資産除却費：284 億円（H26～28 平均）＞

【レートベースの内訳】

事業報酬は設備投資等の資金を調達するために要するコストであり、銀行等からの借入金や社債に対する支払利息や発行株式に対する配当金等を賄うもの。具体的には、真実かつ有効な電気事業資産（レートベース）に適正な報酬率を乗じるというレートベース方式で算定される。

レートベースとは、特定固定資産・建設中の資産・核燃料資産・特定投資・運転資本及び繰延償却資産の合計額をいう。

(億円)				
	今回申請 (H26-28)	前回 (H20)	差引	備考
特定固定資産	34,109	36,744	▲ 2,635	償却進行等による減少
建設中資産	1,043	934	109	浜岡原子力発電所安全性向上対策等による増加
核燃料資産	2,450	2,613	▲ 162	日本原燃への前払金残高減等による減少
特定投資	719	192	527	日本原燃の増資の引受けおよび特定投資案件の増等による増加
営業資本	2,458	1,960	499	燃料費増等による増加
運転資本	1,594	958	636	燃料費増等による増加
計	4,052	2,917	1,135	
繰延償却資産	-	-	-	
小計	42,372	43,400	▲ 1,027	
原価変動調整積立金・別途積立金※	▲ 3,163	▲ 2,960	▲ 203	レートベース控除額の増（剩余金残高相当額）による減少
合計	39,209	40,440	▲ 1,230	

※：今回申請＝別途積立金および繰越利益剩余金の合計額から繰延税金資産を控除した値
前回申請＝原価変動調整積立金と電力小売部分自由化以前に積み立てた別途積立金の合計額

（1）前提計画（供給計画、工事計画）

需要想定に基づく供給予備力及び設備の効率性を勘案し、供給設備の拡充工事や改良工事等の工事計画、点検補修などの修繕計画を策定し、その計画に基づき設備関係の料金原価を算定している。平成 26 年度から 28 年度の設備投資については、原子力発電所の更なる安全性向上対策（津波・浸水対策等）などにより、3 ケ年平均 3,034 億円が見込まれている。

（2）レートベース、減価償却費

① 固定資産関連の特別監査に基づく査定

固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備、建設中の資産（※）等を中心に行われた特別監査（立入検査）の結果を確認したところ、以下の項目についてはレートベースから除くこととする。

(特定固定資産)

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電設備・変電設備等に係る長期間不使用の土地、建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・その他(無償貸与の土地・設備、スポーツ施設、PR施設等)

(建設中の資産)

- ・発電設備・変電設備に係る工事計画が未確定の建物、機械装置

(※)設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価額(資産除去債務相当資産を除く)から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。

上記の考え方に基づき、査定を行った資産に係る減価償却費等の営業費用についても、料金原価への算入を認めない。

汽力発電設備については、電力会社間の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働となっている設備がないことを確認した。

特定固定資産に整理されている書画骨董、予備品及び予備設備については、料金原価に含まれていないことを確認した。

建設中の資産については、工事計画が未確定なものを除き、工事計画の認可等により実施が確定した工事に要する金額の2分の1のみがレートベースに算入されていることを確認した。また、交際費、寄付金、団体費及び建設準備費(建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額)が料金原価に含まれていないことを確認した。

② 中部電力によるレートベース控除(剰余金残高相当額)

中部電力は今回申請において別途積立金及び繰越利益剰余金の合計額から繰延税金資産を控除した額に相当する額をレートベースの額から自主的にカットしていることを確認した。

③ 特定投資

特定投資については、資源開発、研究開発などエネルギーの安定的確保を図るためのものについて認められている。今回計上されている費用のうち、特定投資先から過去に配当の実績があり、当該配当が今後も見込まれるものについて料金原価から減額する。

その他の費用については、特定投資の趣旨に合致していると認められる。

(億円)				
	今回申請 (H26-28)	前回 (H20)	差引	備考
石炭資源開発	7	7	-	
日本原燃	603	185	418	増資
日本原子力研究開発機構	18	-	18	新規
原子力損害賠償支援機構	6	-	6	新規
ウラン鉱山プロジェクト	85	-	85	新規
新華南石油開発	-	0	▲ 0	投資先清算(H23年5月)
合計 ①	719	192	527	
事業報酬率 ②	2.9%	3.2%	▲ 0.3%	
事業報酬 ③=①×②	21	6	15	

④ 核燃料資産

(i) 加工中等核燃料資産について

平成 26 年度～28 年度に新たに取得する核燃料資産(加工中等核燃料資産)については、原子力発電所の稼働状況を踏まえ、新規契約の締結見送り、引取量の減量・繰り延べにより、可能な限り至近の調達量を削減して織り込んでいることを確認した。

ウラン精鉱の購入価格等については、震災以降、ウラン精鉱の価格等がほぼ横ばいで推移していることを勘案し、直近実績を踏まえて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

成型加工に関する契約等のうち、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

(ii) 再処理の前払金について

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)に対する再処理の前払金については、日本原燃が行う再処理事業は巨大な設備産業であり、建設に当たっては多額の資金調達を必要とする一方、これらの資金は、再処理料金の支払い開始前の建設工事等の段階で必要となることから、日本原燃による市中金融機関からの借入や出資等と併せて、原子力発電所を所有する事業者各社が再処理料金の前払いを実施したものである。

本前払金は、料金原価に算入される再処理費用を前払いするものであり、費用性資産としての性格を有している。また、本前払金により、日本原燃の金利相当部分が減少し、再処理費用が減額されることとなっている。以上から、本前払金は資産価値を有するため、レートベースに算入することは妥当である。

⑤ 運転資本

営業資本及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として 12 分の 1.5 を乗じて得た額)については、算定規則等に基づき算定されていることを確認した。

一方、人件費など算定の前提となった個別の原価項目において減額査定が行われた場合には、これに応じて料金原価から減額することが適当である。

⑥ 原価算定期間中に再稼働を見込まない原子力発電所の取り扱い

中部電力では、浜岡原子力発電所3号機(平成29年1月稼働想定)、4号機(平成28年1月稼働想定)については原価算定期間中に再稼働を見込んでいるが、5号機については原価算定期間中の再稼働を見込でいない。

審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。」となっている。

中部電力においては、浜岡原子力発電所5号機について、高経年化対策等に加え、更なる安全性向上対策等の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと想定していることから、レートベース及び減価償却費を算入することは妥当である。

(3) 固定資産除却費

固定資産除却費(除却損・除却費用)に係る算定において、今回申請では電源の除却を計画していないことから案件毎の個別算定は行っておらず、過去実績を基に設備投資に占める除却損の比率等を求めて算定している。他方で、過去の料金改定における料金原価と実績費用を比較したところ、一定のかい離が確認されたことから、当該かい離の要因を踏まえ再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

(4) その他設備投資関連(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)

支店の新築工事に係る必要性について、現在の支店は建物自体の老朽化に加え、防災・セキュリティ面や複数の建物に事務室が分散することによる労働生産性の低下など機能面での劣化も進行している等を理由としているが、料金値上げを行う局面で事業を実施する優先度が高いとは認められないため、料金原価(事業報酬)から減額する。

CO2 クレジット投資額に係る算定において、前提諸元による為替レートと違った為替レートで算定しているが、この差額分について料金原価(事業報酬)から減額する。

旧型地中機器の経年取替に係る算定において、過去実績を基に1台当たりの取替工事単価を計算しているが、一部の機器にあっては種類の違う機器を平均した単価としているところ、それぞれの機器で取替工事単価を計算し、当該単価をそれぞれの機器の取替台数に乗じて算定すべきと考えられることから、再計算して上回る部分について料金原価(減価償却費、事業報酬)から減額する。

PR館に付随する屋外施設については、電気事業に供しない施設であることから、料金原価(減価償却費、事業報酬)から除くこととする。

子会社((株)トーエネック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における設備投資額等を再算定して上回る部分について料金原価(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)から減額する。

＜査定結果＞

-減価償却費-

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る減価償却費を料金原価から減額する。
…4. 18億円(3年平均)
2. 旧型地中機器の経年取替に係る算定において、過去実績を基に1台当たりの取替工事単価を計算しているが、一部の機器にあっては種類の違う機器を平均した単価としているところ、それぞれの機器で取替工事単価を計算し、当該単価をそれぞれの機器の取替台数に乗じて算定すべきと考えられることから、再計算して上回る部分について料金原価から減額する。
…0. 42億円(3年平均)
3. PR館に付随する屋外施設については、電気事業に供しない施設であることから、料金原価から除く。
…0. 06億円(3年平均)
4. 子会社((株)トーエネック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における設備投資額等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。
…0. 06億円(3年平均)
5. 減価償却費に係る算定誤りを修正したものを料金原価に反映する。
…2. 43億円(3年平均)
6. スマートメーターに関連する通信システム及び伝送路構築に関する費用について、算定誤りを修正するとともに、光ケーブルの工事費等において、中部電力が通信RFPの実施に際して対外的に表明した単価を上回る申請となっている部分について、料金原価から減額する。また、スマートメーター通信などへの活用後も、一部活用できていない部分が生じている光ケーブルの償却費等について、既存の自社設備も含め、料金原価から一定の減額を行う。
…0. 81億円(3年平均)

計 7. 96億円料金原価から減額する

-固定資産除却費-

1. 固定資産除却費(除却損・除却費用)に係る算定において、過去の料金改定における料金原価と実績費用を比較したところ、一定のかい離が確認されたことから、当該かい離の要因を踏まえ再算定して上回る部分について料金原価から減額する。
- …6. 16億円(3年平均)
2. 子会社((株)トーエネック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における設備投資額等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。
- …0. 03億円(3年平均)
3. 固定資産除却費に係る算定誤りを修正したものを料金原価に反映する。
- …0. 93億円(3年平均)

計 7. 13億円料金原価から減額する

-事業報酬(レートベース)- ※査定額は事業報酬率2.9%で算定

1. 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る特定固定資産等を料金原価から減額する。
- …5. 39億円(3年平均)
2. 核燃料資産のうち、ウラン精鉱の購入価格等について、直近実績を踏まえて再算定して上回る部分を料金原価から減額する。
- …0. 04億円(3年平均)
3. 核燃料資産において、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。
- …0. 14億円(3年平均)
(「基本的な考え方(3)」1. 71億円の内数)
4. 特定投資において、特定投資先から過去に配当の実績があり、当該配当が今後も見込まれるものについて料金原価から減額する。
- …0. 02億円(3年平均)
5. 支店の新築工事に係る必要性について、料金値上げを行う局面で事業を実施する優先度が高いとは認められないため、料金原価から減額する。
- …0. 05億円(3年平均)
6. CO2 クレジット投資額に係る算定において、前提諸元による為替レートと違った為替レートで算定しているが、この差額分について料金原価から減額する。
- …0. 01百万円(3年平均)
7. 旧型地中機器の経年取替に係る算定において、過去実績を基に1台当たりの取替工事単価を計算しているが、一部の機器にあっては種類の違う機器を平均した単価としているところ、そ

それぞれの機器で取替工事単価を計算し、当該単価をそれぞれの機器の取替台数に乗じて算定すべきと考えられることから、再計算して上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 18億円(3年平均)

8. PR館に付隨する屋外施設については、電気事業に供しない施設であることから、料金原価から除く。

…0. 05億円(3年平均)

9. 子会社((株)トーエネット)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における設備投資額等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 03億円(3年平均)

10. 事業報酬(レートベース)に係る算定誤りを修正したものを料金原価に反映する。

…0. 64億円(3年平均)

11. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…1. 46億円(3年平均)

12. スマートメーターに関連する通信システム及び伝送路構築に関する費用について、算定誤りを修正するとともに、光ケーブルの工事費等において、中部電力が通信RFPの実施に際して対外的に表明した単価を上回る申請となっている部分について、料金原価から減額する。また、スマートメーター通信などへの活用後も、一部活用できていない部分が生じている光ケーブルの償却費等について、既存の自社設備も含め、料金原価から一定の減額を行う。

…0. 28億円(3年平均)

計 8. 29億円料金原価から減額する

(うち、0. 14億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

5. 事業報酬率

＜事業報酬率:2.9%(申請)、事業報酬:(再掲)1,137億円 (H26~28平均)＞

【事業報酬の概要】

■ 電気事業法の目的

電気事業法は、その法目的において、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」(電気事業法第1条)ことを目的としている。

■ 総括原価方式による電気料金規制

公共料金にかかる規制は、国民生活上の必需財について、

- ①その財の安定的な供給の維持・確保を図るために、その供給に要する費用の回収を確実にする一方で、
 - ②当該供給事業者が過度の利益を得ることを防止することにより使用者の利益を保護する、
- という両面の観点から行われている。

電気事業についても、独占の弊害や、過当競争による二重投資の弊害を防止し、需要家に対して電気を安定的かつ低廉に供給するため、一般電気事業者に独占的な供給を認めつつ、供給義務と料金規制を課しており、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(電気事業法第19条第2項第1号)であることを求めている。

■ 適正な利潤(事業報酬)

事業を継続的に実施するには、かかる費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要があり、この資金調達に要するコストが「資本コスト」である。「資本コスト」は、銀行等からの借入金や社債発行による「他人資本コスト」と株式の発行による「自己資本コスト」で構成される。電気事業においては、発電、送電、変電、配電等の設備の形成にあたって巨額の資金を要することになるが、電気事業者は、この資金(資本)を調達するためのコストを何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じ、事業を継続することができなくなるリスクがある。

企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達(他人資本)、②株式の発行等による調達(自己資本)のいずれかの手段により資金調達を行うが、銀行もしくは社債等の債権者にとっては負債利子率、株主にとっては自己資本利益率(自己資本コスト)以上の投資収益率が見込まれれば、企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能となるため、電気事業法においては、これらの投資収益率(資本コスト)に相当する

額を「適正な利潤」(事業報酬)として電気料金による回収を認めている。

かつては、支払利息、配当金額及び利益準備金を積み上げ、料金原価に算入していたが、各社ごとの資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことを考慮し、昭和35年に現在の事業報酬制度を導入した。

昭和33年の電気料金制度調査会報告書において、「真実かつ有効な資産の価値に対し公正な報酬が与えられるべき」とされているが、現在の審査要領においても同様の考え方が採用されている(レートベース対象の投資について、「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否かについて審査すること」と確認的に規定)。

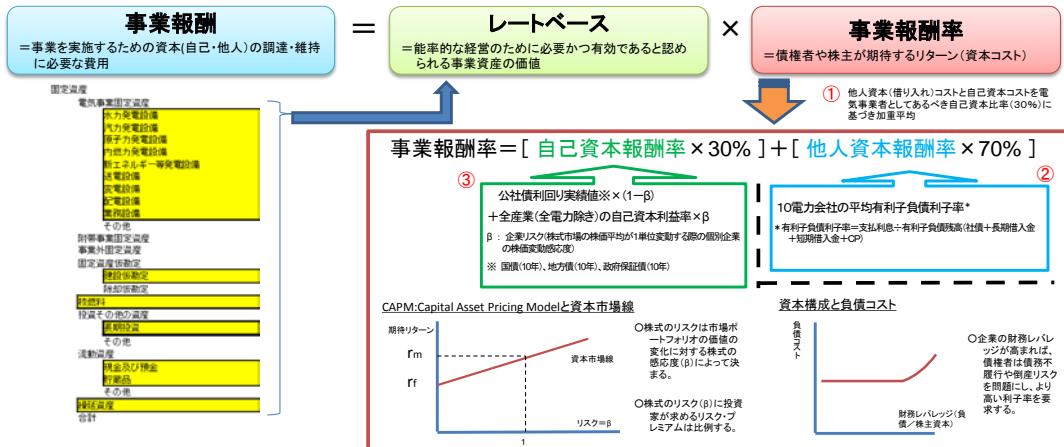
【事業報酬率の概要】

一般的に、電気事業に債権者や株主が期待するリターンを適切に算定する観点から、
①他人資本(借入)コストと自己資本コストを電気事業者としてるべき自己資本比率に基づき加重平均し、②他人資本コストは電気事業者平均の有利子負債利子率の実績を、
③自己資本コストは株式市場における電気事業のリスク(β)を踏まえた期待収益率を採用することとしているが、具体的な数字については、認可申請のタイミングで適正性について検証することとなる。

※ 一般電気事業供給約款料金算定規則(省令)においては、①は自己資本報酬率と他人資本報酬率を3:7とすること、②は全電力会社の平均有利子負債利子率、③は全産業(全電力除き)の自己資本利益率を上限、公社債利回りの実績値を下限として算定した率とされている。

この報酬率は電気事業者に共通の方法により設定されるため、各電気事業者においては、これよりも低いコストで資金調達した場合には利益として、内部留保が可能となる効率化インセンティブが働く効果がある。

なお、一般的には他人資本報酬率に比べ自己資本報酬率が高いが、株式投資のプレミアム(リスク)を反映した結果であり、また、自己資本報酬率を低く設定することは、株主の期待リターンを低下させることになり、株式の発行が困難となるリスクがある。この結果、社債や融資等負債の比率が高まる(財務レバレッジが高まる)と、自己資本比率の低下を招き、電気事業者の事業リスク及び財務リスクが高まることから、金利が上昇するおそれがある。



■ 事業報酬率の算定(申請)

料金算定規則及び審査要領を踏まえ、自己資本報酬率及び他人資本報酬率を実績に基づき算定し、30:70で加重平均することにより算定している。

中部電力の申請においては、平成23年9月20日から平成25年9月17日(値上げ検討表明日)までの2年間の β 値(0.96)により算定した事業報酬率(2.9%)となっている。

○事業報酬率の算定方法

	資本構成	報酬率
自己資本報酬率(A)	30%	6.47%
他人資本報酬率(B)	70%	1.44%
事業報酬率	100%	2.9%

○自己資本報酬率

- ・観測期間:7年間(H17~H23)
- ・ β 値:0.96(中部電力:H23.9.20~H25.9.17)

○他人資本報酬率

- ・観測期間:1年間
- ・各事業者の平均有利子負債利子率

(A)自己資本報酬率 (17~23年度の7カ年平均値) (%)									
	ウェイト	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	17~23年度
公社債利回り	0.04	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	—
自己資本利益率	0.96	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	—
自己資本報酬率	100%	7.74	7.74	8.17	4.57	4.64	6.72	5.69	6.47

→ β 値... 株価指数に対する個々の企業の感応度で、企業の相対的リスクの大きさを表します。

(B)他人資本報酬率

	24年度
平均有利子負債利子率	1.44%

料金上は、自己資本報酬率算定の際、自己資本利益率のウェイト付けに適用いたします。

(1)事業報酬率

事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点(β 値)を勘案し決定され、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要がある。

東京電力の料金値上げ審査における査定方針においては、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まり、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、平成23年3月11日から

申請日前日(平成 24 年 5 月 10 日)までの期間を β 値の採録期間としたところである。

関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の料金値上げ審査における査定方針においては、 β 値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日(決算発表日)までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2 年程度の一定の長期間を探るべきことから、平成 23 年 3 月 11 日から電気料金審査専門委員会及び電気料金審査専門小委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところである。

β 値については、採録期間を 1 年未満とした場合の β 値は大きく変動しており、また、震災以降半年程度の β 値は高騰しているが、以降は比較的安定していること、震災の前後で β 値は大きく異なることから、査定方針案のとりまとめ日までの直近 2 年間とすることが妥当である。

なお、自己資本報酬率については、算定に用いる一般電気事業を除く全産業自己資本利益率の平成 24 年度値が確定したことから、申請時点における平成 17 年度から平成 23 年度までの平均値に代えて、平成 18 年度から平成 24 年度までの平均値を採用することが妥当である。

電気料金専門小委員会での査定方針案のとりまとめ日(平成 26 年 3 月 14 日)までの直近 2 年間を採録期間とする β 値は 1.06 であり、これにより計算される事業報酬率 3.0% に照らして、申請における事業報酬率 2.9% は妥当である。

■ 事業報酬率の算定(β 値)

- 中部電力の申請は、平成 23 年 9 月 20 日から平成 25 年 9 月 17 日(値上げ検討表明日)までの 2 年間の β 値(0.96)を採用。
- 関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の査定時は、震災後から査定方針案の取りまとめ日までの β 値(関西・九州:0.91、東北・四国・北海道:0.94)を採用。
- 東京電力の査定時は、震災後から申請日前日までの β 値(0.82)を採用。

電力会社名	東京電力		関西電力・九州電力		東北電力・四国電力		北海道電力		中部電力		審査専門小委員会取りまとめ日までの2年間(中部電力)	
	震災後から申請日前日 (査定)		震災後から審査専門小委員会取りまとめ日 (査定)		震災後から審査専門小委員会取りまとめ日 (査定)		震災後から審査専門小委員会取りまとめ日 (査定)		値上げ検討表明日までの2年間 (申請)		2012.3.14～2014.3.14平均 (サンプル数 491日)	
	2011.3.11～2012.5.10平均 (サンプル数 285日)		2011.3.11～2013.3.6平均 (サンプル数 488日)		2011.3.11～2013.7.24平均 (サンプル数 583日)		2011.3.11～2013.7.26平均 (サンプル数 585日)		2011.9.20～2013.9.17平均 (サンプル数 491日)		2012.3.14～2014.3.14平均 (サンプル数 491日)	
	β 値	相関係数	β 値	相関係数	β 値	相関係数	β 値	相関係数	β 値	相関係数	β 値	相関係数
北海道	0.66	0.43	0.85	0.40	0.87	0.40	0.87	0.40	0.95	0.40	1.07	0.45
東北	1.42	0.56	1.32	0.48	1.26	0.47	1.25	0.48	1.06	0.41	1.10	0.45
東京	1.44	0.27	1.31	0.27	1.34	0.29	1.33	0.29	1.09	0.27	1.16	0.35
中部	0.61	0.35	0.73	0.36	0.75	0.40	0.74	0.40	0.80	0.43	0.87	0.48
北陸	0.65	0.42	0.76	0.37	0.80	0.41	0.80	0.42	0.87	0.42	0.94	0.48
関西	0.71	0.39	0.83	0.35	0.86	0.36	0.86	0.36	0.94	0.37	1.06	0.42
中国	0.62	0.41	0.78	0.41	0.82	0.45	0.82	0.45	0.91	0.48	0.99	0.53
四国	0.55	0.37	0.79	0.36	0.90	0.41	0.91	0.41	1.05	0.44	1.25	0.51
九州	0.74	0.44	0.86	0.38	0.88	0.38	0.88	0.38	0.93	0.38	1.06	0.43
9社平均 (沖縄除く)	0.82	0.41	0.91	0.37	0.94	0.40	0.94	0.40	0.96	0.40	1.06	0.45

(資源エネルギー庁作成 出典:Yahoo!Japanファイナンス)

●このβ値は、東証株価指数(TOPIX)や日経平均株価などの株価指数の値動きに対して各社の株価がどれくらいの相関で動いているかを示す指標のこと。(市場全体の株式が1%上昇する場合の当該株式の平均上昇率(感応度))

■ 事業報酬率の算定(査定方針案とりまとめ日までの直近 2 年間の β 値を採用した場合)

○事業報酬率の算定方法

	資本構成	報酬率
自己資本報酬率(A)	30%	6.53%
他人資本報酬率(B)	70%	1.44%
事業報酬率	100%	3.0%

○自己資本報酬率

- ・観測期間:7年間(H18～H24)
- ・β 値:1.06(H24.3.14～H26.3.14)

○他人資本報酬率

- ・観測期間:1年間
- ・各事業者の平均有利子負債利子率

(A)自己資本報酬率 (18～24年度の7カ年平均値)

(%)

	カエト	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	18～24年度
公社債利回り	0.00	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	—
自己資本利益率	1.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.95	—
自己資本報酬率	100%	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.95	6.53

(B)他人資本報酬率

	24年度
平均有利子負債利子率	1.44%

＜査定結果＞

1. 事業報酬率は、申請における事業報酬率 2.9%とする。

6. 修繕費

＜申請額：2,172億円(H26～28平均)＞

【修繕費の概要】

修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、部品の取替え、損傷部分の補修、点検等に要する費用である。

					(単位:億円)
	今回申請 (H26-28)	前回 (H20)	差引	備考	
水 力	86	124	▲38	実施時期の見直し、調達単価削減による減	
火 力	615	714	▲99	設備の効率的運用、調達単価削減による減	
原 子 力	185	202	▲17		
新 エ ネ	1	—	1	設備区分の新設	
送 電	96	100	▲ 4		
変 電	130	128	2	設備の高経年化に伴う変圧器修理の増など	
配 電	1,013	889	124		
普通修繕費	271	292	▲21		
取替修繕費	741	597	144	高压絶縁電線劣化更新、スマートメーター導入、太陽光発電連系に伴う電圧変動対策など	
業 務	46	55	▲ 9		
合 計	2,172	2,212	▲40		

修繕費率

今 回	直近5ヶ年
1.64%	1.65%

※直近5ヶ年はH20～24年度実績平均

(1) 修繕費率の妥当性の確認

メルクマールとした修繕費率(帳簿原価に占める修繕費の割合)は、直近5年間(平成20～24年度実績)で1.65%であり、修繕費申請額の修繕費率は1.64%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。

(2) 配電設備の取替修繕費

配電設備の取替修繕費については、前回改定時及び直近の実績と比べて大幅に増加しているが、これは経年劣化に伴う配電設備の更新計画が原価算定期間開始後に大きく増加していることが主な要因となっている。

更新計画は、寿命予測、公衆災害・供給支障等のリスク及び必要な原因究明・対策品の開発・検討手法の検証などを踏まえたものとなっているが、原価算定期間より前に着手することが可能であったにもかかわらず、着手しなかったために増加した費用については、料金原価から減額する。

(3) 特別監査に基づく査定等

レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行なった特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も料金原価から減額する。

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電設備・変電設備等に係る長期間不使用の建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・その他(無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等)

(4) 災害復旧に係る修繕費については、直近 10 年間(平成 15~24 年度)から年間の災害復旧に係る修繕費が最大の年及び最小の年を除いた 8 年間の実績平均値より申請値が下回っていることを確認した。

■災害復旧修繕費の発生推移及び最大値、最小値を除いた平均値

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	(単位:億円)
	直近10年間(15~24年度)から 最大の年及び最小の年を除いた 8年間の実績平均値										
中部電力	3	11	3	3	3	2	28	7	12	5	6

	今回申請額	備 考
中部電力	6	直近10年間(15~24年度)から 最大の年及び最小の年を除いた 8年間の実績平均値

(5) 子会社((株)トーエネック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における修繕費を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

＜査定結果＞

1. 配電設備の取替修繕費

配電設備の取替修繕費については、前回改定時及び直近の実績と比べて大幅に増加しているが、これは経年劣化に伴う配電設備の更新計画が原価算定期間開始後に大きく増加していることが主な要因となっている。

更新計画は、寿命予測、公衆災害・供給支障等のリスク及び必要な原因究明・対策品の開発・検討手法の検証などを踏まえたものとなっているが、原価算定期間より前に着手することが可能であったにもかかわらず、着手しなかったために増加した費用については、料金原価から減額する。

… 11. 54億円(3年平均)

2. 特別監査に基づく査定等

レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行なった特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も料金原価から減額する。

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・発電設備・変電設備等に係る長期間不使用の建物、機械装置
- ・社宅の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・その他(無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等)

… 14. 39億円(3年平均)

3. 子会社((株)トーエネック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における修繕費を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

… 0. 37億円(3年平均)

4. スマートメーターに関連する通信システム及び伝送路構築に関する費用について、算定誤りを修正する。また、スマートメーター通信などへの活用後も、一部活用できていない部分が生じている光ケーブルの償却費等について、既存の自社設備も含め、料金原価から一定の減額を行う。

… 0. 18億円(3年平均)

計 26. 48億円料金原価から減額する

7. 公租公課

＜申請額：1,496億円(H26～28平均)＞

【公租公課の概要】

公租公課は、各税法等(河川法、法人税法、地方税法、電源開発促進税法等)に基づき、投資額、販売電力量、原子力発電所稼働状況等の各計画諸元をもとに算定する。

(単位：億円)

		中部電力			備考
		前回改定 (20年原価)	今回申請 (26-28平均)	今回一前回	
1	水利使用料	30	31	2	河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定。
2	固定資産税	488	465	▲23	地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税客体として課税
3	雑税	38	31	▲8	核燃料税、都市計画税、県市町村民税、印紙税等
4	電源開発促進税	515	483	▲32	電源開発促進税法に基づき、課税対象電力量に0.375円/kWhを乗じて算定
5	事業税	274	315	41	地方税法に基づき、収入金額に税率を乗じて算定(収入金課税方式)
6	法人税等	260	172	▲88	法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税
	合 計	1,604	1,496	▲108	

(1) 固定資産税

子会社((株)トーエンック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における固定資産税を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

(2) 印紙税

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され(平成25年4月)、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大(3万円未満→5万円未満)されており、当該減税分を反映する。

(3) 法人税

「平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)」において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、当該減税分を反映する。

(4) その他

算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。

特別監査の反映等により前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映する。

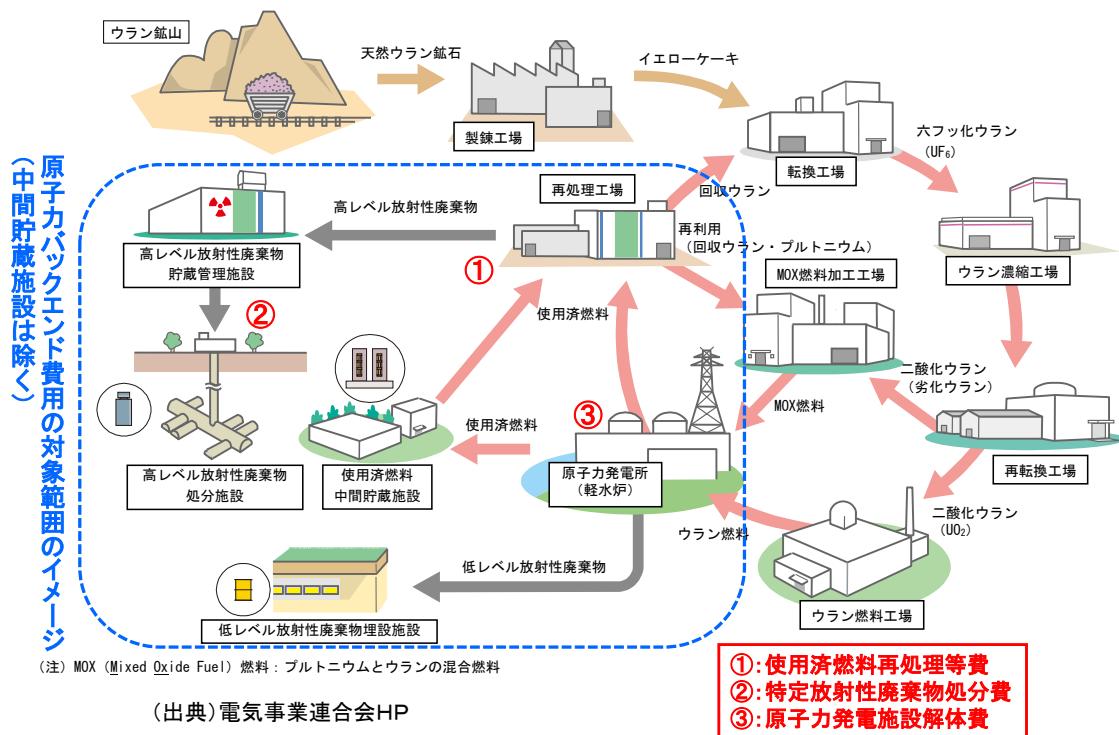
＜査定結果＞

1. 子会社((株)トーエニック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における固定資産税を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。
…0. 01億円(3年平均)
2. 「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され(平成25年4月)、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大(3万円未満→5万円未満)されており、当該減税分を減額する。
…3. 36億円(3年平均)
3. 特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を反映する。
…3. 05億円(3年平均)
4. 事業の実施時期、積算方法等について、合理的な説明が出来ない部分について料金原価から減額する。
…0. 01億円(3年平均)
5. 料金算定上の誤りについては、正しい算定額に反映する。
…0. 42百万円(3年平均)
6. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。
…0. 19百万円(3年平均)
7. 「平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)」において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、当該減税分を反映する。
…6. 88億円(3年平均)
8. 「平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)」において、法人事業税及び地方法人特別税の税率変更が決定されたため、当該変更を反映する。
…▲3. 54億円(3年平均)
9. 電気事業者に課される事業税は、売上に対して課される収入金課税方式のため、総原価の減少に伴い事業税も減額する。
…3. 25億円(3年平均)

計 13. 03億円料金原価から減額する

8. 原子力バックエンド費用 <申請額 : 173 億円(H26~28 平均)>

【原子力バックエンド費用の概要】



(1) 使用済燃料再処理等発電費・使用済燃料再処理等既発電費

使用済燃料再処理等発電費・既発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用のほか、使用済燃料の輸送費等の当期費用を計上している。

【参考: 積立金の算定等】

使用済燃料再処理等積立金は、法に基づき、電気事業者が使用済燃料の発生等に応じて積み立てるものであり、再処理等に要する費用として、再処理事業者である日本原燃に支払うこととなっている。なお、積立金の額は、事業者からの届け出を基礎とし、経済産業省で算定している。将来発電分に係る積立金の額は、再処理等の実施主体である日本原燃の事業実施計画等を踏まえ、積立単価に、当該年度積立対象となる使用済燃料の発生数量(六ヶ所再処理分)を乗じ、これに利息相当分を加えて、毎年度の金額を算出している。過去発電分に係る積立金の額は、平成 17 年度から 15 年間で積立てることとされている。

(単位:百万円)

		今回申請 (H26～H28)	前回 (H20)	差引	備考
制度措置分 (日本原燃分)	積立金(将来分)	3,506	12,533	▲ 9,027	原子力発電所の利用率が低下したことなどから、前回改定に比べ減少
	積立金(過去分)	8,248	8,248	0	
	計	11,754	20,782	▲ 9,026	
制度外分 (海外・JAEA分)	引当金	0	89	▲ 89	前回：海外における再処理費
その他 (輸送費)	発電所の陸上輸送	196	371	▲ 174	輸送数量の減少に伴う減
	六ヶ所再処理工場への輸送	414	629	▲ 215	輸送数量の変動に伴う分担率の減少等による減
	海外再処理工場への輸送	75	67	9	輸送容器の廃止措置に向けた施設改修費用の増
	保険料・補償料	3	2	1	
	計	689	1,068	▲ 379	
合 計		12,443	21,939	▲ 9,496	

(注)制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

①算定方法の確認

法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。ただし、制度措置分(日本原燃分)のうち、再処理により発生する放射性廃棄物の処分費用の算定に用いている処分単価については、申請時点において平成25年度の処分単価により算定しているが、平成26年度の処分単価に改定されたことに伴い、当該処分単価を反映した料金原価とする。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

②広告宣伝費、寄付金、団体費等

制度措置分(日本原燃分)については、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(法に基づくもの)であり、日本原燃から中部電力に対し、料金に含まれている広告宣伝費等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費が原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くこととする。

③六ヶ所再処理工場輸送費等

その他(輸送費)のうち、六ヶ所再処理工場への使用済燃料の輸送費等については、日本原燃の「再処理施設の使用計画」(以下「使用計画」という。)に基づき算定されているが、使用計画が変更されたことに伴い、変更後の使用計画に基づき再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

④効率化努力の確認

その他(輸送費)のうち、今後契約を締結するものについては、効率化努力(コスト削減を求めることが困難な費用を除く)を織り込んでおり、「基本的な考え方」に示された考え方によらして妥当である。

(2) 特定放射性廃棄物処分費

特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用である。

【参考:拠出金の算定方法】

拠出金の額は、法に基づき、高レベル放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額(拠出金単価)に、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる廃棄物の量及び過去分の量(1/15)を乗じて得た金額とされている。

					(単位:百万円)
	今回申請 (H26~H28)	前回 (H20)	差引	備 考	
拠出金(将来分)	376	3,445	▲3,069	原子力利用率低下による減	
(発電電力量:暦年GWh)	2,971	25,688	▲22,717		
(拠出金対象本数:本)	10.7	89.3	▲78.6		
(拠出金単価:千円/本)	34,999	38,574	▲3,575		
拠出金(過去分)	0	2,773	▲2,773	平成25年度拠出終了	
(拠出金対象本数:本)	0.0	71.9	▲71.9		
(拠出金単価:千円/本)	34,999	38,574	▲3,575		
合 計	376	6,218	▲5,842		

①算定方法の確認

法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。ただし、算定に用いている拠出金単価については、申請時点において平成25年度の拠出金単価により算定しているが、平成26年度の拠出金単価に改定されたことに伴い、当該拠出金単価を反映した料金原価とする。

(3) 原子力発電施設解体費

原子力発電施設解体費は、電気事業法第35条(償却等)の規定を実施するための「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、原子力発電施設の解体及び解体廃棄物の処理処分に必要な費用を引当することが義務づけられている費用である。

【参考:引当金の算定方法】(平成25年9月省令改正後)

- ①引当方法:定額法(稼働状況に左右されない着実な引当、各期の引当額平準化)
- ②引当期間:運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた期間を原則的な引当期間
(解体本格化までに引当)

(単位:百万円)

		今回申請 (H26～H28)	前回 (H20)	差引	備考
浜岡	1号機	0	0	0	平成21年1月運転終了
	2号機	0	123	▲123	前回、総見積額の増分反映成21年1月運転終了
	3号機	1,294	1,884	▲590	算定方法変更による差(生産高比例法から定額法へ)成28年1月運転開始
	4号機	1,308	1,584	▲276	算定方法変更による差(生産高比例法から定額法へ)成29年1月運転開始
	5号機	1,873	1,638	235	算定方法変更による差(生産高比例法から定額法へ)原価算定期間内運転停止
合 計		4,475	5,230	▲755	

①算定方法の確認

「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」における検討を踏まえ、平成25年9月に改正された「原子力発電施設解体引当金に関する省令」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。

＜査定結果＞

-使用済燃料再処理等費-

1. 使用済燃料再処理等発電費のうち、再処理により発生する放射性廃棄物の処分費用の算定に用いている処分単価について、平成26年度の処分単価に改定されたことに伴い、申請における平成25年度の処分単価を用いて算定している料金原価へ当該処分単価を反映する。

…▲0.14億円(3年平均)

2. 使用済燃料再処理等発電費のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)については、広告宣伝費が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除く。

…0.02百万円(3年平均)

3. その他(輸送費)のうち、六ヶ所再処理工場への輸送費等について、変更後の日本原燃の「再処理施設の使用計画」に基づき再算定して上回る部分を料金原価から減額する。

…0.94億円(3年平均)

-特定放射性廃棄物処分費-

1. 算定に用いている拠出金単価について、平成26年度の拠出金単価に改定されたことに伴い、申請における平成25年度の拠出金単価を用いて算定している料金原価へ当該拠出金単価を反映する。

…▲0.71億円(3年平均)

計 0.09億円料金原価から減額する

9. その他経費・控除収益 <申請額：1,622億円(H26～28平均)>

【その他経費・控除収益の概要】

その他経費は、設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化を他に委託する費用である委託費や事務所建物等の賃料(借地借家料)、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)等に係る費用である賃借料など21項目に分類される。

控除収益は、自社電源線等の設備を他社が使用することによって発生する収益である託送収益(接続供給託送収益を除く。)や支払期日を超えて支払われる電気料金に係る延滞利息等の収益である電気事業雑収益など5項目に分類される。

		今回申請 (H26～28)	前回 (H20)	差引			今回申請 (H26～28)	前回 (H20)	差引
そ の 他 経 費	廃棄物処理費	161	121	39	控 除 収 益	運 送 収 益 (接 続 除 き)	—	23	▲23
消耗品費	89	68	21	事 業 者 間 精 算 費	—	23	11	12	
補償費	20	91	▲71	電 気 事 業 雑 収 益	—	1	1	1	
賃借料	202	262	▲60	預 金 利 息	—	210	190	20	
託送料	65	76	▲11	小 計	—	0	0	▲0	
事業者間精算費	8	15	▲7	合 計 (そ の 他 経 費 + 控 除 収 益)	235	226	9		
委託費	887	860	27						
損害賠償料	15	12	3						
原子力損害賠償支援機構一般負担金	124	—	124						
普及開発関係費	19	80	▲61						
養成研究費	21	16	5						
諸費用	88	128	▲40						
電気料賃倒損	141	402	▲262						
共有設備費等分担額	11	6	5						
共有設備費等分担額(貸方)	20	8	13						
建設分担賃替額(貸方)	▲0	▲0	▲0						
附帯事業営業費用分担額(貸方)	▲6	▲5	▲1						
電力費振替勘定(貸方)	▲11	▲4	▲7						
社債発行費	▲2	—	▲2						
小計	1,857	2,141	▲285						

※その他経費は原子力バックエンド費用・固定資産除却費、控除収益は地帶間・他社販売電力料を除く。

【主な増減要因】
 ◇原子力損害賠償支援機構一般負担金 (+124)
 ◇廃棄物処理費 (+39)
 灰処理費用の増：+43 等
 ◇委託費 (+27)
 スマートメーター対応：+44
 ソフトウェア開発委託の増：+30
 LNG基地管理業務委託費の減：▲97 等
 ◇諸費用 (+262)
 受益者負担金の減：▲123
 CO2排出権償却の減：▲56 等
 ◇補償費 (▲71)
 テレビ電波障害対策費の減：▲57 等
 ◇普及開発関係費 (▲61)
 オール電化等販売拡大活動費用の減：▲38 等

【その他経費（具体的な内訳の例）】

- ◆ 廃棄物処理費：火力や原子力発電等によって発生する廃棄物の処理にかかる費用。火力の灰処理費、排水処理費、排煙処理費、雑廃棄物処理費、原子力の放射性廃棄物処理費、雑廃棄物処理費等。
- ◆ 消耗品費：潤滑油脂費、被服費、図書費、光熱費・水道料、発電用消耗品費、自動車等燃料費等。
- ◆ 補償費：契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的または臨時的に支払う費用等。汚染負荷量賦課金、伐採補償費、損害賠償費用等。
- ◆ 賃借料：事務所建物等の賃料である借地借家料、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)、その他車輛、タンク、事務機器等のリース料(機械賃借料、雑賃借料)等。

- ◆ 託送料・事業者間精算費：自社及び自社の供給区域内の新電力が、他社の送電設備等を利用することによって発生する費用。
- ◆ 委託費：設備の運転又は点検・維持、警備、業務のシステム化、コールセンター等の運営、電気料金収納にかかる各種手数料等を他に委託する費用。
- ◆ 損害保険料：原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料、電力設備の火災保険、運送保険等の損害保険契約に基づいて支払う保険料。
- ◆ 原子力損害賠償支援機構一般負担金：原子力損害賠償支援機構法の規定により原子力事業者が共同で納付する負担金。
- ◆ 普及開発関係費：広報活動、新規需要開発、電気使用合理化等に要する費用。テレビ・ラジオ放送費、PR館や展示館等の運営費、発電所見学会開催費、お客様周知用チラシ(料金改定等)やパンフレット印刷費等。
- ◆ 養成費：電気技術の能力向上を目的とする研修費や社員の基礎的能力の向上を目的とする研修費等。
- ◆ 研究費：自社研究の費用、委託研究の費用、共同研究のための分担金、その他研究のために要する費用。
- ◆ 諸費：通信運搬費、旅費、寄付金(反対給付を期待しないで任意に支出した金額)、団体費(諸会費及び事業団体費等)、雑費(会議費、諸手数料、公共施設等分担金、受益者負担金等)、雑損(貯蔵品の棚卸損や評価損等)。
- ◆ 電気料貸倒損：電灯電力収入で回収できない費用。
- ◆ 共有設備費等分担額・同(貸方)：ダムや燃料設備、共同溝等の共有設備の維持、運転等の管理を分担する費用。
- ◆ 建設分担関連費振替額(貸方)：電気事業及び附帯事業の建設に間接に関連した費用(人件費、旅費等)の建設仮勘定への振替額。
- ◆ 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)：附帯事業の営業に間接に関連した費用(人件費、修繕費、減価償却費等)の振替額。
- ◆ 電力費振替勘定(貸方)：建設工事や附帯事業に使用する電力料金を一括控除し、建設仮勘定や附帯事業営業費用へ振り替えるもの。
- ◆ 株式交付費：新株発行の際に発生する登録免許税、金融機関及び証券会社の取扱手数料等。
- ◆ 社債発行費：金融機関及び証券会社の取扱手数料等。

【控除収益(具体的な内訳の例)】

- ◆ 遅収加算料金：電気料金を早収期間内経過後に支払われた場合に発生する収益。

- ◆ 託送収益・事業者間精算収益：他社及び他の一般電気事業者の供給区域内の新電力が、自社の送電線等の設備を使用することによって発生する収益。
- ◆ 電気事業雑収益：自家用発電機設置者から系統全体の周波数安定・維持に係る費用を徴収して得た収益であるアンシラリーサービス料金、需要家からの要請による引込線等の移設工事をして得た収益である諸工料、電柱に他社の通信線等を共架して得た収益である共架料、臨時需要に応じるために供給設備の工事をして得た収益である臨時工事費等がある。
- ◆ 預金利息：預金残高に対して発生する利息による収益。

(1)賃借料、託送料、養成費、研究費

上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

(2)廃棄物処理費

石炭灰処理費用は、自社灰捨て地の延命化対策後の処理計画に基づき適正に算定されていることを確認した。

(3)消耗品費

情報処理帳票代については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

図書費については、過大となっているものは料金原価から減額する。

制服費用については、経費対象人員の人数に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額する。

(4)補償費

契約等を確認し実績を上回る部分について、合理的な説明が出来ない部分については、原価から減額する。

法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(5)賃借料

道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、協定書等により適正に算定されていることを確認した。

借地借家料のうち、他の物件を手当することが困難である発電所や変電所に付随した

社宅・寮を除き、周辺物件の平均的賃料水準や地価水準を上回る社宅・寮の賃借料についての上回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから料金原価から減額する。

線路使用料に含まれている法人税等については、平成 26 年度税制改正の大綱(閣議決定)において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

(6) 記述料

記述料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(電気事業法第 24 条の 4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)で、今後契約を締結するものについては、平成 26 年度税制改正の大綱(閣議決定)において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、自社の料金原価に算入している一株当たりの配当金額での交渉を行うことを前提に、当該配当金額から算定される法人税等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

委託費に係る算定の一部において、個別件名を確認したところ、料金原価算定期間に発生する見込みのないものについて料金原価から減額する。

需要家所有の配電線等使用料に係る算定において、最新の契約実績を踏まえて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

(7) 事業者間精算費

「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(8) 委託費

PCB(ポリ塩化ビフェニル)関連業務委託については、委託事業者選定後の単価に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額する。

原子力警備・防災業務等委託については、実績に基づいた単価に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額する。

電話受付業務委託のうち業務範囲拡大分については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

共架業務委託の新規実施については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

営業所等警備業務委託のうち相談役宅の警備については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないと考え方を踏まえ、料金原価から除くこととする。

地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから料金原価から除くこととする。

(9) 損害保険料

①原子力関係

「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

②原子力以外

既存契約等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(10) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(11) 普及開発関係費

審査要領において、原価への算入を認めないとされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。

他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動に係る費用については、販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くこととする。

電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関する周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認める。

特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられることから、料金原価から除くこととする。

普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(各種団体の活動費用等)については料金原価から除くこととする。

PR館に付随する屋外施設管理費については、電気事業に供しない施設に係る費用であることから、料金原価から除くこととする。

原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信に係る費用については料金原価から除くこととする。

発電施設等の施設見学会に係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下に

おける費用の優先度の観点から、電源立地地域を主たる対象とするもの以外は、原価算入を認めない。

地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除くこととする。

(12) 養成費

研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。

販売促進に係る研修費用等については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

(13) 研究費

一般財団法人 電力中央研究所(以下、「電中研」という。)などの分担金及び自社研究費のうち、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究については、料金原価から除くこととする。

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させる。

電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額する。その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費については、効率化努力を織り込んでおり、中部電力のコスト削減努力に照らして妥当である。

(14) 諸費

①寄付金

審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

②団体費

海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所、地域共同防災協議会(6団体)については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

③その他

定期調査事前周知に係る郵送費、海外派遣職員への督励に係る旅費及び社内提案活動に係る賞金については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くこととする。

移動電話料のうち、人員数を用いて算定している費用については、経費対象人員の人数に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

急速充電器利用サービス料については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、EV・PHVタウン構想に沿って導入した電気自動車等を円滑に活用していくにあたり、近隣の他の急速充電器が利用できないなど、電気事業の運営上必要不可欠の場合に限り、急速充電器利用サービスに係る運営費用や分配金を除いた費用について原価算入を認める。

(15) 電気料貸倒損

当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映する。

(16) 共有設備費等分担額・同(貸方)

積算の考え方方が予算額をベースにしているものについては、実績をより反映している直近(24年度)の実績を上回る部分について、合理的な説明が出来ない部分については原価から減額する。

事業の実施時期等について、合理的な説明が出来ない部分については原価から減額する。

既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

(17) 建設分担関連費振替額(貸方)

個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映する。

(18) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(19) 電力費振替勘定(貸方)

個別原価の査定による改定率の変更分を反映する。

(20) 社債発行費

過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21) 託送収益

託送収益に係る算定において、最新の契約実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

(22) 事業者間精算収益

「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(23) 電気事業雑収益

延滞利息に係る算定において、過去の入金データに制約があることから、過去1ヶ月分のデータのみで早収料金に対する延滞利息率を算定しているが、その後のデータが入手できしたことから、当該データも踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

償却電気料取立益及び工事補償金受入差益に係る算定において、特殊要因を除き、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

変圧器リサイクルセンター有価物売却に係る算定において、有価物の単位当たり売却単価や変圧器1台当たりから発生する有価物の重量を、最新の諸元で見直した値で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

LNG冷熱費に係る算定において、中部電力の電気料金単価を算定の諸元に用いていが、料金改定後の電気料金単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

接続検討料に係る算定において、至近実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

鉄塔貸付料に係る算定において、最新の諸元で見直した貸付料で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

罹災保険金受入差益に係る算定において、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

(24) 預金利息

過去実績等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

■ 事業団体費の内訳

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	年間負担額(百万円)
海外電力調査会	設立：1958年 一般電気事業者（10社） 電源開発、日本原子力発電	海外の電気事業に関する調査研究、情報収集、分析提供を実施。また電気事業に関する海外の関係機関・団体との交流及び技術協力を実施。	個社単独では実施できないような海外電気事業の調査研究や、海外の関係機関との交流および協力等を行っており、特に福島第一原子力発電所事故以降、世界の原子力政策の把握と国際協力が一層重要視されている。	112
海外再処理委員会	設立：1977年 一般電気事業者（9社）※1 電源開発、日本原子力発電	海外再処理委託業務および海外再処理に伴う放射性廃棄物の輸送、MOX燃料輸送等に係る契約交渉や契約業務履行の補助、調整ならびに輸送に関わる海外PA活動を行い、会員企業の窓口として各社間の調整を実施。	電力9社などが、英仏再処理事業者と使用済燃料の再処理契約・海外再処理に伴う輸送契約等を締結するに際し、その窓口として契約交渉・契約履行の補助や各社間の調整を電力会社に代わり、一元的・恒常的に行っている。	84
原子力安全推進協会	設立：2012年 (日本原子力技術者協会から改組) 一般電気事業者（9社）※1 電源開発、日本原子力発電、その他メーカー	事業者が自主的かつ継続的に安全性向上に取り組み、世界最高水準の安全性を追求するため、事業者から独立した専門家集団として、国内外原子力関係機関と連携を図り、安全性対策を評価し事業者に提言・勧告する。原子力発電所等の運営状況を定期的に確認し、安全への取り組み具合を評価する。これらの活動に関する人材育成等も行う。	原子力事業者の安全確保活動を支援することを目的としており、事業者の取り組みを評価・提言・勧告を行うこと、原子力発電所の運営状況を個別に評価し、安全性の向上を行う。	425
電力系統利用協議会	設立：2004年 一般電気事業者（10社） 電源開発、その他発電事業者	電気事業法第93条第1項に定める送配電等業務の円滑な実施を支援する中立機関。 電力系統に関するルールの策定・監視、送電線空き容量等の系統情報公開システムの開発・運用、地域間連系線整備計画に係る調整のための情報システムおよび便宜の提供を行う。	一般電気事業者が所有する送配電ネットワークを新電力や卸自家発事業者が公平に利用できるよう設立された唯一の中立機関であり、電力の安定供給確保と連系線利用等の利便性を向上させる。	94
世界原子力発電事業者協会東京センター（WANO）	設立：1989年 一般電気事業者（9社）※1 電源開発、その他発電事業者	1986年の切尔ノブリ事故後、再発防止のため原子力事業者（35の国・地域）により、設立された民間の組織。会員間で運転経験情報の交換、発電所の訪問評価（レビュー）、良好事例などの技術支援・技術交換を実施。	原子力発電所の事故・事象を全世界の事業者間で共有し、再発防止に努めることを目的としており、原子力発電所の安全性・信頼性の向上に必要不可欠な最新の知見や運転経験を収集するには、原子力事業の運営に役立つ。	45
日本電力取引所	設立：2003年 一般電気事業者（9社）※1 電源開発、その他発電事業者	電力を有效地に利用するため、電気の現物取引を行う日本唯一の取引所、1日単位で取引を行うスポット市場や、定期期間を通じて取引を行う先渡し市場などを運営し、共通の利益を図る。	全国規模の需給調整、供給余力の電力販売および経済的な電力を調達するために、電力の取引を実施する必要がある。	1
地域共同防災協議会（6団体）	石油会社 化学メーカーなど	法令に基づく防災資機材の共同運用を以下の6団体で実施。（註：※は前回改定以降に新規加盟の団体） ・ 消防自動車、放水砲など防災資機材の維持管理 ・ 共同防災組織および防災要員の訓練・教育	本協議会は、石油コンビナート等災害防止法に基づき配備が義務付けられている防災資機材を共同運用している。	153

※1 沖縄電力を除く

＜査定結果＞

-消耗品費-

- 情報処理帳票代については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
…0. 14億円(3年平均)
- 図書費については、過大となっているものは料金原価から減額する。
…0. 36億円(3年平均)
- 制服費用については、経費対象人員の人数に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額する。
…0. 11百万円(3年平均)
- 中部電力は、スマートメーターの導入に伴い、スマートメーターの取替工事に関する「お知らせ葉書」の郵送を新たに計画し、その増分費用を申請原価に織り込んでいるが、お知らせ葉書の内容は、事前訪問の際に説明するものと基本的に同じであり、他社の料金査定においても、こうした費用は想定されていなかったことを踏まえ、当該増分費用については計上を認めず、料金原価から減額する。
…0. 39億円(3年平均)

-補償費-

1. 積算方法について、合理的な説明が出来ない部分について料金原価から減額する。

…0. 12百万円(3年平均)

-賃借料-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 05億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の1. 71億円の内数)

2. 社宅・寮において合理的な理由なく周辺の物件の平均的賃料水準を上回る分のように電気事業の運営上必要不可欠とは言えない借地借家料を料金原価から減額する。

…0. 06億円(3年平均)

3. 線路使用料に含まれている法人税等については、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分を料金原価から減額する。

…0. 04百万円(3年平均)

4. 社宅・寮に係る借家料等の算定誤りを修正することによって料金原価から減額する。

…0. 16億円(3年平均)

-託送料-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。

…0. 06億円(3年平均)

(「基本的な考え方(3)」の1. 71億円の内数)

2. 託送料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)で、今後契約を締結するものについては、平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。また、自社の料金原価に算入している一株当たりの配当金額での交渉を行うことを前提に、当該配当金額から算定される法人税等を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 09億円(3年平均)

3. 委託費に係る算定の一部において、個別件名を確認したところ、料金原価算定期間に発生する見込みのないものについて料金原価から減額する。

	...0. 44百万円(3年平均)
4. 需要家所有の配電線等使用料に係る算定において、最新の契約実績を踏まえて再算定して上回る部分について料金原価から減額する。	...0. 03百万円(3年平均)
5. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。	...▲0. 06億円(3年平均)
-委託費-	
1. PCB(ポリ塩化ビフェニル)関連業務委託については、委託事業者選定後の単価に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額する。	...1. 22億円(3年平均)
2. 原子力警備・防災業務等委託については、実績に基づいた単価に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額する。	...0. 56億円(3年平均)
3. 電話受付業務委託のうち業務範囲拡大分については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。	...1. 63億円(3年平均)
4. 共架業務委託の新規実施については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。	...1. 68億円(3年平均)
5. 営業所等警備業務委託のうち相談役宅の警備については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないとの考え方を踏まえ、料金原価から除く。	...0. 10百万円(3年平均)
6. 地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから料金原価から除く。	...0. 15億円(3年平均)
7. 全社建物管理業務委託については、算定誤りを修正することにより料金原価から減額する。	...0. 16億円(3年平均)
-損害保険料-	
1. 料金算定上の誤りについては、正しい算定額に反映する。	...0. 18百万円(3年平均)
-普及開発関係費-	
1. 節電や省エネ推進を目的とした費用のうち、販売促進的な側面が強い費用を料金原価から除く。	...1. 45億円(3年平均)

2. 特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供や他の取り組みと重複している費用を料金原価から除く。
…0. 66億円(3年平均)
3. 団体費的な性格を持つ各種団体の活動費用等を料金原価から除く。
…0. 07億円(3年平均)
4. PR館に付随する屋外施設管理費について、電気事業に供しない施設に係る費用であることから、料金原価から除く。
…0. 01億円(3年平均)
5. 原子力広報のうちイメージ広告に近い情報発信の費用を料金原価から除く。
…2. 65億円(3年平均)
6. 電源立地地域を主たる対象とするもの以外の発電施設等の施設見学会に係る費用を料金原価から除く。
…0. 59億円(3年平均)
7. 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。
…0. 26億円(3年平均)
8. 地域密着型携帯情報サービス料に係る電気事業とは認められない費用を料金原価から除く。
…0. 05億円(3年平均)
9. 電気料金の周知に係る費用の算定誤りを修正することによって料金原価から減額する。
…0. 11億円(3年平均)

-養成費-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。
…0. 57億円(3年平均)
(「基本的な考え方(3)」の1. 71億円の内数)
…0. 02億円(3年平均)
(「基本的な考え方(4)」の4. 93億円の内数)
2. 販売促進に係る研修費用等優先度が低い費用を料金原価から除く。
…1. 12億円(3年平均)
3. 研修所運営費等の算定誤りを修正することによって料金原価から減額する。
…0. 02億円(3年平均)

-研究費-

1. 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額する。
…0. 02億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 93億円の内数)

2. 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い研究費を料金原価から除く。

…2. 04億円(3年平均)

3. 電中研の分担金は、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用負担するものであることから、分担金に含まれる人件費について、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額する。

…0. 63億円(3年平均)

(「基本的な考え方(4)」の4. 93億円の内数)

-諸費-

1. 定期調査事前周知に係る費用等優先度が低い費用を料金原価から除く。

…1. 17億円(3年平均)

2. 移動電話料のうち、人員数を用いて算定している費用について、経費対象人員の人数に置き換えて再算定して上回る部分を料金原価から減額する。

…0. 06百万円(3年平均)

3. 急速充電器利用サービス料について、電気事業の運営上必要不可欠と言えない急速充電器利用サービスに係る運営費用や分配金を料金原価から除く。

…0. 17億円(3年平均)

4. 情報サービス利用料等の算定誤りを修正することによって料金原価から減額する。

…0. 07億円(3年平均)

-電気料貸倒損-

1. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…0. 18億円(3年平均)

-共有設備費等分担額-

1. 事業の実施時期、積算方法等について、合理的な説明が出来ない部分について料金原価から減額する。

…7. 58億円(3年平均)

2. 料金算定上の誤りについては、正しい算定額に反映する。

…0. 23億円(3年平均)

-建設分担関連費振替額(貸方)-

1. 電気事業工事資金の減額を反映する。

…▲0. 60億円(3年平均)

-電力費振替勘定(貸方)-

1. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 01億円(3年平均)

-託送収益-

1. 託送収益に係る算定において、最新の契約実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 25億円(3年平均)

-電気事業雑収益-

1. 延滞利息に係る算定において、過去の入金データに制約があることから、過去 1 ヶ月分のデータのみで早収料金に対する延滞利息率を算定しているが、その後のデータが入手できたことから、当該データも踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 28億円(3年平均)

2. 償却電気料取立益及び工事補償金受入差益に係る算定において、特殊要因を除き、過去 3 ヶ年実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…2. 93億円(3年平均)

3. 変圧器リサイクルセンター有価物売却に係る算定において、有価物の単位当たり売却単価や変圧器1台当たりから発生する有価物の重量を、最新の諸元で見直した値で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…2. 15億円(3年平均)

4. LNG冷熱費に係る算定において、中部電力の電気料金単価を算定の諸元に用いているが、料金改定後の電気料金単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 53億円(3年平均)

5. 接続検討料に係る算定において、至近実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 42億円(3年平均)

6. 鉄塔貸付料に係る算定において、最新の諸元で見直した貸付料で再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 18百万円(3年平均)

7. 罹災保険金受入差益に係る算定において、過去 3 ヶ年実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額する。

…0. 12億円(3年平均)

8. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 51億円(3年平均)

-預金利息-

1. 人件費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…▲0. 25百万円(3年平均)

計 31. 89億円料金原価から減額する
(うち、1. 35億円は、「基本的な考え方(3)、(4)」による減額の内数)

10. スマートメーター関連費用

(修繕費、減価償却費、その他経費の内数の合計)

＜申請額：197 億円(H26～28 平均)＞

【費用の概要】

メーターの取替修繕費については、従来型計器(機械式・電子式計器)を導入した場合と比較して、121 億円の増(年平均)。これに通信設備の工事やシステム開発・運用費等を含めると、スマートメーター関連費用の総額は、197 億円(年平均)。

原価算入内訳	26年度	27年度	28年度	3ヶ年平均※2	備考
修繕費(計器)	13	149	202	121	計器に係る取替修繕費* * (低圧計器) H26:1.25万台、H27:101.53万台、H28:145.76万台 等
修繕費(その他)	少	3	5	3	建物点検、システム保守 等
委託費	61	72	14	49	システム開発委託 等
減価償却費	1	1	30	10	伝送路・通信回線、システムサーバー設置 等
諸費	2	4	6	4	通信機器の回線使用料 等
消耗品費	1	4	1	2	保守用ハンディターミナル付属品 等
その他	5	2	3	4	研究費、養成費、賃借料
人件費※1	1	4	4	3	通信設備構築・保守運用(26年度:13人 27年度:48人 28年度:48人) ※1 申請原価の人件費総額のうち、当該業務に従事する社員にかかる費用を再掲
合 計※2	85	240	265	197	※2 表示単位未満の四捨五入の関係で、積上と合計は必ずしも一致しない。

※表示単位未満の四捨五入の関係で、積上と合計は必ずしも一致しない。

(1)スマートメーターの導入計画について

特別高圧・高圧については、原価算定期間中に設置完了予定。低圧については、26 年 10 月より設置開始予定。28 年 4 月からの自動検針実施を目指し、27 年度までに、システムの開発・機能検証・業務検証等を行う計画。

【電圧別・年度別のスマートメーター導入計画】

電圧別	年度別	需要構成比		度開計画						
		特別高圧・高圧(500kW以上) 約7千口※	低圧 約8,800千口※	・全数設置済 ・検針の自動化実施済 ・パルス提供による見える化実施済						
高圧(500kW未満) 約105千口※	約2割			・平成24年1月から設置開始し、 平成28年度取替完了予定 ・パルス提供による見える化実施済						
低圧 約8,800千口※	約3割			・平成26年10月より設置開始し、 平成34年度に取替完了予定 ・ブルート接続具備						
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
特別高圧 高圧(500kW以上)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	...	100%	
高圧(500kW未満)	65%	83%	100%	100%	100%	100%	100%	...	100%	
低圧	—	0%	10%	25%	36%	48%	61%	...	100%	
低圧に対する割合	03%	67%	71%	75%	80%	84%	88%	...	100%	

※ 口数については、平成25年3月末時点実績。需要構成比は平成24年度実績に基づき算定。

【システム開発等の計画】

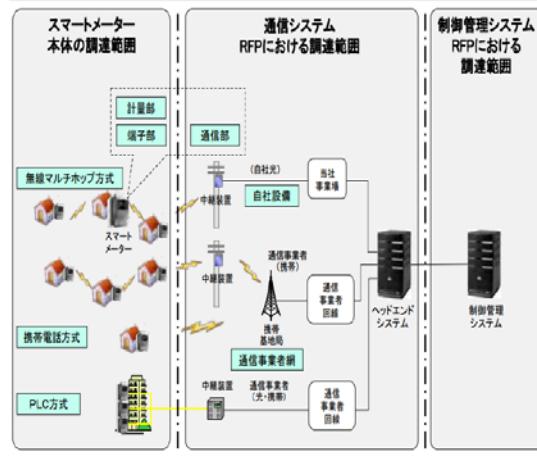
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	~34年度
スマートメーター導入	調達	一部エリアに設置	後漢取替・新設工事等による設置			
システム開発・改修	スマートメーター制御管理システムの整備・検証 提案募集	スマートメーター通信システムの開発・検証 既存システム部の改修				
伝送路構築		スマートメーター伝送路の構築				
自動検針導入				自動検針(高圧含む)		
蓄電・電需要抑制に向けた取組		スマートメーターを活用した新たな料金メニュー検討・導入				

(2)スマートメーター本体、通信方式及び関連するシステム等の調達方針について

中部電力は、スマートメーター本体および関連するシステム等の調達について、「仕様の標準化を図るとともに、公正・公平を確保したうえで、提案募集(RFP)などを通じて、オープンな形で実質的に競争のある調達により調達コストの削減を図る」ことを表明し、具体的な調達手続きを進めている。(第9回・第12回電気料金審査専門小委員会)

1. スマートメーターに係る調達について

- スマートメーター本体の調達にあたっては、仕様の標準化を図り、今後、一般競争による調達を実施してまいります。
- スマートメーターに係る制御管理システムおよび通信システムは、RFP^①により外部競争を得たうえで合理的に調達しております。



※RFP:Request For Proposal(提案募集)

2. スマートメーターに係るシステム調達にあたって

- スマートメーターに係る制御管理システムおよび通信システムの調達に際し、外部の鉄道や地方事業者の既存インフラを最大限活用したコスト抑制と機能・品質向上の両立、および、競争による徹底したコストダウンを目的としてRFPを実施することとしました。
- 両システムのRFPは、次の3つの基本的な考え方に基づき実施しました。

【3つの基本的な考え方】

1. 徹底したコストカットの実現

- 中長期的な設備投資抑制の観点から、地方事業者の既存インフラを最大限活用する。
- 国内外の事業者が参加した入札により、安価な資源調達などが可能となるよう、各資源や通信規約などをオープンな仕様とする。

2. 外部接続性の担保

- 標準的な通信規約の採用などにより、様々なサービスを提供しようとする事業者が、メタデータに容易にアクセスできるよう配慮する。
- 悪意を持った者のアクセスを防ぐためのセキュリティを確保する。

3. 技術的拡張可能性の担保

- 将来的なサービスの多様化などを見据え、十分な拡張可能性を確保する。
- 通信事業者のインフラを含めた様々な通信手段が「通路選択」で活用できる、柔軟性を備える。

(3) 通信及びシステム関連費用等の精査

制御管理システムの開発については、平成24年4月、他電力に先駆けてRFPプロセスを実施し、複数の提案者から寄せられた提案を約9ヶ月かけて精査し、平成25年1月に契約を締結していることを確認した。申請原価においては、制御管理システムの開発に要する費用について、契約に基づいた費用算定が行われていることを確認した。

通信システムの開発については、平成25年7月からRFPプロセスを開始しており、申請時点においてはRFPの実施中であったことから、申請原価においては、通信RFP実施前の中部電力の試算に基づき算定されている。

5. 審査プロセスについて

- 資格審査、技術評価などにより、資格要件・技術要件を満たすベンダーを選定後、価格評価を行い契約先を選定しております。
 - 資格審査: 当社で規定したRFPに定められた資格を満たしている事を確認する。
 - 技術評価・技術検証: 業務・システム要件の実現性、提案製品の適合度、プロジェクト遂行能力など、提案書審査に加え、プレゼンテーションや実機による動作検証を行い、提案内容を評価する。
 - 価格評価: 見積内容を評価する。
- 審査の公平性・透明性確保の観点から、審査プロセスおよび全ての評価項目をRFPに記載しベンダーに公表しております。



通信システムの RFP においては、コストミニマムな通信システムの実現を図る観点から、「国際標準規格の採用」「特定方式に限定しない<適材適所>の通信手段の導入」「徹底したコストダウンと拡張可能性の確保」「運用開始時からの高い通信接続率の確保」を求めていることを確認した。また、最適かつ経済的な通信システム実現方法の提案に資するよう、RFP への応募を希望する事業者に対し、守秘義務契約を締結したうえで、需要家の密度(メーター位置に関する情報) や、中部電力が保有する光ケーブルを用いて提供可能な中継装置の位置情報と伝送路構築費(工事費・資材代) の情報を提供していることを確認した。

さらに、平成 25 年 12 月に相手先の選定・契約に至ったことから、複数事業者からの提案を審査し、契約に至るまでのプロセスについて説明を求めた。この過程で、選定した事業者の提案内容に基づき決定した仕様は以下のとおりであり、申請原価算定時の想定より、導入完了までの全体コストが▲12.6%程度低減することが見込まれるとの資料の提出を受けた。

＜今回選定された提案内容に基づき決定した仕様＞

分類		適用仕様		
		RFP実施前(弊社想定)	RFP実施後	
基本的な考え方		外部接続性、技術的拡張可能性、コスト削減の3原則に基づく		
システム	システム構成	国際標準準拠(CIMを採用)		
	データフォーマット	国際規格を採用(IECを採用)		
通信	広域 (自社光回線比率)※ (自社光ケーブル)※※	他社インフラの活用も含め適材適所で組み合わせる (自社光 82%) → (自社光 47%) (新設分1,558km) → (新設分1,098km)		
	Aルート方針	3方式(無線マルチホップ、1:N無線、PLC)を適材適所で組み合わせる		
	適用比率※	マルチホップ	98.4%	94.3%
		1:N無線	1.4%	5.5%
		PLC	0.1%	0.1%
	Bルート(設置方法)	当初から設置分全てに具備		
	通信接続率	運用開始当初(H28年4月)から95%以上を確保		

※ 記載の数値は提案時の設計値であり、今後の詳細設計や施工時に変わる可能性があります。

※※ 記載の数値はモデルケースによる算定値であり、今後の詳細設計や施工時に変わる可能性があります。

通信システム及び伝送路構築に関する費用については、通信 RFP の結果を踏まえた仕様の見直しにより、例えば、自社光ケーブルの設置及び維持管理に要する費用の減や、事業者回線を活用する集約装置の設置・運用に要する費用の増、導入初期における接続率向上対策の実施などがあると考えられるが、通信 RFP の結果を踏まえた見直しにより影響を受ける件名すべてについて、26~28 年度に要する費用の再算定を行い、申請との差分がある場合には、料金原価から減額すべきである。

また、スマートメーター通信などへの活用後も、一部活用できていない部分が生じている光ケーブルの償却費等については、既存の自社設備も含め、料金原価から一定の減額を行うべきである。

(4)スマートメーターの単価等について

中部電力は、東京電力仕様のスマートメーターを一般競争入札により調達することとして

おり、申請原価上、東京電力の査定単価である 10,300 円を織り込んでいる。当該単価は、計量部と通信部をあわせた価格であるところ、通信 RFP の結果、通信部の平均価格は申請時の想定を下回る見込みであるとの説明が中部電力からなされているが、料金原価との関係では、(3)で述べたとおり、通信 RFP の結果を踏まえた見直しにより影響を受ける件名すべてについて、26~28 年度に要する費用の再算定を行い、申請との差分がある場合には、料金原価から減額することが適当である。

また、今回、中部電力は、スマートメーターの導入に伴い、スマートメーターの取替工事に関する「お知らせ葉書」の郵送を新たに計画し、その増分費用を申請原価に織り込んでいるが、お知らせ葉書の内容は、事前訪問の際に説明するものと基本的に同じであり、他社の料金査定においても、こうした費用は想定されていなかったことを踏まえ、料金原価上、当該増分費用については計上を認めない。

(5)スマートメーターの導入・活用について

スマートメーターの早期導入に関する強い期待があることを踏まえ、中部電力は、検満、新設申込等に加えて、一部計画取替(導入完了時期の前倒し)を行い、平成 34 年度に完了する予定。

中部電力は、自らも参画して実施している豊田市実証での取組の成果や、国内外の事例の分析も踏まえながら、デマンドレスポンス料金メニューの実効力を見極めたうえで、「スマートメーターならでは」の効果的な料金メニューを導入していくこと、従来型の季節別時間帯別料金(TOU)メニューについても、より細やかな時間帯区分とするなど一層の充実化を図ることで、お客さまの選択肢拡大を図っていくことを電気料金審査専門小委員会で表明した。

また、スマートメーター導入による業務効率化、「見える化」によるお客さまサポート、HEMS とスマートメーターの連携等にも取り組んでいくことを表明し、申請原価上、スマートメーターの導入拡大に伴う現地出向費用の削減効果を織り込んでいることを確認した。今後も、導入・運用コストの削減を一層徹底するとともに、新たな料金メニューや自動検針の早期導入等、設置したスマートメーターを最大限活用する施策により、需要家への新サービスの提供や電力会社の経営効率化に活かしていくべきである。

【新たな料金メニューの導入に関する計画】

	25年度	26年度	27年度	28年度
スマートメーターの導入状況	オープンな形で実質的に競争のある調達			
デマンドレスポンスの導入状況	豊田市実証において実証中の料金メニュー(CPP型)の節電・需抑制効果の分析 国内外のデマンドレスポンス実証研究への参画・調査			
季節別時間帯別料金メニューの拡充状況		「ピークシフト電灯」の導入 「3時間帯別電灯」の加入条件緩和 季節別時間帯別料金メニューの一層の充実		

【「見える化」によるお客さまサポートの例】

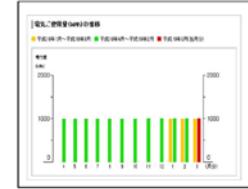
4. 「見える化」によるお客さまサポート①

◆電気使用状況の詳細な「見える化」

従来

「電気料金審査会サービス」

・使用量を1月単位でお知らせ。



スマートメーター導入後(H27.7~)

「今後の見える化サービス(イメージ)」

・1日当たりの使用量を、ルート別で時間別にお知らせ。



※メーターからの使用量等の情報を、電力会社を分けてお客さまへ提供する情報提供ルートを指す。

＜査定結果＞

1. スマートメーターに関連する通信システム及び伝送路構築に関する費用について、算定誤りを修正するとともに、光ケーブルの工事費等において、中部電力が通信RFPの実施に際して対外的に表明した単価を上回る申請となっている部分について、料金原価から減額する。

…0. 79億円(3年平均)

2. スマートメーター通信などへの活用後も、一部活用できていない部分が生じている光ケーブルの償却費等について、既存の自社設備も含め、料金原価から一定の減額を行う。

…0. 55億円(3年平均)

3. 中部電力は、スマートメーターの導入に伴い、スマートメーターの取替工事に関する「お知らせ葉書」の郵送を新たに計画し、その増分費用を申請原価に織り込んでいるが、お知らせ葉書の内容は、事前訪問の際に説明するものと基本的に同じであり、他社の料金査定においても、こうした費用は想定されていなかったことを踏まえ、当該増分費用については計上を認めず、料金原価から減額する。

…0. 39億円(3年平均)

計 1. 72億円料金原価から減額する

(修繕費、減価償却費、事業報酬、公租公課、その他経費の減額の内数の合計)

11. ヤードスティック査定

電気料金を認可するにあたっては、原価に関し、電気事業法第19条第2項第1号に基づき、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が求められる。審査要領では、「原価等の項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする」とされている。

(1) 目的等

比較査定は地域独占状態にある電力会社に効率化努力を促すための競争環境を創出させることを企図とした制度である。

(2) 比較方法

各社の効率化への取組みを原価算定期間中の単価水準(一般経費の単価水準(円／kWh))及び単価変化率(一般経費の単価水準の前回改定(届出)からの変化率(%))を総合的に勘案して、相対的に評価し、効率化努力目標額として相応しい額を設定する。

(3) 効率化努力目標額の設定

効率化努力目標額は、個別査定の結果、原価項目ごとの合理性・妥当性を検証済みであることを踏まえ、電力各社の一層の効率化を期待し、これに相応しい額を次のとおり設定。

グループ I	原価算定期間における効率化への取組みが相対的に大きい会社 → 効率化努力目標額は設定しない。
グループ II	原価算定期間における効率化への取組みが平均的水準にある会社 → 対象原価の1.5%相当を目標額に設定。
グループ III	原価算定期間における効率化への取組みが相対的に小さい会社 → 対象原価の3.0%相当を目標額に設定

(参考) 比較対象となる原価

営業費のうち義務的経費、資本費及び燃料費を除いた以下の経費

- ・人件費(役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給)
- ・廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費(排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く)、電気料賃倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、建設分担関連費振替額

(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)、電力費振替勘定(貸方)

(4) 比較査定

- ①比較対象となる一般経費を「電源部門」と「非電源部門」の2部門に分けてそれぞれ算定を行う。
- ②比較査定は、原価算定期間中の販売電力量 1kWh 当たりの電力の供給に必要な経費額を用いる。
- ③料金の低廉性と効率化の努力の双方を評価するため、単価の水準・変化率を総合的に評価する。
具体的には、審査要領に基づき算定する。

＜査定結果＞

個別査定終了後の原価を用い、一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)ごとに電力会社間の効率化度合いを比較した結果、中部電力は一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)共にグループIとなった。このため、ヤードスティック査定による査定は生じない。

○効率化度合いと比較した結果

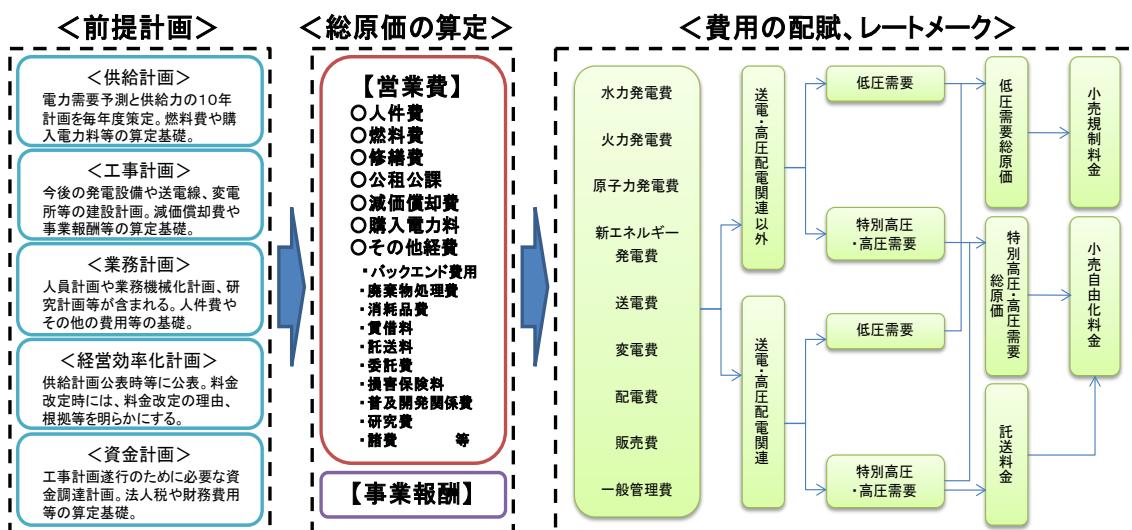
	電源部門	非電源部門
中部電力	グループI (査定なし)	グループI (査定なし)
.		

12. 費用の配賦・レートメーク

【費用の配賦・レートメークの概要】

算定された総原価は、算定規則に基づき、自由化部門と規制部門の費用に配分され、配分された費用の合計額と料金収入が一致するように、規制料金の各メニューが設定される。

具体的には、総原価を各発電費(水力、火力、原子力、新エネ)、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費の9部門への整理した後、送電・高压配電関連費用とそれ以外の費用に整理し、低圧需要関係費用のみ集計した上で、小売規制料金を決定(レートメーク)する。



(1) 個別原価計算

個別原価計算においては、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。また、事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の95%が固有費及び直課により配分されていることは妥当であると考えられる。

固定費の各需要種別への配分方法は「2:1:1 法※」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査(1,429件のデータを取得)に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された。

※ 最大電力に2、夏期・冬期尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。

また、規制部門、自由化部門毎の総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、規制部門が5.2%、自由化部門が4.1%となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したもので

あることが確認された。

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討する。

■ 固有費及び直課比率

(単位:億円)

		水力	火力	原子力	新エネ等	送電	変電	配電	販売	合計
固有費		499 (75.8%)	14,405 (96.6%)	1,114 (79.0%)	13 (61.7%)	931 (76.2%)	768 (77.5%)	2,179 (79.9%)	637 (63.8%)	20,545 (89.6%)
一般 管理等	直課	100 (15.2%)	265 (1.8%)	218 (15.5%)	5 (24.9%)	202 (16.5%)	128 (13.0%)	255 (9.4%)	47 (4.7%)	1,220 (5.3%)
	帰属	47 (7.2%)	121 (0.8%)	55 (3.9%)	2 (9.6%)	65 (5.3%)	74 (7.5%)	239 (8.8%)	276 (27.7%)	879 (3.8%)
	配賦	13 (1.9%)	124 (0.8%)	23 (1.6%)	1 (3.9%)	24 (1.9%)	20 (2.0%)	54 (2.0%)	38 (3.8%)	296 (1.3%)
		159 (24.2%)	510 (3.4%)	296 (21.0%)	8 (38.3%)	290 (23.8%)	223 (22.5%)	548 (20.1%)	361 (36.2%)	2,396 (10.4%)
合計		658 (100.0%)	14,916 (100.0%)	1,410 (100.0%)	21 (100.0%)	1,221 (100.0%)	990 (100.0%)	2,727 (100.0%)	998 (100.0%)	22,941 (100.0%)

約95%

■ 夏期尖頭時責任電力の推計

固定費の配分方法(2:1:1法)における最大電力と夏期尖頭時責任電力の算出方法は次のとおりである。

- ① 夏期ピークにおける各需要種別の合計需要を、サンプル調査を基に各時間に展開。
- ② 低圧需要の合計が最も大きい時間(20時)を低圧の最大電力とする。
- ③ 各需要種別の合計が最も大きい時間の低圧需要を「夏期尖頭時責任電力」とする。

<各需要種別の時間帯需要の推計>

(単位:千kW)

時間	電灯・低圧			高圧・特別高圧			合計
	電灯	低圧	計	高圧	特別高圧	計	
1	5,313	650	5,963	4,312	4,838	9,150	15,113
2	4,566	735	5,301	4,095	4,697	8,792	14,093
3	4,340	745	5,085	3,922	4,603	8,525	13,610
4	4,256	857	5,113	3,782	4,520	8,302	13,415
5	4,257	764	5,021	3,736	4,460	8,196	13,217
6	4,247	491	4,738	3,811	4,460	8,271	13,009
7	4,483	416	4,899	4,153	4,949	9,102	14,001
8	4,673	579	5,252	5,230	5,335	10,565	15,817
9	5,005	1,053	6,058	7,449	5,793	13,242	19,300
10	5,400	1,435	6,835	8,923	5,984	14,907	21,742
11	5,592	1,615	7,207	9,520	5,905	15,425	22,632
12	6,022	1,825	7,847	9,590	5,834	15,424	23,271
13	6,393	1,627	8,020	8,803	5,546	14,349	22,369
14	6,494	1,927	8,421	9,585	5,868	15,453	23,874
15	6,647	1,989	8,636	9,724	5,823	15,547	24,183
16	6,803	1,931	8,734	9,585	5,641	15,226	23,960
17	7,053	1,937	8,990	9,273	5,534	14,807	23,797
18	7,476	1,649	9,125	8,065	5,355	13,420	22,545
19	8,287	1,266	9,553	7,048	5,327	12,375	21,928
20	9,486	1,081	10,567	6,092	5,031	11,123	21,690
21	9,278	859	10,137	5,572	4,842	10,414	20,551
22	8,677	640	9,317	5,195	4,907	10,102	19,419
23	7,620	518	8,138	4,873	5,164	10,037	18,175
24	6,685	579	7,264	4,665	4,971	9,636	16,900
合計	149,053	27,168	176,221	157,003	125,387	282,390	458,611

夏期尖頭時責任電力

最大電力

■ 規制部門と自由化部門の原価配分比較(固定費、可変費、需要家費) ※申請ベース

(単位:億円、円/kWh)

中部電力	固定費		可変費		需要家費		合計
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	
規制部門	4,585	11.27	4,890	12.02	741	1.82	10,216
自由化部門	5,005	5.80	9,733	11.37	61	0.07	14,720
合計	9,590	7.55	14,623	11.58	802	0.63	24,935
							19.76

(参考) ※単位:億円、円/kWh

関西電力	固定費		可変費		需要家費		合計
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	
規制部門	6,340	11.80	4,883	9.09	1,101	2.05	12,324
自由化部門	6,605	7.16	7,941	8.71	46	0.05	14,463
合計	12,945	8.86	12,824	8.85	1,146	0.77	26,786
							18.52

東京電力	固定費		可変費		需要家費		合計
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	
規制部門	13,030	12.33	12,121	11.47	2,050	1.94	27,201
自由化部門	11,279	6.39	19,048	11.06	96	0.05	30,030
合計	24,310	8.61	31,169	11.22	2,145	0.74	57,231
							20.64

九州電力	固定費		可変費		需要家費		合計
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	
規制部門	4,057	11.59	2,863	8.18	642	1.83	7,561
自由化部門	3,560	7.07	3,860	7.70	12	0.02	7,409
合計	7,616	8.92	6,723	7.89	654	0.76	14,970
							17.58

東北電力	固定費		可変費		需要家費		合計
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	
規制部門	3,789	13.22	2,640	9.21	526	1.83	6,955
自由化部門	3,975	7.86	4,435	8.77	36	0.07	8,410
合計	7,765	9.80	7,075	8.93	562	0.71	15,365
							19.39

(参考続き) ※単位:億円、円/kWh

四国電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	1,459	13.02	832	7.43	249	2.22	2,540	22.68
自由化部門	1,360	8.24	1,156	7.08	14	0.09	2,516	15.41
合計	2,819	10.19	1,988	7.22	263	0.96	5,056	18.36

北海道電力	固定費		可変費		需要家費		合計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
規制部門	1,959	13.40	1,077	7.37	309	2.11	3,345	22.88
自由化部門	1,611	9.42	1,208	7.06	12	0.07	2,820	16.50
合計	3,570	11.26	2,285	7.21	321	1.01	6,164	19.44

■ 事業利益率の推移

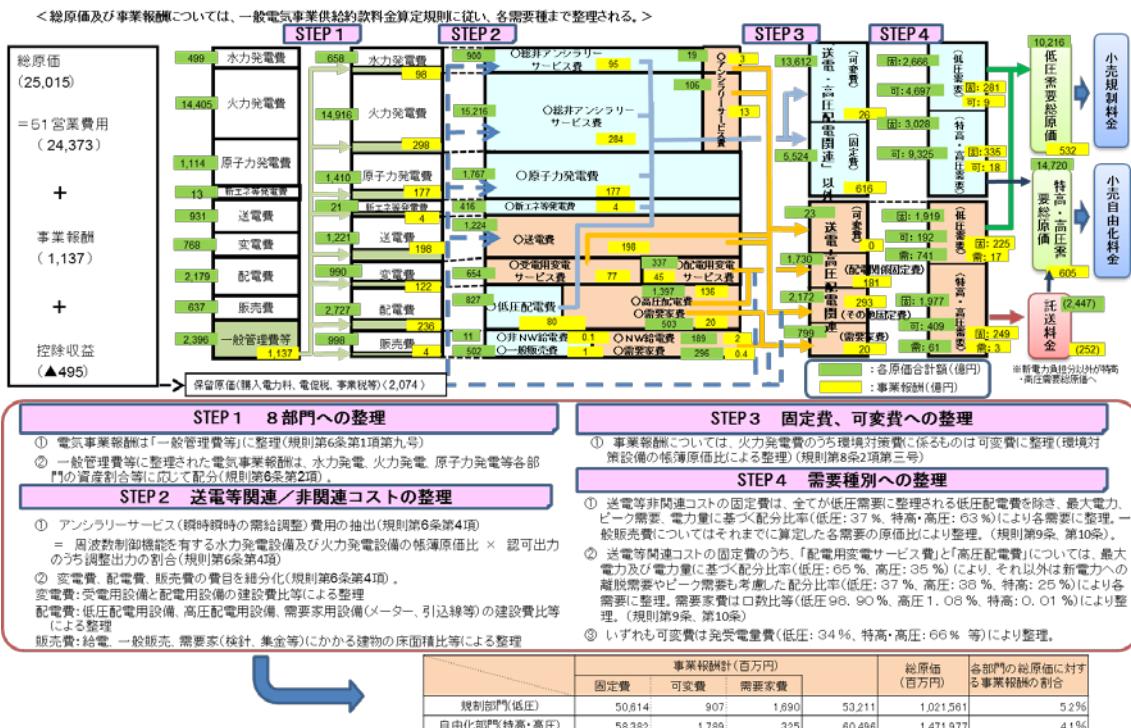
(単位: %)

		中部電力	
		規制部門	自由化部門
原価	H20年度改定時の各部門毎の総原価に対する事業報酬の割合	6.6	5.4
実績	H20年度の事業利益率	6.5	2.6
実績	H21年度の事業利益率	8.3	7.2
実績	H22年度の事業利益率	7.4	5.5
実績	H23年度の事業利益率	0.1	▲5.5
実績	H24年度の事業利益率	▲0.5	▲4.5
原価	今回申請の各部門毎の総原価に対する事業報酬の割合	5.2	4.1

※各部門毎の総原価に対する事業報酬の割合は、申請時における想定値。

事業利益率は、電気事業収益に対する電気事業利益の割合(実績値)。

■ 事業報酬の個別原価計算フロー(申請ベース)



STEP 1 8部門への整理

- 電気事業報酬は「一般管理費等」に整理(規則第6条第1項第九号)
 - 一般管理費等に整理された電気事業報酬は、水力発電、火力発電、原子力発電等各部門の資産割合等に応じて配分(規則第6条第2項)。
- STEP 2 送電等関連／非関連コストの整理**
- アンシリーサービス(瞬時額時の需給調整)費用の抽出(規則第6条第4項)
= 周波数制御機能を有する水力発電設備及び火力発電設備の帳簿原価比 × 認可出力のうち調整出力の割合(規則第6条第4項)
 - 変電費: 受電用設備と配電用設備の建設費比等による整理
配電費: 低圧配電用設備、高圧配電用設備、需要家用設備(メーター、引込線等)の建設費比等による整理
販売費: 給電、一般販売、需要家(総計、集金等)にかかる建物の床面積比等による整理

STEP 3 固定費、可変費への整理

- 事業報酬については、火力発電費のうち環境対策費に係るものは可変費に整理(環境対策設備の帳簿原価比による整理)(規則第8条第3項第3号)
- 送電等関連コストのうち、「配電用変電サービス費」と「高圧配電費」については、最大電力及び電力量に基づく配分比率(低圧: 65%、高圧: 35%)により、それ以外は新電力への離脱需要やピーク需要も考慮した配分比率(低圧: 37%、高圧: 35%、特高: 25%)により各需要に整理、需要家費は口数比等(低圧: 98.90%、高圧: 1.08%、特高: 0.01%)により整理。(規則第9条、第10条)
- いずれも可変費は発受電量費(低圧: 34%、特高、高圧: 66%等)により整理。

事業報酬計(百万円)	事業報酬計(百万円)			総原価(百万円)	各部門の総原価に対する事業報酬の割合
	固定費	可変費	需要家費		
規制部門(低圧)	50,814	907	1,890	53,211	1,021,581
自由化部門(特高・高圧)	58,382	1,789	325	60,496	1,471,977
合計	108,895	2,697	2,015	113,707	2,493,537
					4.6%

(2) レートメーク

① 基本料金及び従量料金の設定について

今回の料金改定は、その主たる要因が燃料費である可変費の増加にあり、人件費を始めとする費用の削減が図られ、需要の減少により、販売電力量当たりの固定費は、ほぼ同水準であることが確認された。そのため、基本料金を据え置くことは妥当であると考えられる。

② 3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の3社の申請では、1・2段格差率を縮小し、2・3段格差率を拡大させている。これは、① 1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、② 3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる。

改定年度	(円/kWh)													
	S49	S51	S55	S63	H元	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回申請 (消費税5%)	今回申請 (消費税8%)
第1段	12.00	14.25	20.34	16.94	16.59	16.08	15.97	15.63	15.18	14.80	16.01	17.05	20.33	20.91
第2段	15.40	18.95	27.54	23.03	22.54	21.73	21.59	20.84	19.98	18.98	20.08	21.09	24.83	25.54
第3段	16.82	21.45	32.54	26.13	24.79	23.90	23.74	22.92	21.78	20.42	21.51	22.52	27.45	28.23
1・2段格差	0.78	0.75	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.75	0.76	0.78	0.80	0.81	0.82	0.82
2・3段格差	1.09	1.13	1.18	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.07	1.11	1.11

※S49～H17は税抜き単価、H18～H20は税込み単価、燃料費調整単価を除く

③ 選択約款について

選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。中部電力の選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった。

i) ピーク対応料金メニューの設定について

中部電力は、今回改定において、ピークシフト別電灯を新設する予定。

ii) 機器要件の扱いなどについて(夜間蓄熱機器、オール電化割引)

中部電力は、需要家の選択肢を拡大する観点から、今回改定において、「3時間帯別電灯」の「夜間蓄熱式機器等の保有要件」を廃止する予定。

また、「全電化住宅割引」(3時間帯別電灯)については平成28年3月31日、「5

「時間通電機器割引」（3時間帯別電灯・時間帯別電灯）、「通電制御型機器割引」（3時間帯別電灯・時間帯別電灯・低圧深夜電力B・沸増型電気温水器契約）及び第2深夜電力については平成27年3月31日をもって、新規加入を停止する予定。

iii) 早遅収料金制度の見直しについて

中部電力は、これまで支払時期に応じて早収料金又は遅収料金を設定していたが、需要家サイドの声を受け、これを廃止し、延滞利息制度を導入することとしており、平成26年4月から導入予定。引き続き、需要家の声に真摯に耳を傾け、お客様の立場に立った見直しを不斷に行うことが求められる。

iv) 需要家に対する電気料金値上げの周知活動について

各需要家や消費者団体等各種団体への、電気料金値上げに至った経緯、申請内容、経営効率化への取組等の説明を実施しており、引き続き需要家の理解が得られるよう、丁寧な対応に努めていくことが必要である。

新規加入の停止に当たっては、既に割引の適用を受けている需要家や、選択約款を前提として機器投資を検討している需要家等に配慮するとともに、需要家等への十分な周知期間が必要であることを踏まえた対応とすることが適当である。

また、需要家の選択肢を多様化することで、震災以降大きく変化した電力需給をめぐる環境に対応する観点からは、需要家間の公平性を確保しつつ、既存契約者への一定期間後の割引の見直し（※）等を含め、料金メニュー全般について、スマートメーターの導入後抜本的に見直すことが期待される。その際、スマートメーターの導入を待たずとも、可能なメニューについては、早期に導入を図っていくことが重要である。

※ 既存契約者であっても、機器更新後は、他の需要家との公平性の観点から、割引を続けることは適当ではない。

＜査定結果＞

1. 今回の査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくすべきである。その際、電気の低利用者の負担増に配慮し、2段階と3段階の格差率について、申請は1:1.11 となっているところ 1:1.12とする。

13. 情報提供等

(1)認可が行われた場合には、消費者をはじめとする関係する方々全てに対し、丁寧な周知・説明を求める。

(2)電気料金の値上げの実施時期については、5月1日とする。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電気料金審査専門小委員会
委員等名簿

(敬称略)

(委員)

	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター
委員長	安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員(CEO)
	辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 常任顧問
	永田 高士	公認会計士
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
	南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
委員長代理	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

(オブザーバー)

河野 康子	全国消費者団体連絡会 事務局長
楓 健年	愛知県消費者団体連絡会 代表幹事
青山 直樹	日本商工会議所 産業政策第二部長
片山 朗	消費者庁消費生活情報課長

【参考:委員分担表】

分野	関係費目	担当委員	分野	関係費目	担当委員
効率化関係	修繕費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費、固定資産除却費、減価償却費(設備投資)	秋池、梶川	設備投資関連費用	減価償却費、固定資産除却費、事業報酬(レートベース)	永田、南、山内
人件費	役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給	永田、南、山内	事業報酬	事業報酬(事業報酬率)	永田、南、山内
燃料費	燃料費	安念、辰巳、松村	その他経費	廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償支援機構一般負担金、養成費、電気料賃倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業事業費用分担関連費振替額(貸方)、電力費振替勘定(貸方)、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、開発費、開発費償却	秋池、梶川
購入・販売電力量	地帯間購入電源費・送電費、他社購入電源費・送電費、地帯間販売電源料・送電料、他社販売電源料・送電料	安念、辰巳、松村			
原子力バックエンド費用	使用済燃料再処理等発電費、使用済燃料再処理等既発電費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費	永田、南、山内	その他経費・控除収益	託送料、事業者間精算費、普及開発関係費、研究費、諸費、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業収益、預金利息	安念、辰巳、松村
公租公課	水利使用料、固定資産税、雑税、電源開発促進税、事業税、法人税等	永田、南、山内	スマートメーターケータイ連携費用	修繕費、減価償却費等	安念、辰巳、松村
修繕費	修繕費	秋池、梶川	費用配賦・レートメーク		安念、辰巳、松村

(敬称略)

公聴会（名古屋会場）における意見の概要

1. 日時：平成25年12月26日（木）9：00～16：00

2. 場所：名古屋国際会議場

3. 意見陳述人の主な意見

意見陳述1番：鬼松 成剛 様

（意見の概要）

- 電気の使用状況を考えると、中部電力の値上げは認めざるを得ない。安定した電気の供給を大多数の消費者が望んでいることは確か。電力自由化の議論もあるが、中部電力には当面電気の安定供給をお願いせざるをえない。しかし、中部電力の値上げ幅をそのまま受け入れようということではない。値上げ幅縮小の余地があるようと思える。
- 中電の子会社には建設業のトーエネックや、シーエナジーなどがあるが、現在の中部電力にとって経営上必要不可欠な企業なのか。必要なくなっているものもあるのではないか。毎年の株主総会で検討されていると思うが、今一度見直ししてほしい。
- 中部電力が持っている株式についても見直しをお願いしたい。全ての子会社や株式をゼロベースで見直して、売却しても問題ないものは売却し、値上げ幅を小さく止めていただきたい。縮小できる額は微々たる額かもしれないが、中部電力には今以上に値上げ額の縮小に努めてもらいたい。そのような努力の限界で示された値上げ額ならば受け入れたい。

意見陳述2番：東地 瞳郎 様

（意見の概要）

- 中部電力はなぜ今の時期に値上げをするのか。消費税問題があるときに公共料金が上げられると、物価が上がる。また、他の公共料金もそれに並んでしまう。国内の地方経済は高齢化社会をむかえ、生活が苦しい人がいる。電気料金値上げは、経済状況を十分見た上でやるべきである。
- 原子力は徐々になくしていき、それに代わるエネルギーをつくるところに資金を入れるべきである。
- 中電関連企業はしっかりしていただきたい。一社員から社長まで、結束して体を張らないといけないと思う。
- 利益の使い方について、情報公開を十分に行っていただきたい。大事業には資金がいることはわかるが、エネルギーは大企業から中小企業まで必要なものなので、しっかりしていただきたい。

- 一般市民を納得させるエネルギーを作っていただきたい。原子力発電所の現場を東海三県の県民全員に見せて、自然災害が来ても大丈夫だと納得させるところまでやっていただきたい。

意見陳述3番：柴山 忠範 様

- 今回示されている料金値上げの前提となる経営状況、諸経費の削減努力から考えると、申請は妥当であり、申請のとおり料金の改定を認めるべきである。
- 中部電力は、出している資料や有価証券報告書にあるとおり、厳しい経営状況にある。これ以上経常赤字が続くと、対外的な信用力が一層低下してしまう。そうなると、日常に必要な資金調達あるいは海外からの燃料調達交渉において、悪い影響がある。そのことにより、経営状況がさらに悪化し、今回以上の大幅な値上げが心配される。
- 今回の値上げの理由については、原子力発電所の停止に伴う燃料コストの急増にある。燃料調達コストについては、中部電力の経営努力でできることを越えており、現時点の発電構成においては、値上げはやむを得ない。
- 必要な対策を施した上で早期の原子力発電所の再稼働を望む。
- 設備の修繕にかかる費用は大事。老朽化した橋の落下事故等を聞くが、設備投資を極力抑え、従来の設備をフルに使うことを考えると、必要な額は認めなければならない。
- 人件費についても、役員報酬・従業員給与の大幅な引き下げを行ったことについては、思い切ったものとして評価する。電力会社の賃金水準が高いという批判があるが、賃金水準は期待される付加価値や市場価値によって自ずと決まる。他の業種・一般的な水準との比較でできることではない。むしろ必要な人材の確保に影響が出るのではないかと心配している。労働条件の大幅な引き下げによって優秀な人材が流出し、事業運営がうまくいかなくなってしまった例も存在する。高度な人材に支障が出ることは避けるべき。また、給与の引き下げは、社員の生活水準を大きく下げるものであり、同情する。できる限り早く戻してあげてほしい。
- 電気は生活の基盤であり、これまで空気のように日常的に使ってきましたが、今までと同じように利用しようとするなら、私たちも応分の負担をしなければならない。中部電力の経営努力を考えると、今回の値上げの内容については、我々の少しの努力で対応できる範囲だと考える。

意見陳述4番：古川 誠 様

(意見の概要)

- 今の経済状況の中では、やりくりに苦しんでいる人が多い。年金も生活保護も、支給額が引き下げられ、これらの引き下げは翌年も翌々年も続く。労働者の賃金は下がっており、勤労世帯の家計の収入も減っている。今年4月からの消費税の増税は、国民経済と家計を奈落の底に突き落とすことになる。物価は上がり続けていくが、行政も

企業も収入を上げられないのが実態。電気料金の値上げは他の全ての物品の値上げに通じるので、避けなければならない。

- 中部電力は企業努力が不足している。中小商工業者は自らの給与をなくして、従業員に給与を確保しようと必死。決算は赤字続きで、3期の赤字がどうこうという問題ではない。中電は社長を始め、役員の給与・報酬をどれだけ下げたのか。土地や不動産の見直し、書画骨董を手放して欲しい。また、関連会社を含めると、中電の連結内部留保は1兆7,187億円で、うち現金及び現金同等物で、6,219億円ある。聖域を設けずにコストダウンに取り組むのであれば、徹底した無駄を省くだけでなく、内部留保も取り崩してほしい。消費者を含めた第三者委員会の設置を提案し、議論の公開を求める。
- 原発の再稼働に反対。原発を直ちにゼロにしてほしいということは、国民7~8割の声。原発がなくても暑い夏を乗り切れた。使用済み燃料は明確な処理の場所や方法が確立していない。原子力は人間の力でコントロールできていない。福島の事故は収束されておらず、事故原因の解明もまだである。火山国である日本が大量の放射性廃棄物を持つのは、世界の脅威であり、より安全な場所に移送・保管する体制を築くべきとの意見もある。また、岩石なだれによる大津波を指摘する意見もある。原発に生命財産を脅かされてはたまらない。そこで中部圏の持つ自然を生かした、再生可能な自然エネルギーを中心の電力事業に転換すべき。
- 家庭の電気から「明るい」、「暖かい」、「家族の団らん」がイメージされる。これは未来永劫引き継がなければならない。中部電力には未来への夢と希望が託されている。長いスタンスに立って利用者に寄り添った経営努力が必要。

意見陳述5番：吉田 豊 様

(意見の概要)

- 電気料金値上げに反対。委員には市井の声を受け止めてほしい。
- 電気料金は公共料金の代表。電気は水道と並ぶライフラインであり、日常の生活なくてはならない。安定供給は前提であって、目標であってはおかしい。それができないのであれば、市場から中電は撤退すべき。電力会社は地域に複数ある方が望ましい。それにより消費者は最もふさわしい供給先を選択できる。たとえ値段が高くても環境によりエネルギーを選ぶことも選択肢として可能である。安定供給を至上のものとして、これさえあればいいというような発言をしている中電のトップにはがっかりした。電気の供給は地域独占になっているのだから、安価な料金と価格の安定は同時に第一の目標に掲げていただきたい。中電はライフラインに責任を持っているので意識していただきたい。
- 教え子の中には、4月から3%消費税があがることで、厳しい状況に向き合う若者が少なくない。公共料金値上げが同時期にのしかかるのは、理不尽とか不条理ではなく、

犯罪的である。

- 電気の使用量が低ければ電気代が比較的安いという説明があったが、電気の使用量と生活はイコールではない。子どもの数であったり、子どものライフステージの問題でもある。使用量のみでカバーできるものではなく、きめ細かい議論をやっていただきたい。
- 円安によって電力会社の輸入代金のみが増えているわけではない。生活必需品の値上げが続いている一方で、円安で利益を上げている企業もある。自由化部門とのバランスはとれているのか。
- 中電は配当をゼロにする等経営見直しを行っているが、レベルが違う。社会全体・企業にとって非常時だといえるなら、活用できる資源がある。今中電が本当に困っているようには思えない。
- 持続可能で環境にきっちりしているエネルギーを供給することが中電の責任の一つ。しかし、中電がそういう方向性をプランで示して、それとセットで値上げを示しているとは思えない。5年、10年の目標の中で、これからの中電をどうしていくか示し、約束することが、我々の判断に大きく影響する。公共性があるということは、現在と将来世代に責任を持っていることになるので、しっかりとした計画を明示してほしい。

意見陳述6番：大島 良満 様

（意見の概要）

- 中部電力の電気の60%以上を使用しているのは、自由料金制度という産業用大口需要家。自由化部門は価格が隠されているものの、家庭用より低い金額で契約しているといわれる。
- 中電が明らかにした収益区分を見ると、利益は家庭用で9割、産業用で1割になっている。本来は自由化部門が9割負担すべき。自由化部門の改善をすることが、中部電力の経営者に課せられた社会的責任だと思う。とりわけ、中部電力会長は中部財界のトップ。中部電力が大変であるのであれば、財界の人に折り入ってお願いすべき。仮に2～3割上がっても、家庭用の料金と比べれば安いものである。それができないのであれば、財界活動を専門としている会長職を解消すべき。
- 中電グループ全体で1兆7,000億円の内部留保がある。内部留保をどう社会的に還元するかは問題。利益剰余金だけで5,000億を超えた額を持っている。一部を取り崩せば、電気料金の値上げは一切する必要がない。内部留保を取り崩すと社会的信用が下がるから、燃料調達等に影響が出ると説明があったが、かつて中電のトップがいかがわしい美術品を買いこんだ事件があったが、それによって銀行が貸し渋りをしたとは聞いたことがない。
- 原子力が止まり、燃料費が上がったからといってスライド条項がある。5,000億

相当増えていると言っていたが、我々の試算によれば、3,000億円以上は取り戻している。燃料費が上がったから値上げということにはなり得ない。

- 原子力を再開して、事故が起きたらどうするか。東京電力は未だに何も解決していない。コストの上からいっても原子力は、非常にかかるもの。これに依存する時期はとっくに去った。
- 自由料金制度ができるから、産業用の電気は安く仕入れることができるようになったが、いくらで調達されているか、消費者に公開されていない。
- 従量電気は3段階制度になっているが、家庭用電気料金と同様に考えれば、産業用は多く電気を使っているのだから、高い料金を出して当たり前なのに、逆転している。一般家庭が共同購入しようと思っても認められていないのはおかしい。
- 電気料金の中には、電源開発にかかる税に、消費税がかかるという二重課税が起こっている。二重課税で問題のある電気料金が、消費税増税と歩調を合わせて値上げされるのは、おかしな話だと思う。
- 規制料金は決められたら、税金と同じように逃げることができない。自由料金は交渉できるので、安くできる。自由化部門が大量の電気を求め、原子力を求めたのではないか。
- 公聴会の15分でいろいろしゃべることには無理がある。もっと時間を多くして、大いに議論すべき。公聴会で述べた反対意見が電気料金の査定で、どのように反映したかを文書で回答してほしい。
- 自由料金をもっと上げて、経営が安定するようにしたらよい。それができないなら、会長制度を廃止すべき。従業員の給料を下げるのは一番問題があるやり方である。

意見陳述7番：外山 孝司 様

(意見の概要)

- 11月22日付で公開質問状を提出し、29日に回答いただき、請求していた資料も一部開示された。しかし、稼動していない日本原電に支払われている基本料金については個別の契約ということで出てこなかった。
- 電気料金が上がると、家庭は強制的にとられるので、税金と同じようになっている。ストップされると税金以上である。
- 自由化部門も引き上げるよう調整中とのことだが、国の認可申請が必要なく、いつも自由にお願いできる。また最終的にどういう契約になったかは公表されない。規制部門と自由化部門の値上げ率を対比して報道された。家庭用の電気料金がさも低いように思えるが、本来別物である。景表法で言う有利誤認にあたるので、許せない。
- 剰余金残高が5,670億円の見通しで、企業としての健全性を欠いており、資金調達、燃料調達で著しい状況に陥る可能性があると説明しているが、剰余金について、会計原則上適正な数値はない。競争の強弱で、企業の中でも業界ごとに違う。地域独占で、

原価に利益率をかけることで料金が決まる総括原価方式が認められている電力会社が、
剰余金残高が低下により、市場の信用が低下し、著しい状況に陥るという値上げの理
由は理解できない。

- 電力会社はかかる原価を大きくすれば利益を高くする事ができる。その中で機材・役
務の単価は世間一般と比べて2割高だといわれている。しかし役務調達に係る競争比
率は12%と説明しており、88%は特命発注になっている。原価低減が適正に行わ
れているとは思えない。
- 浜岡原発が停止した平成23年度以降の規制部門と自由化部門の部門別収支額をみる
と、自由化部門が赤字の94%を占めている。剰余金残高が減少している原因は自由
化部門の赤字にある。自由化部門のツケを規制部門に押しつけようとしている。いつ
でも交渉可能な法人各社に対して何も値上げ要請をしないまま、なぜ剰余金が減るこ
とを放置していたのか。中部電力の経営感覚は理解できない。

意見陳述8番：西 光之輔 様

(意見の概要)

- 浜岡原発の停止以降、火力燃料費が大幅に増加し、円安進行と相まって厳しい経営状
況にあるというが、これは嘘である。円安による燃料価格の値上がり分は燃料調整費
によって、電気料金で払っている。原発が止まったから燃料の量が増えているのは確
かだが、燃料費は違う。ごまかしを宣伝するのはおかしい。
- 原発は動かなくても、稼働時の7~8割程度の管理費や修繕費、人件費がかかってい
る。原子力を諦めて、火力に切り替え、1000億円を燃料費に回せばよい。
- 南海トラフ地震対策として浜岡原発に3000億円使っている。これだけのお金を投
下して本当に意味があるのか。南海トラフは猛烈なもの。防潮壁が津波を防げるとは
思えない。また、浜岡は、活断層ではないというが、地域内に5本の断層が走ってい
る。相良層という非常に軟弱な地盤に作ってしまっている。さらに、3、4号機は福
島の事故が起きた同じ型で問題が多い。5号機は400トンの海水が入ってさびだ
らけで使えないで、廃炉にするしかないと思う。
- 原発関係の費用は浜岡の問題だけではない。電源開発促進税を483億円払っているが、
領収書に書いていないのでわからない。また、使用済核燃料再処理費用として毎年1
24億円支払っているが、核燃料サイクル政策をやめれば必要ない費用である。さら
に、原発の燃料を製造する日本原燃に139億円を投資している。加えて福島の原発
事故の損害賠償の一般負担金で124億円払っている。これらを合計しても、750
億円が中電から浜岡と関係なしに払っている。
- 今回の値上げは再稼働を前提としている。福島のような事故を日本の真ん中で起こし
ていけない。浜岡原発は即時廃炉にすべき。

意見陳述9番：西 英子 様

（意見の概要）

- 今回の料金値上げは、現在運転停止している浜岡原発を再稼働させることを前提に算定されている。中部電力は4号機を2016年に、3号機を2017年に再稼働すると発表している。しかし、原子力規制委員会に再稼働の申請をしていない。認可もされていないのに、なぜ、再稼働が認められたかのように、料金を算定するのか。浜岡の再稼働の時期は、具体的な目標ではなく、算定するための仮定だと社長はいっていたが、根拠のあいまいな料金値上げを受け入れることはできない。原発は安全を一番にすべき。
- 電力会社は原発を安いとPRしているが、大きな間違である。私たちが払う電気料金の中に、燃料費、減価償却費、運転維持費等があるが、原発には原子力特有の費用がかかる。それは使用済燃料にかかる処理費用である。さらに立地対策費用や事故の損害賠償費用や廃炉費用が加わると、原発ほど高くつく発電方法はない。原発に頼らない電気を使っていれば、電気料金はもっと安くなっていたはずで、値上げの必要もなかった。
- 中電は世界で一番危険な浜岡を再稼働させるため、大宣伝しようとしている。来年度は1,000回以上のバスツアーを予定し、この費用が14年度以降、6億2,100万円に増えると聞く。赤字というのに考えられない。
- 中電の値上げの理由は、原発が停止しているため、火力発電の燃料費がかさんで経営が苦しくなったという説明だが、中部は原発に頼る比率が低かったので、火力にかかる燃料も低いはずである。また、価格の値上がり分は、燃料調整費として徴収しているので経営に関係ない。経営を圧迫する最も大きな要因は、原子力が動いていなくてもかかる維持管理費だ。原発は稼働していなくても、稼働しているときとあまり違わない費用がかかっている。したがって、発電していない原発の維持費と火力発電の燃料費の両方を払う二重払いをしている。原発を諦めて廃炉にし、原発の維持費を火力発電の燃料費に回せば、経営の負担は軽くなるはずである。
- 南海トラフ地震への対策として、約3,000億円かかるが、これも電気料金に含まれている。報道によると次々と工事を追加した結果、対策費は当初の3倍に増加し、12年末に完了するはずだった工事が16年9月までにずれ込んでしまった。その間に中電の経営状態は悪化し、3期連続の赤字になる見通しとのことだが、2011年5月に菅首相から要請された時点で再稼働をあきらめ、廃炉にしていれば、経営の悪化を防げたのではないか。いくら嵩上げして、耐震化工事を追加しても、南海トラフ地震の震源域の真上に立つ浜岡原発が、地震に耐えられるのか疑問。速やかに原発から撤退することが経営悪化を防ぐことになる。
- 原発の維持費1,000億円を消費者に負担させていること自体おかしいと思う。火力燃料費がかさむという説明は、原発は安いという従来の神話に基づいて、再稼働し

たいという電力会社の意図が見え見えである。

- 実際に稼働しようとしている時期について、浜岡4号機を平成28年1月、3号機を平成29年1月としているが、再稼働されない場合は再値上げを検討しているか。

意見陳述10番：中村 敏子 様

（意見の概要）

- 私たちの暮らしは、収入が増えず、生活必需品の物価上昇に苦しめられている。また、年金・医療等社会保障も悪くなってきており、消費増税が進められようとしている中で、電気料金の値上げは大きな影響を与える。生活破壊につながる値上げは是非やめていただきたい。
- 2013年度の剰余金残高は5,670億円だが、規制料金の値上げは年482億円である。まだまだ中電には内部留保や剰余金残高に余裕があるように思われる。これを活用して、値上げをやめてほしい。
- コスト削減を積極的に行ってほしい。我々は電気がなければ生活できないが、中部地域で中電は独占企業で、選ぶことができない。そもそも公共料金である電気料金は公平で安定した供給と同時に不断のコスト削減が求められている。事業者による一方的な値上げは許されない。そのためには徹底した情報公開と、一般企業以上の経営効率化が必要。利用者にわかりやすい説明と機会を求める。
- 総括原価は9項目から成り立っているが、経費をかけなければかけるほど事業報酬が大きくなる。総括原価方式はコスト削減の努力がされにくいという大きな問題を持っている。コスト削減と電気料金の透明性を上げるためにも、電気事業法の規定を変更して、一般の事業者のように競争と企業努力を見るようにしてほしい。市場競争を経ずに、コストを確保できるという特殊性は今の厳しい経済情勢で不当に優遇されているといえる。中部電力は燃料費、役員給与の人事費等あらゆる支出について、徹底的な経営効率化とコスト削減を進めていただきたい。
- 資機材、役務調達に競争原理が持ち込まれていない。実質90%が特命発注になっている。これが中部電力のコストを高止まりさせていると思われる。競争発注率を早期に100%に引き上げていただきたい。併せて中部電力の競争発注比率にかかる情報公開をお願いしたい。
- 規制部門と自由化部門の収支について、2011年と2012年を比較すると、94%は自由化部門の赤字が占めている。規制部門に値上げを押しつけるようなことは納得できない。自由化部門の交渉を進めるなら、内容を教えていただきたい。
- 中電は発電していない日本原電に基本料金を払っている。日本原電は発電量がゼロにもかかわらず、過去最高の利益が出たとの報道がある。いくら払っているかについて、個別契約ということで公開されていないが、300億円払っていると報道されている。一般企業であれば、見直しが協議されるはずである。

- 火力発電の燃料費は効率的な運用が重要。メリットオーダーをしっかりしていただきたい。ピークシフトがどのように進められているか、その効果について、資料で説明していただきたい。そして、本当に効率的に行われたのか事後評価が行われるような制度を作っていただきたい。
- 不動産や株式等資産については、収益に影響するものであるので、売却したものだけでなく、保有しているものを、子会社等を含めて全て公開してほしい。その上で必要性の低い遊休資産については売却してほしい。
- 電気料金の妥当性について、事後的・継続的に評価する仕組みを作ってほしい。公正で公開された事後評価には消費者の参加が重要。経産省だけでなく、消費者庁・消費者委員会が関与できる仕組みにしていただきたい。中部電力は毎年、経営効率化の成果や料金との関係をわかりやすく説明してほしい。
- 中部電力には利用者への省エネのライフスタイルの浸透を経営方針に定めていただきたい。再生可能エネルギーの拡大、原発の廃止・撤退を経営方針の中心に定めてほしい。

意見陳述 11 番：岩中 美保子 様

(意見の概要)

- 来年4月は消費税が8%にあがると同時である。なぜこの時期に値上げか。値上げは家計を圧迫するもの以外の何者でもない。
- 中部電力の財務状況をみると、剰余金残高は5,670億円になっており、値上げ分482億円の10年分以上もある。これほどの剰余金残高があって、なぜ値上げなのか。
- 産業用の電気料金は自由化されていることから、価格は明らかにされていない。産業用の電気料金がどのくらいなのか明らかにすべき。
- 日本原電に原子力が動いていないのに基本料金を払っている。中部電力は300億円支払っていると報道されており、電気料金で負担させようとしている。使用していないのに、なぜ払わなければならないのか。
- 稼働していない浜岡原発に4,230億円を計上していることに驚いた。放射能、放射性廃棄物の処理については見通しが立っていない。原発ゼロの社会の実現こそ、企業も未来の子供に対しての仕事ではないか。産業のために原発が必要だといい、そのコストを家庭におしつけるのは許されない。
- 電気料金の値上げはすでに決まっていて、説明や周知、値上げ幅をどうするかという話になっているように見える。公聴会の意見や、国民の声について、どう反映していくのか。また、広く知らせる努力がどのようになされたか。「国民の声」というほど、知られていない。事業所に用紙を置くなど、ふさわしい募集をすべき。
- 浜岡原発の稼働が見込まれないので、なぜ電気料金に加えるのか。稼働が決まってから入れればよいのではないか。

意見陳述 12 番：小松 由人 様

(意見の概要)

- 電気事業は地域独占的に供給されており、生活に大きな影響を与える。ホームページにある値上げの影響額のシミュレーションを使わせていただいたが、こういう形でさらにわかりやすい資料の提供をお願いしたい。
- 所得格差が広がる中で、厳しい生活を送る人が大勢いる。そういう方々ほど、今回の料金値上げの負担が重くなることを認識いただきたい。今回の値上げはタイミングが非常に良くないので、やめていただきたい。せめて家庭の負担を最小限にしていただきたい。
- 原子力以外の電気をいかに安く提供するかが電力会社の課題。水力発電の発電設備利用率の引き上げや、石炭発電の効率化等によって燃料費の低減に努めてほしい。
- 調達について、随意契約の割合が多い。徹底した経営効率化には、競争入札比率が高めることが望ましい。事業の特性上入札が困難なものについては、消費者が納得できる資料で説明していただきたい。さらに、独自の手法がある場合には、外部の意見を取り入れた手法に変更して、競争環境を確保していただきたい。
- 原価算定に浜岡の再稼働計画が織り込まれている。巨大地震が想定される中で、浜岡の稼働に大きな不安を抱いている。日本の電力とエネルギー政策の根本的な見直しを行う時期だと思う。原子力に頼らないエネルギー政策への転換を考えていただきたい。その点で、浜岡の稼働を前提とした計画は見直していただきたい。
- 水力発電の設備稼働率を増やすか。(口頭で) 聞いても、よくわからない部分もあるので、分かりやすい資料を提示していただければより理解納得も進む。
- 経産省のホームページの議事録、映像の公開が遅い。タイミングを早めていただきたい。

意見陳述 13 番：西野 賢郎 様

(意見の概要)

- 年金の削減は高齢者の生活から安心を奪っている。150 kWまでの値上げ幅を少し抑えているが、低所得者対策として、値上げ対象から除くべき。
- 燃料費に当面電力供給に関係ない原発関係費用が盛り込まれている。さらに浜岡1, 2号機の廃炉費用も負担を押しつけている。国民が電気料金として負担すべきでない。
- 巨額な土地や不動産の処分が必要。費用が膨らむ責任を取るのは規制部門の電気料金ではない。
- 内部留保金は連結決算では1兆円を超えており。10年は値上げがいらない。
- 産業用電気料金の値上げが決まってから、家庭にお願いすべきであるが、それとは逆に高すぎる家庭用を引き上げようとしている。

- 従業員の給料や賞与の引き下げは地域社会への間違った迎合である。値上げを理由とした給与の引き下げはあまりにも発想が貧困。技術者の生活安定と技術水準の更なる向上を求めたい。

意見陳述14番：岡本 一朗 様

（意見の概要）

- 燃料費の削減をお願いしたい。火力発電の燃料費の削減努力と同時に他のエネルギーに対しても努力して欲しい。
- 総括原価方式は、一般企業で働く消費者から見れば不当に優遇されているとも言える。団体費や広報費について、さらに削減できるのではないか。一般企業以上の徹底的な経営効率化、コスト削減をお願いしたい。
- 総括原価方式は、コスト削減の努力が行われにくいといった問題を抱えている。電力会社が過度な利益を得ることなく、コスト削減を促進する料金制度についての研究を進めていただきたい。
- 必要性の低い遊休資産について売却しているようだが、全て子会社、関連会社を含めて公開していただきたい。
- 芦浜原発の遊休地について、売却するなり、南伊勢町に寄付する等処分していただきたい。
- 原子力発電は安くて安全という前提を改めていただきたい。リコールのように、福島の事故の原因が判明させてから稼働させるのが筋ではないか。
- 各地で説明会を開催して、より一般の市民の方が理解できるような努力をしていただきたい。

意見陳述15番：樺松 佐一 様

（意見の概要）

- 中小企業は消費税を価格に転嫁できていない。電気料金が値上がりしても製品価格に転嫁することは考えられない。中小業者、特に個人事業主に大幅な値上げになっているのではないか。
- 資機材・役務調達で、極めて随意契約が多い。競争発注といいながら、指名競争入札が圧倒的だと言われている。
- 総括原価方式はコストが上がれば上がるほど、事業報酬が上がる。中電の連結会社があるから利益の付け替えが可能。連結決算で考える必要がある。
- 今回の賃下げが子会社の非正規従業員の賃下げにならないか不安。賃金に見合うだけのふさわしいコスト削減を行ってほしい。
- 自由化部門の値段が公開されないと、誰も検証ができない。国民は納得できない。
- オール電化の人にとっては、ほとんど詐欺である。オール電化の広告を未だにやって

いる。やめたらどうか。

- 低所得としている120kWとはどういう世帯を想定しているのか。エアコン入れたら120kWをすぐ超えてしまう。
- 競争発注比率35%にするとどの程度コスト削減になるのか、また、50%にできないのか。指名競争入札はどれくらい減らすことができるのか。
- 自由化部門の上位10社の電気料金の幅と最低値を教えていただきたい。
- 浜岡5号炉のふたが飛び、海水が流入した理由ははっきりしているのか。これがはっきりしない状態で、原発関連費用を入れるのか。

意見陳述16番：三枝 豊明 様

（意見の概要）

- 電気料金は、現行の総括原価方式による限り、料金値上げ・放漫経営の企業体質を変えることができない。電気事業法の規定を変更し、一般事業のように競争と企業努力が一般市民に見える制度に変更して値上げをやめていただきたい。
- 事業報酬率は設備投資をすればするほど、事業報酬が大きくなる。原子力発電所は高値で、指名発注であるため、メーカーの高値で発注されてきた。また、減価償却は定率償却なので、料金を維持するため、次々に設備投資する矛盾が起きる。
- 発電量がゼロである原子力発電会社に300億円に及ぶ購入電力料が支払われている。
- その他経費の宣伝費の中に、原発の宣伝やオール電化の見開き広告が入っている。
- 原子力発電の推進に関わる費用は、資本減価償却費に組み込まれ、原発を推進すればするほど、核燃料と核廃棄物を生み出せば生み出すほど、報酬を大きくする仕組みになっている。核燃料、使用済み核燃料が資本に組み込まれていて、買い込み、生み出すほど電気料金を高く押し上げている。また、バックエンド費用も事業報酬を押し上げている。
- 浜岡原発は停止中であっても、4230億円を越える費用を要している。早期撤退によって、料金引き下げと安全を確保すべきである。赤字の3倍近いお金が浜岡原発に費やされておりおかしい。これに加えて核のゴミ問題が新たな料金の値上げ理由になる。
- 自由化部門の供給電圧別の単価と契約販売電力量はどうなっているのか。また、大口契約の上位10社の料金はどうなっているのか。
- 赤字になった時点で、自由化部門の料金改定の交渉を行ったのか。しなかったのはどういう理由か。
- 円安によって、輸出企業は巨大な利益を上げている。燃料費調整制度は、円安の進行の中で、家庭と輸出企業でどのような調整を行っているのか。
- 現場で働いている労働者は努力している。東電の社長は事故後、賃金を半分にして、7000億円だった。400億円のために、労働者の賃金を削るのは誤りである。

意見陳述 17 番：工藤 芳郎 様

(意見の概要)

- 電力事業の社会的使命は公益事業として全ての需要家に遍く公平に電気を供給することにある。これを実現するためには地域社会を含む各種のステークホルダーとの協同協力の関係が必要となる。電力事業は長年にわたりCSR活動を推進している。査定は電力事業が果たす社会的役割並びにそれに伴うコストを的確に評価されたい。
- 原子力発電は国策に基づき推進されたエネルギー政策の一環である。浜岡原子力発電所においても、時の政権の主導に因り稼働停止するに至ったのであり、それに係る一切の責任は政府にあるといえる。したがって政府は法令の整備等により、原子力発電稼働停止に係る燃料費増嵩分に対する助成措置について検討すべきである。
- 資源輸入国であるわが国として、為替投機抑制策を国際的に提言すべきではないか。ジェームス・トービンが提唱した「外国為替取引に対して低率の課税」などの省庁を超えた検討を国策としてお願いしたい。現行の燃料調整条項ではまかなえない。
- 電力事業の社会的使命を達成するにふさわしい人材の確保とそれに見合う人件費が必要。極端な削減は社員の士気を縮減させる。特に専門技術者については当該企業だけでなく国家的な人材資源と位置付け、然るべき対応がなされるべきである。異業種との比較論もあるが、単なる量的比較は合理的根拠なく、的確さを欠く。
- 原子力発電の全面的な稼働停止は化石燃料の大量使用を余儀なくし、地球温暖化を促進することになる。政府は2020年に向けたCO₂削減目標を決定しなければならない。原発の再稼働が進めば削減は上乗せされる。その意味でも新基準に合致した原発再稼働、エネルギー基本政策の早期策定は急務である。
- 中部電力は、需要家に対して、料金値上げの理由、原価の説明と併せて電力事業の社会的使命、これまでのCSR活動についての実績、これからステークホルダーとの協力関係の重要性、さらにわが国のエネルギー事情についても説明することが大切である。説明は各分野別に影響力ある人たちを対象として相互理解を深めるため懇談することが効果的である。また、事業報酬の対象となる大口債権者、株主に対しては積極的な協力要請が求められる。
- 電力事業は1970年代のオイルショック以来の厳しい状況にある。各界に電力事業が料金値上げを回避し、あるいは値上げ率を圧縮できるような策を講ずることが求められている。今回の値上げについては、困った時はお互いさまという日本人の美学を発揮せねばならない。申請者自らの努力も見られるので、やむを得ないものと考える。

意見陳述 18 番：柴山 恭子 様

(意見の概要)

- 公聴会が平日1回限りであると参加が難しい。中部電力管内の各県で土日の意見聴取

をお願いしたい。

- 浜岡原発が動かなくても、中部電力は余剰電力を関西電力等に融通し続けることができている。しかし、値段は個別の契約として教えられないということだった。情報が明らかにしないで値上げは納得できない。
- 原子力発電のコストとリスクを過小評価している。東京電力でさえ国に頼っている。メルトダウン事故の賠償に備えた十分な費用も計上しているのか。
- 原子力について、誠実に対応しているとは言えない。断層の図面は見せられないとのことで、地下水については、データがあるかどうかも答えることができないとのことだった。消費者にその安全性について具体的な説明もできない、秘密にしなければならないような発電を選択することは認められない。
- 3号機の燃料棒を燃料プールに入れるべきではないか。乾式貯蔵への移行を急ぐべきであるが、乾式貯蔵施設の費用は原価に入っていない。住民の要望である乾式貯蔵施設の費用が入っていないのであれば、再稼働は全く現実的でない。
- 東海地震注意情報が出ても、出力の大きい原発は需給バランスを見る必要があるのですぐには止められないとしている。巨大地震発生が予想されている地での原発稼働は防災上も無謀である。
- 浜岡原発の30キロ圏は主要な幹線が通っている。南海トラフ地震の被害想定に、原発稼働リスクを増やさないでいただきたい。
- 芦浜原発のために取得した未利用地をいまだに中部電力は保有し続けている。南伊勢町に有償ないし無償譲渡すべきではないか。
- スマートメーターの電磁波の問題を心配している。有線方式を検討していただきたい。また、スマートメーターによって、検針員が解雇されるのではないか。中部電力によると、解雇されないと回答だったが、一方で人件費の削減にならない面がある。さらに、これまでポストに入れられていた、検針票のついた請求書が、今後郵送されるのであれば、その費用を盛り込むべきではないか。

意見陳述19番：楓 健年 様

(意見の概要)

- なぜ値上げの直前に20%の給与削減を発表したか違和感がある。個別経常損益のグラフを平成22年から載せているが、それ以前をとるとプラスになるのではないか。
- 浜岡原発は特殊な原発である。浜岡安全対策の費用は、当初は1,300億円、現在は2,800億円、最終的には3,000億円を超える事も考えられるが、再稼働にこれだけ費用をかけている原発はない。東日本大震災後に、稼働停止を要請されたことが特殊性を説明している。浜岡は東海地震の震源域の中心にあり、万一苛酷事故が発災すれば日本の生命線である東海道新幹線、東名高速、国道一号線、東海道線等が全て30キロ圏に入る。また、浜岡原発で福島第一の様な事故が起これば、首都圏に

汚染物質が行き、日本が滅んでしまう。

- 原発には使用済み核燃料が山積みにされている。浜岡にどれくらいあるのか教えてほしい。
- 総括原価方式は矛盾を持っている。設備投資をすればするほど、事業報酬が上がる。経産省は見直しの場を作っていただきたい。
- 私が区長をつとめる地区では高齢化率が24%にあがるが、高齢者に対する別の料金体系を用意できないか。また、チラシ、請求書では高齢者にわかりにくい。行政単位別に説明会を開催する、アドバイザーによる訪問説明など説明を行っていく必要があるのではないか。
- 競争入札比率の目標について、28年に35%とあるが、一般的な企業の常識からすると、決して高くない。特殊な理由はあると思うが、一般競争入札できないような事業は何か教えてほしい。
- スマートメーターについては、器具の取り付けの料金を含めるとどれくらいになるか。また、どこから設置の順序について、具体的に教えてほしい。

中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成26年1月22日
消 費 者 庁

電気料金は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独自的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与えるものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金の水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようになることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利¹に即し消費者の意見を政策へ反映させるといった消費者の利益により適ったものになることが求められている。

消費者庁では、今般の中部電力株式会社の値上げ認可申請に当たっても、こうした観点から、以下のとおりチェックポイントを作成した。

特に、消費者庁が名古屋で開催した意見交換会においては、原子力発電の安全性に関する意見が多数表明されるなど、消費者の安全の確保に対する関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について、十分な情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

【財務状況】

¹ 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条では、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」と規定している。

① これまで電気料金の値上げ認可申請をした電力会社に比べて剰余金の水準が高い中での値上げの必要性について、合理的に説明しているか。

【人件費等】

[給与等]

② 役員報酬（一人当たり）、従業員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、役員数及び従業員数が適正であることを明確かつ合理的に説明しているか。特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。

また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。

③ 役員報酬及び従業員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。

[厚生費等]

④ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（53.49%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）や地方議員兼務者に係る費用について、原価から除かれているか。また、出向者への給与、その他の雑給について、原価算入に値するものに限定されているか。

【調達等】

- ⑤ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（35%）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。競争入札の対象分野を明らかにするなど、実現に向けた具体的な方法を説明しているか。各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。
- ⑥ 隨意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑦ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組を検討しているか。
- ⑧ 広告宣伝費等普及開発関係費について、公益的な目的から行う情報提供であって、合理的な理由があるものに限り、原価に算入しているか。また、廃棄物処理費、養成費、研究費、諸費について、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。さらに、交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ⑨ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止されているか。
- ⑩ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。（各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。）
- ⑪ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑫ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を削減しているか。
- ⑬ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。（例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等）

【事業報酬】

- ⑭ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

【減価償却費、レートベース】

- ⑮ 減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。

- ⑯ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

【燃料費、購入電力料等】

- ⑰ 火力発電所の稼動増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭、水力等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑯ 燃料単価の上昇は燃料費調整制度において電気料金に織り込み済みであるにもかかわらず、燃料費の増加を理由に電気料金を値上げしなければならないことについて分かりやすく説明しているか。
- ⑯ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようになっているか。
- ⑰ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。
- ⑯ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料、販売電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。特に、
 - ・ 購入電力料の契約相手方の広告宣伝費、寄付金、団体費等は合理的理由があるものに限られているか、そのほか、契約相手方にコスト削減努力を求め、定量的なコスト削減を織り込んでいるか。
 - ・ 日本原電及び北陸電力志賀原子力発電所からの購入電力料については、人件費等の費用について、中部電力並の削減努力を反映しているか。
- ⑰ バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。原子力発電所の廃炉に関わる会計制度の変更により、発電所設備の減価償却、解体引当金について、原価への計上方法が変更されたが、それによる電気料金の値上げがどの程度になるのか定量的に分かりやすく説明しているか。
- ⑯ 浜岡原子力発電所の再稼働に向けて行う安全対策も含めた新規の設備投資が、今後、どの程度の期間、原価に織り込まれるかについて合理的な説明をしているか。
- ⑰ 原価算定期上、浜岡原子力発電所が再稼動することを織り込んだ理由と再稼動しない時の電気料金への影響を、バックエンド費用（⑰）や浜岡原子力発電所の再稼働に必要な新規の設備投資（⑯）についての見込みも含め、明確に説明しているか。

【規制部門と自由化部門の関係】

- ㉕ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ㉖ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

【需要の推計、見込みと実績の乖離】

- ㉗ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。
- ㉘ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

【新料金体系への移行に向けた情報提供等】

- ㉙ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。
- ㉚ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。オール電化やピークシフトメニューによる節電インセンティブや料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。
- ㉛ 浜岡原子力発電所3号機及び4号機の再稼働に伴う燃料費・修繕費・減価償却費が営業費用に与える影響を消費者に分かりやすく情報提供を行っているか。対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することにしているか。
また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。
さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。
- ㉜ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。

- ⑬ (料金改定が認可される場合・料金改定後も) 消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適切な場合には業務への反映)等消費者対応に万全を期しているか。

【資産売却等】

- ⑭ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。
- ⑮ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

【電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測】

- ⑯ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。
- (1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が必要の伸びに与える影響。
- (2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。
- (3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)
- ⑰ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。その際、供給予備率の水準は、原価算定期間内の電源構成の変動等も踏まえて、明確かつ合理的に説明されているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

【適切な審査等】

- ⑱ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことについているか。
- ⑲ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことについているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ⑳ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ㉑ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネ

ルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、また、再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な説明と情報提供をすることにしているか。

- ④② 今回の原価算定期間終了後には、浜岡原子力発電所の再稼働の本格化により電源構成が大きく変わり、原価算定期間に比べ燃料費が大幅に削減されることによる値下げも想定されるが、その際の値下げ幅について、検証を行うこととしているか。

以上

消費者庁からの意見への対応について

平成 26 年 4 月

経済産業省

I. 全体的な評価

- 人件費、調達等に関してはこれまでの各電力会社の家庭用電気料金値上げ認可申請の際のプロセスと同様に、1月 22 日に公表した「中部電力の家庭用電気料金値上げ申請に関するチェックポイント」(以下「チェックポイント」という。) で指摘した意見が、先取りされて査定方針案に反映されている。このことは、チェックポイントが家庭用電気料金値上げ認可申請の審査の過程において、公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とすることが定着したものと評価できる。
- 水力発電について異常気象の影響のある過去 3 年間の停止率の実績に基づく申請を、過去 10 年間の実績に基づくべきと査定することにより、燃料費を申請より減額査定した点は評価できる。
- 今回の経済産業省資源エネルギー庁における公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。
- II. で掲げる個別の項目については、更なる対応をしていただきたい。また、III. については今後の課題として検討していただきたい。(消費者委員会では、II. の対応結果について説明を求め、III. の検討結果について将来しかるべき時期にヒアリングを行いたいとしている。)

1. 電気料金の認可プロセスについては、平成 24 年 3 月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書(以下「有識者会議報告書」という。)や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて、見直しを行っている。現在、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会(以下「電気料金審査専門小委員会」という。)の委員には、消費者問題の専門家に参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてインターネット中継を行った。また、公聴会については、約 2 ヶ月の募集期間を設けるとともに、消費者団体等を通じ 633 団体に周知依頼を行うとともに、電気料金審査専門小委員会の委員の参加も得た。

2. 電気料金審査専門小委員会の審査においては、消費者庁より示されたチェックポイントも踏まえた形で議論が行われ、電気料金審査専門小委員会査定方針案(以下「査定方針案」という。)に反映した。

II. 今般の値上げの認可申請に際し検証した事項

1. 人件費等

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、法定負担割合の 50%を目指した削減とすべきである。
- ・これまでの各電力会社の値上げ認可申請の査定方針等を反映して、カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化し、引き続き効率化を図る観点からの検討を行うべきであり、必要最低限の額を計上すべきである。

1. 健康保険料については、健康保険法第 161 条において「被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する」と定められているが、同法第 162 条では「健康保険組合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる」と定められている。査定方針案では、健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成 25 年 3 月末現在）によれば、単一・連合の計の負担割合は 55% となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成 26 年度～28 年度）内は年々引き下げて、平成 28 年度末には 53.49% の負担割合とした中部電力の申請は妥当であるとしている。

2. 一般厚生費については、労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法といった法令等に定められた企業としての責務を果たすもののほか、社宅及び独身寮にかかる費用やカフェテリアプラン等、従業員の福利厚生やモチベーションの維持・向上を図るものも含まれているが、持株奨励金、保養所等の厚生施設関連費用及び文化体育費については料金原価に算入されていない。これらにより、今回の申請における従業員 1 人あたりの一般厚生費は、前回の平成 20 年料金改定原価に比べ、32.7 万円から 27.3 万円に減額されている。この結果、一般電気事業供給約款料金審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、日本経済団体連合会「2012 年度福利厚生費調査結果報告」の 1,000 人以上企業の平均値（30.8 万円）と比較した中部電力の 1 人当たりの一般厚生費の水準は妥当である。ただし、社員の社宅及び独身寮に係る清掃、賄い、貯水槽の点検及び防火管理業務等に係る委託費用については、競争入札導入等による効率化が期待できることから、今後の設備投資や修繕費等の資機材・役務調達に織り込まれている効率化努力分（▲10.31%）を料金原価から減額する。この結果、申請額からの削減額は、0.92 億円となる。

5. 厚生費の概要

13

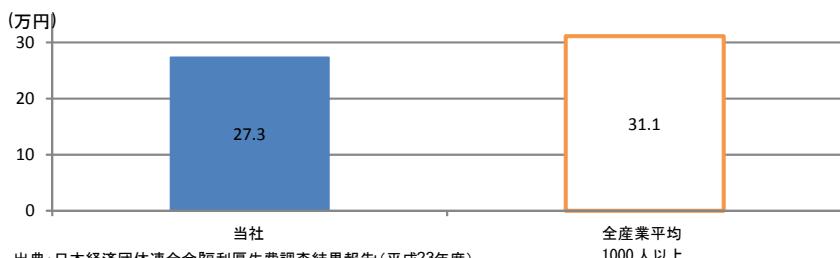
- 法定厚生費は、社会保険料率(厚生年金保険料率、健康保険料率、介護保険料率等)の引上げによる影響はあるものの、年収水準の引下げや、健康保険料会社負担率の引下げなどにより前回改定に比べ8億円減少しております。
- 一般厚生費は、保養所・クラブハウスの全廃等により4億円減少しております。

	①今回 H26～H28	②前回 H20	③差引 ①-②	(百万円) 主な増減要因
法定厚生費	18,113	18,902	▲789	
健康保険料	5,961	6,115	▲154	会社負担比率の引下げ
介護保険料	505	375	130	
労災保険料	254	456	▲202	
雇用保険料	1,017	1,337	▲320	
厚生年金保険料	10,030	10,336	▲306	
健康診断費	163	131	33	
児童手当拠出金	180	187	▲7	
その他	2	▲35	37	
一般厚生費	4,900	5,257	▲357	
安全管理費	98	109	▲11	
衛生管理費	673	675	▲2	
財形利子補給金	587	859	▲272	
文化体育費	0	168	▲168	文化体育費のカット
自社株獎励金	0	122	▲122	自社株獎励金のカット
厚生施設運営費	1,424	1,698	▲274	保養所・クラブハウス全廃
カフェテリアプラン	1,602	1,146	+456	付与ポイントの増(平成22年度)
慶弔費	171	177	▲6	
その他	345	303	42	

【参考】一人当たり一般厚生費の水準

15

- 一人当たり一般厚生費は、保養所・クラブハウスの全廃等の福利厚生制度の見直しにより、メルクマールである1000人以上企業平均を下回っております。



【福利厚生制度の目的】

当社の福利厚生制度は、電力の安全・安定的な供給に必要な人財の確保、労働生産性の向上を目的に、従業員の安全・衛生の確保、住環境整備・支援、職場の一体感の醸成、チームワークの向上に資する施策を実施

1 原価算入

安全	健康	厚生施設
○法定安全教育	○産業医報酬(法定)	○社宅
○作業安全対策	○健康管理・増進活動	○独身寮
○交通安全対策	○メンタル対策	
セーフティネット	活力向上	財産形成
○保険	○カフェテリアプラン	○財産形成貯蓄
○弔慰金		
○共済会、医療共済会		

2 原価不算入

厚生施設	活力向上
○保養所・クラブハウス	○クラブ・サークル活動
○体育施設	○職場文体育行事
財産形成	
○自社株投資会	
○財産形成貯蓄	
活用給付金	

2. 調達

○競争入札の比率について、東京電力株式会社の事例²を踏まえ、更に拡大すべきである。

1. 競争入札の比率について、中部電力は「平成 24 年度の競争発注と特命発注の比率は 29% 対 71% であり、特命発注のうち、関係会社の占める割合は 49%、発注総額に占める関係会社取引の割合は 37% になる。」とした上で、「さらなる競争発注の拡大に取り組み、平成 28 年度末に 35% 程度を目指す。」としている。また、「仕様の簡素化や共通化とそれによる新規取引先の発掘等により可能な限り制約条件の解消に向けた検討を進め、競争環境を整備する。」としている。
2. 料金原価について、中部電力は、設備投資及び修繕費等（※1）の資機材・役務調達のうち、今後契約を締結するものについて、①東日本大震災前の価格水準から 10% の調達価格を削減することと、②子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分についても、出資比率に応じ 10% の調達価格を削減することを基本方針とし、これらを合わせた平均 10.31%（うち子会社・関係会社取引分 0.31%）を設備投資等への効率化として織り込んでいる（コスト削減を求めることが困難な費用を除く（※2））。この効率化の水準は東京電力及び関西電力等の査定水準と同等である。

また、価格水準について、中部電力と東京電力のそれぞれの委託人件費単価を比較したところ、中部電力の方が低い水準であった。さらに、公共工事設計労務単価（※3）と比較することが可能な 37 職種（電工、機械運転工、塗装工等）について、中部電力、中部 5 県平均及び全国平均の単価を見比べたところ、中部電力が今回の原価算定に適用した平成 25 年度単価は中部 5 県平均及び全国平均より低い水準であるとともに、東日本大震災前の平成 23 年度単価と同じ水準であった。

以上を勘案すると、中部電力の設備投資等の効率化の織り込みについては適当である。

- ※1 設備投資、修繕費、固定資産除却費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、研究費、養成費等
- ※2 コスト削減が困難な費用の例：市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等
- ※3 農林水産省及び国土交通省が、公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務の単価を決定したもの

3. 調達の検証については、平成 25 年 3 月 6 日に総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会がとりまとめた「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」（以下「関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案」という。）において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを隨時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経

² 「競争入札の導入比率について東京電力は 5 年間で 60% の水準を達成するとの目標を表明したが、その前倒しを求める」とされている（平成 24 年 7 月 19 日付け経済産業省「消費者庁からの意見の対応について」）

「當効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである。」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、中部電力に関しても競争入札の比率の更なる拡大を促すことを含め具体的な対応策を検討してまいりたい。

○中部電力株式会社において、子会社による不正請求事案の発生を踏まえて、子会社等との取引が適正となるよう、工事の実施状況の確認強化等、再発防止に努めるべきである。

中部電力は、第12回電気料金審査専門小委員会において、再発防止策として工事の実施状況の確認強化のほか、コンプライアンスや支払知識（支払に係る業務知識）の教育、支払体系の見直し、しゅん工業務の支店集中化及び施工プロセス改善検討チームの設置等を掲げるとともに、これらの確実な実施を表明しているところ、当省としても、その取組を注視してまいりたい。

3. 事業報酬

○事業報酬について、下記の例を含め、消費者にとってなぜ査定方針案で盛り込まれた事業報酬が適正であるのかについて丁寧で分かりやすく説明を行うべきである。

(事業報酬について、消費者の持つ疑問の例)

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。
- ・事業報酬の算定に用いられている自己資本比率が実際よりも高い 30%をベースに算定が行われ、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。
- ・原価算定期間内に稼動を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ電気料金で負担しなければならないのか。

1. 事業報酬は、借入金・社債に対する支払利息や株主への配当金等に充当するための資金調達コストに相当するものであり、いわゆる利益とは異なる。すなわち、電気を安全・安定的に供給するためには、発電設備や送変電設備等の建設・維持管理を行う必要があり、一般電気事業者はそのための巨額の設備投資資金等事業運営に必要な資金を調達する必要がある。資金調達は、銀行等からの借り入れ、社債の発行による調達（他人資本）や株式の発行等による調達（自己資本）により行われるが、銀行・社債の債権者にとっては利子率、株主にとっては配当や株価上昇などがそれぞれ期待する収益率を上回る場合に、資金調達が可能となる。このため、電気事業法においては、これらの収益率に相当する額を「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金による回収を認めており、一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「算定規則」という。）に基づき、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて算定される。

なお、かつては、支払利息や配当金等を積み上げるいわゆる積み上げ方式により事業報酬を算定していたが、積み上げ方式では、各社毎の資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、一般電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことから昭和 35 年に現在の事業報酬制度に変更したものである。

2. 現行の事業報酬制度においては、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて事業報酬額が算定されることとなっているが、事業報酬率については、算定規則において、自己資本報酬率に 3 割、他人資本報酬率に 7 割のウェイトを乗じた加重平均としている。自己資本報酬率に乗じる比率である自己資本比率については、レートベース方式導入当時は 5 割とされていたが、平成 7 年にガス、通信、航空、鉄道といった類似の公益企業の自己資本比率を参考に、電気事業として適正な自己資本比率として 3 割が設定されたものである³。現状、中部電力の自己資本比率は 3 割を下回っており、配当や支払利息等の実際の資金調達コストを上回る額が事業報酬として認められているのではないかとの指摘があるが、中部電力は平成 23 年度以降、赤字により自己資本が毀損しており、財

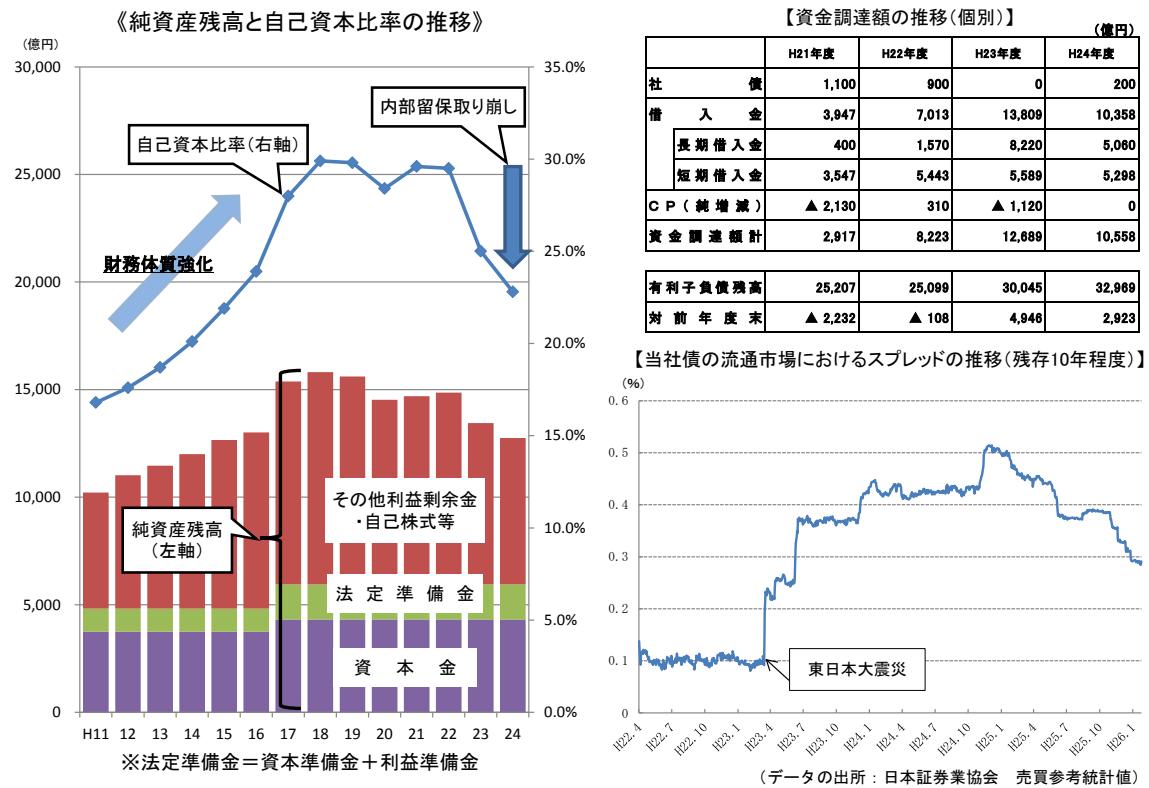
³ レートベース方式を採用しているガス事業、鉄道事業における自己資本比率はそれぞれ 35%、30%となっている。

務体質悪化の中で資金調達環境が悪化している。こうした中、現行レートベース方式の下で資金調達コストの低減に努め、内部留保の充実を通じて将来の資金調達コストを低減させていくことは、中長期的な電気料金の安定性の観点から、需要家にとってもメリットがあるものと考えられる。

3. 審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する」とされている。中部電力においては、一部の原子力発電について、料金算定上原価算定期間内の再稼働を見込んでいないが、これらの原子力発電所についても、高経年化対策等に加え、更なる安全性向上対策等の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと想定しており、現時点においては「適正な事業資産価値（レートベース）」と認められる。

中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 p71

参考資料⑤（自己資本比率の推移等）



4. 購入電力料

○中部電力株式会社が日本原子力発電株式会社及び北陸電力株式会社に支払う、購入電力料に含まれる人件費を中部電力株式会社と同等に合理化しているかを確認するため、日本原子力発電株式会社や北陸電力株式会社の役員報酬及び人件費の削減幅等の合理化の内容を、より明確に定量的に説明すべきである。

1. 中部電力が北陸電力及び日本原電に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は料金原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回（平成20年料金改定）に比べて187億円の減となっている。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が料金原価に算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、料金原価に算入することを認めることが適当である。

- ① 発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
- ② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

2. また、中部電力が契約している発電所は、北陸電力及び日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、安全機能の維持や発電再開に向けた準備を実施中である。なお、日本原電敦賀発電所の敷地内破碎帯については、原子力規制委員会の有識者会合で「耐震設計上考慮する活断層」であると考える旨、評価書にとりまとめられ、平成25年5月の原子力規制委員会で報告・了承されている。当該評価書には「今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば、これを見直すこともあり得る」旨も記載されており、評価書とりまとめ後の平成25年7月に、新たなデータとして調査報告書を日本原電から原子力規制委員会へ提出している。これらを踏まえ、平成25年12月の原子力規制委員会において、評価書の見直しの要否を議論するため、有識者による評価会合及び現地調査を行うことが了承されたが、現時点では、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない。

3. 他方で、中部電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、中部電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額する。

4. とりわけ、日本原電については、中部電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、中部電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。

5. 特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人当たり報酬額 2,000 万円（平成 25 年度推定実績）を中部電力同様、国家公務員指定職と同水準（1,800 万円）とするとともに、中部電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については料金原価への算入を認めない。また、一人当たり従業員給与については、720 万円（平成 25 年度推定実績）であるところ、中部電力の査定後の水準である 623 万円まで料金原価を減額する。なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに中部電力が北陸電力及び日本原電と交渉した結果、平成 26 年度の受給契約において、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映する。

6. 以上により、中部電力が北陸電力及び日本原電に支払う原子力発電に係る購入電力料の申請額からの削減額は、4 億円となる。

5. 新料金体系への移行に向けた情報提供等

○新料金体系への移行に向けた情報提供等に当たっては、十分な周知が行われるよう中部電力株式会社において管内の消費者に適時かつ万遍なく届くような広報・周知体制を取るよう促すべきである。

また、中部電力株式会社において下記の対応を取ることを促すべきである。

- ・消費者や消費者団体等からの説明会開催や情報提供等の要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案すること。
- ・ウェブサイト等に、公聴会等の場で消費者から多く寄せられる疑問点等（例えば、他の電力会社と比べて剰余金の水準が高い中で値上げを行う必要性や、燃料費調整制度が存在する中で燃料費の増加を理由に値上げをしなければならない理由等）に対する回答（いわゆるFAQ）を掲載すること等を通じて、明確かつ丁寧に対応すること。

○さらに、中部電力株式会社においては、料金改定後は、消費者からの問合せ・苦情に對して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）を行うとともに、定期的に消費者団体等との意見交換を行い、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

1. 中部電力は「申請以降、料金値上げに至った背景、値上げ申請の内容、経営効率化への取り組み状況等について、検針時に配布するチラシ等で広くお知らせするとともに、プレス発表の添付資料や電気料金審査専門小委員会及び家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会での説明資料を、当社ホームページのトップページに設定した専用サイト（「電気料金の値上げのお願いについて」）に適宜掲載し、タイムリーに提供している（平成26年3月末時点で約5万アクセス）。

また、当社ホームページの専用サイトにおいて、値上げによる影響額をお客さまご自身でご確認いただける「値上げ影響額シミュレーション」や、ご契約メニューを変更した場合の電気料金をお客さまご自身で比較することができる「ご契約メニュー比較シミュレーション」を提供している。

消費者団体さま・経済団体さま・自治体さま等の各種団体さまに向けては、リーフレット等を活用し、個別の訪問や説明会等において詳細にご説明している（平成26年3月末時点で約1千件）。

また、値上げに関するお客さまからのご意見やご質問に対しては、専門窓口（電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル）の設置の他、ホームページ等からのお問い合わせへの受付体制を整えるとともに、必要に応じて、お客さま訪問等あらゆる機会を通じてお客さまへ丁寧にご説明している（平成26年3月末時点での専用ダイヤルへのお問い合わせ件数は約4千件）。加えて、お客さまからのお問い合わせが多いご質問とその回答について当社ホームページの専用サイトに掲載している。」としている。

2. 加えて、中部電力は「認可を受けた場合、実施日までに全戸に配布するチラシ、ホームページ、新聞広告などを通じて、認可を受けた原価や値上げの内容、影響額等をすみやかにお知らせしていく。

消費者団体さま・経済団体さま・自治体さま等の各種団体さまへも、申請時同様、すみ

やかに訪問して説明を行うとともに、説明会等において、新料金に関する情報提供に加え、消費者のみなさまからのご質問にも丁寧にお答えしていく。

また、料金改定後についても、従来から実施してきた消費者団体さまとの意見交換会等を継続し、当社の経営効率化の進捗や、今回の織り込み原価と実績額等に関しても丁寧に説明していく。」としている。

3. 経済産業省としても、引き続き、十分な周知が行われるような広報・周知体制を取るよう促してまいりたい。

6. その他

○中部電力株式会社は、計画が撤回された芦浜原子力発電所予定地など、売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにするとともに、引き続き保有するものについては、その理由や、今後の取扱い等についての説明責任を果たすべきである。

中部電力は「経営効率化の一環として、事業所の統廃合や社宅などの厚生施設の廃止を進めるとともに、土地をはじめとする保有資産の売却を実施してきた。平成12年度の電気事業法改正以降、積極的に資産活用・売却を推進し、平成24年度までの13カ年で、約2,000件、約110万m²の土地を約260億円で売却した。また、平成25年4月に設置した経営効率化推進会議のもとで、当社が保有する施設全般について改めて必要性を検証しており、憩の家、クラブハウスについては平成25年度末に全施設の営業を終了する等の決定をしている。今後については、電気事業ならびに当社グループの成長という観点から、常に必要性を検証しながら、保有資産のスリム化・有効活用を図っていく。なお、芦浜の土地については、当時の計画地の大半を取得し一団の土地となっていることから、具体的な活用方法について、土地の特性や収益性等から検討しており、現時点では処分することは考えていない（同土地は料金原価に含めていない）。これらの保有資産のスリム化に関する取り組みについては、電気料金審査専門小委員会の説明資料等で定量的なデータを公表しており、当社ホームページにも掲載するとともに、経営効率化の進捗については今後も経営の概況の中で公表する予定である。」としている。

第8回電気料金審査専門小委員会資料 6-4 より

7. 保有資産のスリム化

29

- 当社は、聖域なき経営効率化の一環として、事業所の統廃合や社宅など厚生施設の廃止を進めるとともに、土地をはじめとする保有資産の売却を実施してまいりました。
- また、平成25年4月に設置した「経営効率化緊急対策本部」の下で、当社が保有する施設全般について、改めて必要性を検証しております。
- 今後も、電気事業ならびに当社グループの成長という観点から、常に必要性を検証しながら、保有資産のスリム化・有効活用を図っていきます。

◆これまでの資産売却実績

	件数	面積	売却価格
平成12(※)～24年度	約2,000件	約110万m ²	約260億円

※ 平成12年の電気事業法改正（兼業規制撤廃）以降、宅地建物取引業の免許を取得（平成13年3月）し、積極的に資産活用・売却を推進しております。

◆事業所・厚生施設のスリム化

用途	これまでのスリム化 (平成12～24年度)	今後の取り組み(※)
事業所 (営業所、電力センター、給電制御所)	36施設の廃止	—
社宅・独身寮	2,404室の廃止	平成28年度末までに約600室を廃止
憩の家	10施設の廃止	平成25年度末に全施設の営業を終了
クラブハウス	33施設の廃止	平成25年度末に全施設の営業を終了

※ 経営効率化緊急対策として廃止・終了を決定したもの

○発電施設等の施設見学会に係る費用については、電源立地地域を主たる対象とするものに限定されたが、他にも類似目的の経費が計上されて、過剰な経費計上となっていないかチェックすべきである。

発電施設等の施設見学会に係る費用については、類似目的のものも含めて原価算入されている費用について、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度の観点から、電源立地地域を主たる対象とするもの以外は料金原価への算入を認めない。この結果、申請額からの削減額は、0.6億円となる。

III. 今後の課題

- 人件費の査定における給与の比較について、比較対象とする企業や公益事業のセクターの範囲をより合理的なものにできないか検討すべきである。

公益企業との比較については、これまでの値上げ申請を行った一般電気事業者にかかる査定方針を明確化する観点から、平成25年12月に改正された審査要領において、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行うことが定められた。これらの3業種は、大規模なネットワーク設備を有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態が勘案された結果である。しかし、比較を行う上で適当な公益企業については、それぞれの事業規制や業態が変化していくことも踏まえ、今後とも引き続き検討してまいりたい。

○事後検証については、以下のような課題があると考えており、今後、検討を行うべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させ、継続的なコスト削減インセンティブを与える観点からの検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む。）
- ・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度かい離したかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニューごとの収入及び販売電力量に関し、実績値や見込み額の原価算定期間内の進捗状況についての定期的かつ一覧性のある分かりやすい形での消費者への公表の在り方
- ・なお、役員報酬等について、原価算入される額が実績額とかい離する場合、かい離が生じた原因について、附帯事業等との関係も含めて、中部電力株式会社において十分説明するよう促すべきである。
- ・競争入札等、調達の合理化を経済産業省資源エネルギー庁がチェックし、その結果を公表する仕組みを具体化すべきである。

1. 燃料調達については、特に LNG について、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度の在り方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないよう、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。

2. 原価算定期間終了後の事後評価の仕組みとしては、有識者会議報告書において、原価と実績の比較等について規制・自由化部門に分けて評価を実施し、必要に応じて電気事業法第 23 条に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが提言され、これを受け「電気料金情報公開ガイドライン」を平成 24 年 3 月 30 日に改定するとともに、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を平成 25 年 3 月 19 日付けで改定し、客観的な基準を設定した。

3. 一般電気事業者は、当該ガイドラインに基づき、原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、規制部門と自由化部門に分けた自己評価を公表・説明する。また、行政は、当該基準に基づき、原価算定期間終了後も料金改定を行っていない一般電気事業者について、（イ）規制部門の電気事業利益率の直近 3 か年度平均値が、一般電気事業者 10 社の過去 10 か年度平均値を上回っているかどうかを確認し、上回っている場合には、（ロ）前回料金改定以降の超過利潤累積額が事業報酬の額を超えているか、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字であるかどうかを確認し、該当する場合には電気事業法第 23 条に基づく料金変更認可申請命令の対象とともに、確認結果を毎年公表することとしている。中部電力の原価算定期間終了後の料金についても、この基準に基づき、客観的な評価を行うとともに結果を公表することにより、適切な検証を行

ていく。なお、中部電力はホームページ上で、部門別収支計算書（表1）、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値（表2）、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の原価、電力量、料金収入、改定以降の実績（表3）を公表している。

4. また、有識者会議報告書においては、原価算定期間内の評価として、一般電気事業者が決算発表時等に、決算実績や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家が分かりやすい形で説明することが適当であるとされており、今後とも、一般電気事業者において、消費者にとって分かりやすい情報の提供が行われるよう努めてまいりたい。

5. 関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを隨時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである。」としており、今後必要に応じて対応策を検討してまいりたい。

表1：部門別収支計算書（平成24年度）
<http://www.chuden.co.jp/ryokin/shikumi/free/bumon/>

事業者に係る部門別収支計算書

中部電力株式会社

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

(単位 百万円)

	一般需要部門 (8)	特定規模需要部門 (9)	一般需要・ 特定規模需要外部部門 (10)	合計 (11) =(8)+(9)+(10)
電気事業収益 (1)	963,992	1,300,605	49,258	2,313,856
電気事業費用 (2)	968,367	1,359,061	44,210	2,371,639
電気事業外収益 (3)	1,311	2,529	73,735	77,576
電気事業外費用 (4)	—	—	60,747	60,747
税引前当期純利益又は純損失 (5)=(1)-(2)+(3)-(4)	△ 3,063	△ 55,925	18,034	△ 40,954
法人税 (6)	△ 423	△ 7,725	2,505	△ 5,643
当期純利益又は純損失 (7)=(5)-(6)	△ 2,639	△ 48,200	15,529	△ 35,311

注 記載している金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

表2：実績と料金原価の比較

2012年度実績と料金原価(2008年4月改定)の比較

(注1):(規制部門+自由部門など)

(単位 億円)

項目	規制部門 実績 (a)	規制部門 原価 (b)	規制部門 差異 (a-b)	全体 (注1) 実績 (c)	全体 (注1) 原価 (d)	全体 (注1) 差異 (c-d)	全体 (注1) 増減要因
人件費	1,019	1,141	▲ 122	1,825	2,069	▲ 244	退職給与金の減など。
燃料費	4,080	2,470	1,610	11,948	7,514	4,434	電源構成の変化による火力燃料数量の増など。
修繕費	1,172	1,196	▲ 24	2,200	2,212	▲ 12	原子力修繕費の減など。
減価償却費	1,216	1,369	▲ 153	2,603	3,056	▲ 453	償却の進行による減など。
購入電力料	670	667	4	2,073	1,837	236	他社購入電力料の増など。
公租公課	530	548	▲ 18	1,263	1,344	▲ 81	電源開発促進税、固定資産税の減など。
原子力バックエンド費用	60	113	▲ 53	176	334	▲ 158	原子力発電電力量の減など。
その他経費 (注2)	1,165	1,131	34	2,483	2,386	97	委託費、原子力損害賠償支援機構負担金の増など。
電気事業営業費用合計	9,913	8,635	1,278	24,571	20,753	3,818	—

(単位 百万kWh)

販売電力量 (建設工事用・事業用除き)	41,607	43,022	▲ 1,415	126,362	135,681	▲ 9,319	生産減の影響や、節電のご協力などによる需要減など。
------------------------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------------------------

（前提条件）

項目	実績(a)	原価(b)	差異(a-b)
為替レート(円／ドル)	83	113	▲ 30
原油CIF価格(ドル／b)	114	83	31
原子力利用率(%)	—	60	▲ 60

表3：規制部門における需要・収入の想定と実績について
http://www.chuden.co.jp/resource/ryokin/bumon_03.pdf

			(単位:百万kWh、百万円、%)										
			平成20年改定		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
			想定	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
供給約款	電力量	36,155	35,363	△2.2%	34,179	△5.5%	35,975	△0.5%	33,939	△6.1%	33,090	△8.5%	
	料金収入	819,052	838,684	2.4%	778,628	△4.9%	801,177	△2.2%	794,682	△3.0%	800,776	△2.2%	
【再掲】 従量電灯	電力量	30,054	29,457	△2.0%	28,595	△4.9%	30,067	0.0%	28,355	△5.7%	27,619	△8.1%	
	料金収入	669,955	687,440	2.6%	639,812	△4.5%	662,286	△1.1%	655,626	△2.1%	660,301	△1.4%	
選択約款	電力量	6,867	6,711	△2.3%	7,260	5.7%	7,967	16.0%	8,283	20.6%	8,517	24.0%	
	料金収入	104,056	109,588	5.3%	112,183	7.8%	122,131	17.4%	136,157	30.9%	146,835	41.1%	
【再掲】 3時間帯別電灯	電力量	2,736	2,850	4.2%	3,485	27.4%	4,303	57.3%	4,767	74.2%	5,201	90.1%	
	料金収入	44,972	49,932	11.0%	57,200	27.2%	69,858	55.3%	82,490	83.4%	93,248	107.3%	
規制部門 合計	電力量	43,022	42,074	△2.2%	41,439	△3.7%	43,942	2.1%	42,222	△1.9%	41,607	△3.3%	
	料金収入	923,108	948,272	2.7%	890,811	△3.5%	923,308	0.0%	930,840	0.8%	947,612	2.7%	

(注1)電力量および料金収入の想定は、四捨五入、料金収入の実績は切り捨てとしており、内訳と合計が合わない場合がある。

(注2)電力量は、建設工事用および事業用を除く。

(注3)料金収入は、燃料費調整額を含み、消費税等相当額・遅収(延滞)料金・再生可能エネルギー発電促進賦課金・太陽光発電促進付加金を除く。

(注4)増減率は、平成20年改定との対比である。

(注5)平成20年改定欄のうち、電力量は、用途別に実績傾向や人口・経済動向などを踏まえた想定値を記載。また、料金収入は、低圧需要原価をもとに

契約種別ごとの電気の使用形態等を勘案して設定した料金率に基づき算定した値を記載。

○原価算定期間内に再値上げの申請がなされた際には、今回と同様のプロセスによる厳格な査定を行うべきである。

値上げ申請については、一般電気事業者が自らの経営判断により行うものと認識しているが、申請にあたっては、最大限の経営効率化など、値上げを回避するためのありとあらゆる努力を、まず行うことが重要である。仮に値上げ申請が行われた場合には、電気事業法に基づいて厳正に対応してまいりたい。

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げに当たっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際に値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

1. 原価算定期間終了後の事後評価の仕組みとしては、有識者会議報告書において、原価と実績の比較等について規制・自由化部門に分けて評価を実施し、必要に応じて電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが提言され、これを受け「電気料金情報公開ガイドライン」を平成24年3月30日に改定するとともに、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を平成25年3月19日付けで改定し、客観的な基準を設定した。
2. 一般電気事業者は、当該ガイドラインに基づき、原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、規制部門と自由化部門に分けた自己評価を公表・説明する。また、行政は、当該基準に基づき、原価算定期間終了後も料金改定を行っていない一般電気事業者について、(イ) 規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、一般電気事業者10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認し、上回っている場合には、(ロ) 前回料金改定以降の超過利潤累積額が事業報酬の額を超えているか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認し、該当する場合には電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の対象とするとともに、確認結果を毎年公表することとしている。
3. 中部電力の原価算定期間終了後の料金についても、この基準に基づき、客観的な評価を行うとともに結果を公表することにより、適切な検証を行っていく。
4. なお、電気事業法に基づく値下げの届出がなされた場合には、経済産業省としては中部電力に対し、値下げ幅やその要因等について、ホームページ等を用いた丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

○これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題（例：情報公開・開示の在り方、総括原価方式の在り方、事業報酬算定の在り方等）について、今後経済産業省資源エネルギー庁において検討を行うべきである。

これまでの電気料金審査専門小委員会における検討や消費者庁協議を含め、明らかになった諸課題（情報公開・開示の在り方、総括原価方式の在り方、事業報酬算定の在り方等）については、適宜検討を行い、必要に応じ反映を図ってきたところであり、今後電力会社から申請がなされた場合においても、これまでの審査結果を踏まえつつ審査するよう努めてまいりたい。

また、これまでの審査の過程で明らかとなった諸課題を踏まえ、審査の在り方について検証を行い、必要に応じて見直しをしてまいりたい。

- 電力システム改革について、消費者にとってどのようなメリットがあるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の家庭用までの電力小売の自由化、発送電分離、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について明確に説明すべきである。
 - また、経済産業省資源エネルギー庁は、具体的な制度設計や制度の運営を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないよう、消費者の意見を積極的に聴く場を設けるべきである。
- さらに、電力システム改革の検討については、消費者の関心も高いため、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

1. 電力システム改革は、新規参入の促進やスマートメーターも含めた競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めていくものであり、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心を成すもの。
 2. 電力の自由化や広域系統運用の拡大により、需要家の選択によるスマートな需要抑制や、地域間での電力融通の円滑化を進め、厳しい電力需給の中でも安定供給を確保する。また、燃料コストの増加等による電気料金上昇圧力がある中にあっても、競争の促進により料金を最大限抑制する効果があるものと考える。
 3. 自由化に当たっては、需要家がスマートメーターから得られる情報を活用し、適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューを選択できるよう、適切な情報提供や広報を積極的に行う。
 4. また、諸外国の事例も参考にしつつ、電気料金を最大限抑制できるよう、段階的な料金規制の撤廃や、規制当局による市場監視の強化等、慎重な制度設計を行い、「規制なき独占」に陥ることがないよう万全を期す。
 5. これまで改革の全体像について検討を行ってきた電力システム改革専門委員会（※）においては、消費者問題の専門家にも委員として議論に参加いただいたところであり、具体的な制度設計に関する検討・審議を行う制度設計ワーキンググループ（平成25年8月2日に第1回WGを開催し、平成26年1月20日までに計5回開催）においても、消費者問題の専門家にも委員として議論に参加いただいているところ。今後、実際の詳細な制度改正を行う際には、パブリックコメントを通じ、広く国民の皆様の意見を伺ってまいりたい。
- ※平成25年7月1日の審議会見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会」に名称変更。
6. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、国民全体で買い支え、普及させることで、ひいてはその発電コストを下げる目的に平成24年7月に導入されたもの。その普及によって、自らの家庭に太陽光パネルを設置する、屋根貸しモデルを通じて太陽光発電に自宅の屋根を提供する、市民ファンドを通じて自ら再生可能エネルギー発電に投

資するなど、消費者がエネルギーをより身近な問題として解決するための手段を格段に増やすことができる。

7. 本制度では、国民に負担いただく再生可能エネルギー賦課金単価について、法律の規定に従って、中立的な調達価格等算定委員会が公開で案を策定し、消費者担当大臣の意見も伺った上で決められた買取価格に基づき、算定されている。

8. 制度の導入開始に当たっては、全国で約70回に及ぶ説明会や各種イベントの開催、制度や負担に関するチラシの全戸配布、パンフレットの作成等を通じて制度の周知に努めてきたところ。引き続き、こうした負担への配慮をしっかりと行うとともに、住宅用太陽光発電をめぐる悪質商法の排除、再生可能エネルギーをめぐる意識喚起や広範な知見の向上など、様々な角度から再生可能エネルギーの普及政策を展開してまいりたい。

9. さらに、電力システム改革等の検討を進めていく上で、広く国民の皆様の意見を伺いつつ、内容の充実を図ることは重要なことであり、検討状況の把握が容易となるよう、適切な情報の提供を図ってまいりたい。